

## 令和4年第1回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	7
付議事件並びに結果 .....	8

令和4年1月12日

出席及び欠席議員 .....	9
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	10
本議会に出席した事務局職員 .....	10
議事日程 .....	10
議会運営委員長報告について .....	11
会議録署名議員の指名について .....	11
議案の上程について .....	11
市長の提案理由の説明 .....	11

## 令和4年第2回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	15
付議事件並びに結果 .....	16
令和4年2月14日	
出席及び欠席議員 .....	17
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	18
本議会に出席した事務局職員 .....	18
議事日程 .....	18
議会運営委員長報告について .....	19
会議録署名議員の指名について .....	19
議案の上程について .....	19
市長の提案理由の説明 .....	20
報告について .....	21

## 令和4年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	23
付議事件並びに結果 .....	24

### 令和4年2月28日

出席及び欠席議員 .....	29
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	30
本議会に出席した事務局職員 .....	30
議事日程 .....	30
諸般の報告について .....	32
議会運営委員長報告について .....	36
会議録署名議員の指名について .....	38
議案の上程について .....	38
市長の提案理由の説明 .....	38
報告について .....	47
請願について .....	48

### 令和4年3月3日

出席及び欠席議員 .....	49
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	50
本議会に出席した事務局職員 .....	50
議事日程 .....	50
議案質疑について（議案第4号～議案第7号） .....	52
（議案第8号～議案第13号） .....	53
（議案第14号～議案第16号） .....	55
（議案第17号～議案第29号） .....	55
（議案第30号～議案第32号） .....	58
（議案第33号～議案第39号） .....	59

### 令和4年3月7日

出席及び欠席議員 .....	63
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	64
本議会に出席した事務局職員 .....	64

議事日程 .....	65
一般質問について .....	66
緒方 寿光 議員 .....	66
新谷信次郎 議員 .....	79
佐々木創主 議員 .....	94
白谷 義隆 議員 .....	106
今村 智子 議員 .....	119

令和4年3月8日

出席及び欠席議員 .....	127
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	128
本議会に出席した事務局職員 .....	128
議事日程 .....	129
一般質問について .....	129
矢ヶ部広巳 議員 .....	130
橋本 憲之 議員 .....	138
立花 純 議員 .....	153
高田千壽輝 議員 .....	166
議案第40号 .....	179
議員提出議案の提案理由の説明 .....	179

令和4年3月22日

出席及び欠席議員 .....	181
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	182
本議会に出席した事務局職員 .....	182
議事日程 .....	182
議会運営委員長報告について .....	184
各委員長報告について .....	185
総務常任委員長報告について .....	185
建設経済常任委員長報告について .....	187
教育民生常任委員長報告について .....	189
予算審査特別委員長報告について .....	191
議案の上程について .....	204
市長の提案理由の説明 .....	205

議員提出議案の提案理由の説明 .....	205
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について .....	208

令和 4 年

## 第 1 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：令和 4 年1月12日

閉 会：令和 4 年1月12日

柳 川 市 議 会

第 1 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
1 月 12 日	水	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第1回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について	4 . 1 . 12	原案可決
議 案 第 2 号	財産の取得について	4 . 1 . 12	原案可決



# 柳川市議会第1回臨時会会議録

令和4年1月12日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	中村智弘
教	育	長 沖 毅
総務	部	長 平 田 敬 介
会	計	管 理 者 高 田 啓 介
市	民	部 長 椛 島 謙 治
保	健	福 祉 部 長 島 添 守 男
建	設	部 長 松 永 泰 治
産	業	経 済 部 長 兼 大 和 庁 舎 長 松 藤 満 也
教	育	部 長 兼 三 橋 庁 舎 長 袖 崎 朋 洋
消	防	長 松 藤 敏 彦
財	政	課 長 田 中 勝 裕
福	祉	課 長 内 田 猛
学	校	教 育 課 長 古 賀 洋
生	活	支 援 課 長 梅 崎 誠 司

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第1号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第9号)について

議案第2号 財産の取得について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第1回柳川市議会臨時会を開会いたします。

## 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第1回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る1月6日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程について、議案第1号及び議案第2号の2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論を行い、2議案ともに即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定をいたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番立花純議員及び12番荒木憲議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第1号及び議案第2号の2議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。日程3、今回御提案いたします議案第1号、議案第2号の2議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に913,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38,351,054千円としようとするものであります。

歳出では、3款・民生費で913,000千円を増額補正しております。

内容としましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給に係る経費を計上するものです。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり100千円を現金給付するもので、その財源は全額国庫から交付されます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金913,000千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきまして、翌年度への予算繰越しを御提案しております。

次に、議案第2号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、イオンクラスター除菌脱臭装置に関する物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

これは市内各小・中学校の教室等における新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底するため、イオンによる除菌装置を設置するものです。

契約金額は33,976,800円で、飯塚市川津693番地47、株式会社直方建材、代表取締役、杷野秀治と物品売買契約を締結するものであります。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第9号)については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第2号 財産の取得については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第1回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 立花純

柳川市議会議員 荒木憲

## 第 2 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 1 4 日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

## 第 2 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 3 号	令和 3 年度柳川市一般会計補正予算（第10号）について	4 . 2 . 14	原案可決

### 報 告

報 告 第 1 号	専決処分の報告について（専決第 1 号 和解及び損害賠償額の決定）	4 . 2 . 14	報 告
--------------	-----------------------------------	------------	-----



## 柳川市議会第2回臨時会会議録

令和4年2月14日柳川市議会議場に第2回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	中村智弘												
教	育	長	沖	毅										
総務	部	長	平田	敬介										
会計	管	理	者	高田	啓介									
市	民	部	長	椛島	謙治									
保	健	福	祉	部	長	島添	守男							
建	設	部	長	松	永	泰治								
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋	
消	防	長	松	藤	敏	彦								
財	政	課	長	田	中	勝	裕							
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦				
子	育	て	支	援	課	長	竜	晴	美					
商	工	・	ブ	ラ	ン	ド	振	興	課	長	古	賀	和	明

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第3号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第10号)について

日程(4) 報告について

報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 和解及び損害賠償額の決定)

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第2回柳川市議会臨時会を開会いたします。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第2回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る2月7日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第3号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論を行い、即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定をいたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9番近藤末治議員及び20番三小田一美議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第3号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。提案理由の前に、昨日、第3回目のワクチン接種をみやま市でしましたので、その報告をしたいと思います。

昨日は柳川市の方もたくさん接種会場にいらっしゃいました。私は第1回目、第2回目をファイザーで打ちまして、そのとき若干熱がその夜に出ていたのですが、今回も心配で熱冷ましも用意しておったんですけども、モデルナを打ちました。結果的には今少し腫れがある程度で、私の家内も打ったんですけども、別に問題ないようでございます。心配してある方もいらっしゃったと思うので、このマイクを通して市民の皆さんに訴えていきたいと思い、何もなかったことを報告しておきたいと思います。

それでは、日程3、今回御提案いたします議案第3号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に50,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38,401,506千円としようとするものであります。

歳出では、3款・民生費で3,040千円を増額補正しております。

内容としましては、子育て世帯等臨時特別給付金に係る経費を計上するものです。これは離婚等の理由により18歳以下の子供1人当たり100千円を給付する同給付金を受給できない養育者に対して、同額を支援給付金として全額国庫補助で給付するものであります。

4款・衛生費は27,412千円を増額補正しております。

内容としましては、オミクロン株による新型コロナウイルスの感染が拡大し、感染者が急増していることから、3回目のワクチン接種の時期を見直し、3回目を早く接種できるようにしました。このことにより年度内の接種人数が増加する見込みとなりましたので、そのために必要な経費を計上するものであります。

7款・商工費では20,000千円を増額補正しております。

内容としましては、感染第6波が深刻化するなど、コロナ禍がさらに長期化する中、市民生活を支援するとともに、落ち込んでいる地域経済の回復を図るため、今年度2回目となるプレミアム商品券事業を支援するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

今回の補正予算の財源は全て14款・国庫支出金であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン補助金等、50,452千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、プレミアム商品券事業費につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し

上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第10号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4 報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年1月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和3年10月29日午後1時30分頃、南筑後県土整備事務所柳川支所の来客者用駐車場において、柳川市職員が同事務所砂防港湾係に借用していた書類を返却するため公用車から降りようとドアを開けたとき、背後からの強風により、右隣に駐車してあった相手方車両の助手席ドア及びドアミラーに公用車の右側ドアが接触し、破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を127,613円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第2回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 近藤末治

柳川市議会議員 三小田一美

### 第 3 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 28 日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	火	考 案 日	
3 月 2 日	水	考 案 日	
3 月 3 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
3 月 4 日	金	考 案 日	
3 月 5 日	土	休 会	
3 月 6 日	日	休 会	
3 月 7 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 9 日	水	休 会	
3 月 10 日	木	委 員 会	
3 月 11 日	金	委 員 会	
3 月 12 日	土	休 会	
3 月 13 日	日	休 会	
3 月 14 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 16 日	水	休 会	
3 月 17 日	木	事務整理日	
3 月 18 日	金	事務整理日	
3 月 19 日	土	休 会	
3 月 20 日	日	休 会	
3 月 21 日	月	休 会	
3 月 22 日	火	本 会 議	採決・閉会

### 第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

#### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 号	令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 5 号	令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 6 号	令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 7 号	令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 8 号	令和4年度柳川市一般会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 9 号	令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 10 号	令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 11 号	令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 12 号	令和4年度柳川市水道事業会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 13 号	令和4年度柳川市下水道事業会計予算について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 14 号	柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 15 号	柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について	4 . 3 . 22	原案可決
議 案 第 16 号	柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について	4 . 3 . 22	原案可決



議案 第17号	柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第18号	柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第19号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第20号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第21号	柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第22号	柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第23号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第24号	柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第25号	柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第26号	柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第27号	柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第28号	柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第29号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第30号	市道路線の認定について	4.3.22	原案可決

議案 第31号	権利の放棄について	4.3.22	原案可決
議案 第32号	和解及び損害賠償額の決定について	4.3.3	原案可決
議案 第33号	人権擁護委員候補者の推薦について	4.3.3	同意
議案 第34号	人権擁護委員候補者の推薦について	4.3.3	同意
議案 第35号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	4.3.3	同意
議案 第36号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	4.3.3	同意
議案 第37号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	4.3.3	同意
議案 第38号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	4.3.3	同意
議案 第39号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	4.3.3	同意
議案 第40号	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について	4.3.8	原案可決
議案 第41号	令和3年度柳川市一般会計補正予算(第12号)について	4.3.22	原案可決
議案 第42号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	4.3.22	原案可決
議案 第43号	沖縄戦戦没者の遺骨収集を徹底するよう国に求める意見書について	4.3.22	原案可決

報 告

報告 第2号	専決処分の報告について(専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について)	4.2.28	報 告
-----------	-------------------------------------	--------	-----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 1 2 号	沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国 に求める意見書採択について	4 . 3 . 22	一部採択

令和4年2月28日（月曜日）

# 柳川市議会第3回定例会会議録

令和4年2月28日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

## 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
啓	介				
市	民	部	長	椛	島
謙	治				
保	健	福	祉	部	長
守	男				
建	設	部	長	松	永
泰	治				
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松	藤	満	也		
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋	洋				
消	防	部	長	松	藤
敏	彦				

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	徳	永	喜	美	香			
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
庶	務	係	長	森	康	貴			

### 5. 議事日程

#### 諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(令和3年9月分、10月分、11月分)

(2) 市長の所信表明について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第11号)について

議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)について

議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について

議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

- 議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について
- 議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 権利の放棄について

- 議案第32号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第38号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第39号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

日程（４） 報告について

- 報告第２号 専決処分の報告について（専決第２号 和解及び損害賠償額の決定について）

日程（５） 請願について

- 請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告を申し上げます。

次に、本定例会は令和4年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、令和4年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスへの対応について申し上げます。

新型コロナウイルスは、デルタ株から感染力の強いオミクロン株にほぼ置き換わり、これまでに経験したことのない速さで陽性者が増加しております。低年齢層にも広がっており、市内でも学級閉鎖や保育園の休園など、保護者、医療への負担も高まっております。本市で



も感染拡大を防ぐべく、急遽医師会の先生方をお願いし、当初の予定を早めて3回目のワクチン接種を2月1日から開始いたしました。また、福岡県市長会を通じて県に要望していた3回目接種の新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの県南地域への設置についても、2月9日、みやま市の保健医療経営大学に設置されました。今後も希望される方がスムーズに3回目のワクチン接種を受けられるよう、あらゆる努力をまいります。

さて、本定例会は、令和4年度の当初予算をはじめとする重要な議案の審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、令和4年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

いよいよ明日、みやま市と共同で整備した新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」が本格稼働いたします。この建設費約121億円のうち、国の補助金などを除いた約85億円は両市で負担することになりますが、この負担割合は今年3月からの1年間で両市から出される可燃ごみの割合で決まります。柳川市から出る可燃ごみの量が減れば、負担金も減少します。市民の皆様の御協力により、柳川市の可燃ごみの量は対前年比で約9%減少しているところですが、引き続き御協力をお願いします。

昨年8月11日から1週間降り続いた雨は、降水量870ミリを記録いたしました。これは平年の年間降水量の2分の1に相当する量です。本市では、上流自治体とも連携をして先行排水を実施し、さらには排水機場の管理人の皆様の懸命な努力によって、近隣自治体に比べ被害を抑えることができましたが、田畑や水路、道路には爪痕が残りました。

いつどこで起こるか分からないのが災害です。今後も、排水機能の強化や情報発信の充実など、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、第2次柳川市総合計画の将来像に合わせ、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目の政策目標「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」の主な取組について申し上げます。

最初に、4月にオープンする地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」についてですが、新たな施設では「はぐくみ つながり 笑顔がいっぱい」をコンセプトに、妊娠・出産・子育て期を通じ、切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、子供がわくわくして遊べる空間、そして、親子が安心して過ごせる場を提供いたします。

近年、子供の発達が気になり、子育ての不安や負担感で悩む保護者が増加しています。このため、子供と保護者が安心して生活できるよう、発達障がいの早期発見、一人一人に合った発達支援、保護者への育児支援等を行ってまいります。

保育士の確保も喫緊の課題です。共働き家庭の増加により保育所の利用は増加していますが、市内の保育所では、面積基準は満たしているものの、保育士不足のため児童を受け入れられない状況が生じています。このため、保育士の処遇改善やICT化による業務負担軽減

に取り組み、保育士の安定的な確保を図ってまいります。

また、子育て世代からは、子連れでも出かけやすく、快適に楽しむことができる公園を求め声が多く寄せられており、遊具、トイレ、駐車場などの設備が充実した公園の整備が急務であると考えています。このため、その第1弾として、むつごろうランドに大型遊具を整備することとしております。その中には、障がいのある子もいない子も一緒に遊べるインクルーシブ遊具も設置をしたいと考えています。

小・中学校の再編については、先日、議会に再編案を報告したところですが、今後、小学校区ごとにPTAや地域住民を対象とした説明会を開催し、パブリックコメントの手続を経て、令和4年度は学校再編計画を決定したいと考えております。

未来の子供たちのために、よりよい教育環境を整備していくことが重要です。市民への情報提供を丁寧に行い、共通理解を図りながら学校再編を進めてまいります。

2点目の政策目標「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」の主な取組について申し上げます。

コロナ禍で入り込み客数や宿泊客数、消費額が減少するなど、市内の観光業は大きな打撃を受けています。一方で、令和6年度には西鉄柳川駅西口に掘割を引き込み、沖端にも共同乗下船場を設置することとしており、今、大きな転機を迎えています。このため、貴重な地域資源である掘割を見詰め直し、その価値を再確認することで柳川観光の魅力を高めることを目的に、昨年、掘割と観光の共生のあり方検討委員会を設置いたしました。委員には、学識者、市民団体、川下り事業者のほか、国、県などの関係者にも御就任をいただいております。市内外の知見を結集し、掘割を活用した持続可能な観光の在り方を検討してまいります。

本市を犯罪のない安全で安心して暮らせるまちにしていくことが重要です。犯罪を未然に防止するため、小・中学校、柳川駅前周辺、駐輪場等に防犯カメラを設置してきたところですが、令和4年度には市役所柳川庁舎へ設置するとともに、行政区等が設置する防犯カメラへの補助制度を創設いたします。今後も安全・安心のまちづくりをこれまで以上に推進していきます。

行政のデジタル化が喫緊の課題となる中、その基盤となりますマイナンバーカードの普及拡大の重要性はますます高まっています。マイナンバーカードは、健康保険証として利用できる医療機関、薬局の数が市内でも増加するなど、利便性も向上しています。市民の皆様へマイナンバーカードの利便性や安全性、国が実施するマイナポイント事業の情報提供を行うとともに、出張申請窓口を開設するなど、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

令和3年度に施行された新しい過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）で旧大和町が一部過疎として指定されましたが、令和2年の国勢調査の結果により、令和4年4月1日から旧柳川市も一部過疎地域として新たに追加される見込みとなりました。

このため、今年度策定した過疎地域持続的発展市町村計画の変更の準備を行っているところです。一部過疎の財政支援措置を効果的に活用して、一部過疎地域はもちろんのこと、市全体の持続的発展に生かしていきたいと考えています。

3点目の政策目標「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」の主な取組について申し上げます。

初代柳川藩主、立花宗茂と妻、閨千代を主人公としたNHK大河ドラマの招致活動についてです。1月に発表された第166回直木賞受賞作に、宗茂公も登場する今村翔吾さんの「塞王の楯」が選ばれたといううれしいニュースがありました。この本をきっかけに、宗茂公の人気、知名度がさらに向上し、招致実現につながることを期待しております。招致活動は6年目を迎えました。引き続き福岡県やゆかりのある自治体などと協力し、招致活動を粘り強く行ってまいります。

安東省菴顕彰会が市民協働のまちづくり事業補助金を活用して、省菴の生涯をまとめた冊子「柳川・学問の祖 安東省菴」を作成し、寄贈いただきました。今年は安東省菴の生涯400年目の年に当たります。この冊子を手にとっていただき、郷土が生んだ安東省菴の偉大な業績を学んでいただきたいと思います。

開館2年目を迎えた市民文化会館「水都やながわ」では様々なイベントが開催され、文化芸術に触れる場として多くの方々に御利用いただいています。特に、高い音響効果を持つ大ホール「白秋ホール」は好評で、演奏を聴きにいられた観客の皆様はもちろん、プロの演奏家の方々からも高い評価をいただいています。また、水上に浮かぶ柳川の舞台をコンセプトとした設計が高く評価され、福岡県美しいまちづくり建築賞の最優秀賞であります大賞受賞も決定したところであります。令和4年度には、この市民文化会館を文化芸術の拠点とした柳川市文化芸術推進基本計画を策定することとしています。柳川らしさを重視した文化芸術の振興、障がいのある方の文化芸術活動の推進などについても、この計画に盛り込むこととしています。

新型コロナウイルスの感染拡大で図書館の利用が制限された場合でも、パソコンやタブレット等で本を借りることができる電子図書館の需要が高まっています。このため、令和4年度から有明圏域定住自立圏の取組として、電子図書館を運営することとなりました。「新しい生活様式」にも合ったサービスを幅広い世代の方々に利用していただきたいと思います。

4点目の政策目標「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」の主な取組について申し上げます。

農漁業は、柳川の基幹産業です。農漁業の振興を図るため、新規作物の開発、農産物特産品づくり、柳川産ノリのブランド化などに引き続き取り組んでまいります。また、柳川の豊かな農地と有明海は農業と漁業を支える基盤でありますので、国や県の補助を最大限活用し

ながら、基盤整備事業に取り組んでまいります。

柳川の魅力ある農水産物を全国の消費者へ発信することも大変重要です。昨年末から市内の運送会社の協力により、柳川で取れる野菜のナス、オクラ、トマト、アスパラガスを描いたラッピングトラックが運行されております。コロナ禍においては、市場や消費地へ出向き、市場関係者や消費者に直接PRを行うことが困難な状況ですが、今後も様々な機会を捉えて、柳川の農水産物のPRに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大により、市内の観光業、宿泊業は深刻な影響を受けており、観光需要の回復を図る必要があります。感染防止対策を徹底し、安全で安心して利用できる観光施設等の情報発信を行うとともに、滞在時間の延長、地域の消費拡大につなげるため、柳川観光V字回復キャンペーン事業、柳川宿泊応援キャンペーン事業に取り組んでまいります。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私の使命は、柳川の持つ魅力をさらに高め、住み続けたいまちにして、未来を担う次世代につないでいくことです。今後ともどうか議員の皆様並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る2月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、2月28日から3月22日までの23日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、3月1日、2日は考案日、3日を議案質疑、4日は考案日、5日、6日は休日で休会、7日、8日、9日を一般質問、10日、11日を常任委員会、12日、13日は休日で休会、14日、15日、16日を予算審査特別委員会、17日、18日は事務整理日、19日、20日、21日は休日で休会、22日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第4号から議案第39号までの36議案の一括上程であ

ります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程5が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第12号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第4号から議案第7号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第4号は総務常任委員会に審査を付託、議案第5号から議案第7号までの3議案は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第8号から議案第13号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第8号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第9号及び議案第10号の2議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第11号は総務常任委員会に審査を付託、議案第12号及び議案第13号の2議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第14号から議案第16号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第17号から議案第29号までの13議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第17号から議案第21号までの5議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第22号から議案第26号までの5議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第27号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第28号及び議案第29号の2議案は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第30号及び議案第31号の2議案は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第32号は即決といたしております。

次に、議案第33号から議案第39号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、7議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番佐々木創主議員及び19番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第4号から議案第39号までの36議案を一括上程いたします。

初めに、議案第4号から議案第13号までの10議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、議案第4号から議案第7号までの補正予算4議案及び議案第8号から議案第13号までの令和4年度予算関係6議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

今回御提案しております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460,916千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38,862,422千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は568,890千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと寄付金の寄付見込額の増加に伴う事務費、基金積立てに係る経費などを計上しております。

民生費は225,815千円を減額補正しております。

内容としましては、地域密着型施設等整備補助金や学童保育所支援員及び保育士等の処遇改善に要する経費を計上したほか、福岡県介護保険広域連合負担金や生活保護費などを減額しております。

衛生費は3,388千円を減額補正しております。

内容としましては、有明生活環境施設組合による広域火葬施設建設事業が完了したため、組合負担金の確定による減額を計上しております。

農林水産業費は239,881千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入費用を助成する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費などを増額する一方、水路保全工

事費などを減額しております。

商工費では13,550千円を減額補正しております。

内容としましては、市民まつり補助金など、コロナの影響で中止になったイベントの予算を減額しております。

土木費では52,400千円を減額補正しております。

内容としましては、高橋中牟田線道路整備事業費や中島谷垣開線道路整備事業費などをそれぞれ減額しております。

教育費では7,702千円を減額補正しております。

内容としましては、柳川おもてなしマラソン大会実行委員会負担金など、コロナの影響で中止になったイベントの予算を減額しております。

災害復旧費では45,000千円を減額補正しております。

内容としましては、水路災害復旧事業費の確定に伴い予算を減額しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、保育士等处遇改善臨時特例交付金の増額、生活保護費の減額等により75,720千円を減額補正しております。

県支出金では、漁港関係事業費の増額、子ども医療費の減額等により197,383千円を増額補正しております。

寄付金では501,626千円を増額補正しております。

繰入金では248,825千円減額補正しております。

諸収入では、有明生活環境施設組合広域火葬施設建設負担金精算金16,952千円を増額補正しております。

市債では、排水路整備事業費を減額する一方で、漁港機能保全事業費を新たに計上したことなどにより、69,500千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では、電算推進費など15件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 地方債補正では、漁協共同利用施設整備事業費など8件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度に対する国庫補助の不足分として、9月議会で増額補正していた財政負担分繰入金について、国の全額補助が決定したことにより不要となったため全額を減額し、決算見込み及び額の確定に伴い、必要な額を補正するものです。

このため、歳入歳出それぞれ127,985千円を増額し、補正後の予算額を8,893,140千円とするものであります。

次に、議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、併せて前年度繰越金の調整を行っております。

歳入の保険基盤安定繰入金と繰越金、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ13,661千円減額し、補正後の予算額を1,114,339千円とするものであります。

次に、議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、貸付金の貸付原資であります起債の償還が令和3年度末で終了し、貸付金の回収に関する業務のみになることから、令和4年度以降は一般会計で貸付金の回収に関する業務を行うこととするため、特別会計で管理する金銭を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、第2次総合計画で掲げた4つの政策目標である「ひとづくり」「まちづくり」「ふるさとづくり」「しごとづくり」を実現するための各施策を引き続き計上しております。

中でも、「子育て支援」「教育環境の整備」「豊かで安全・安心な市民生活の実現」について予算の重点化を図るとともに、コロナ禍に対応するための予算も計上しております。限られた資源の有効活用、事業の選択と集中、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に予算編成に臨んだところであります。

このように編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに30,836,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして2,285,000千円、率にして6.9%の減額となっております。また、前年度の6月補正予算後と比較しますと、額にして3,782,354千円、率にして10.9%の減額となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度の6月補正後予算との比較により、歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、令和3年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より89,699千円増の6,435,210千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、令和3年度の交付見込額や国の地方財政計画等から、前年度より117,000千円増の1,512,000千円を計上しております。

次に、地方交付税の普通交付税については、国の地方財政計画や令和3年度交付額を参考に、前年度より1億円増の7,280,000千円を計上し、特別交付税については前年度同額の



1,150,000千円を計上しております。

次に、繰入金は、財政調整基金や、ふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より52,145千円減の1,291,384千円を計上しております。

次に、市債は、新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」の整備が令和3年度で完了したことにより、前年度より3,698,300千円減の1,877,700千円を計上しております。

これにより、令和4年度末の市債残高は、前年度末と比較して1,221,073千円減の38,351,354千円となる見込みであり、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約58.9%に相当する1,105,575千円と試算しております。

また、合併特例事業債は道路整備事業など5事業に418,300千円を計上しており、この結果、令和4年度末の借入見込総額は、普通建設事業分で26,435,400千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

初めに、議会費は前年度より15,775千円減の216,708千円を計上しておりますが、この減額は議員定数の2名減によるものであります。

次に、総務費は前年度より214,514千円増の2,968,374千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、ふるさと寄付金の大幅な増加に伴う事務費の増額、柳川庁舎トイレ改修工事などによるものです。

新規事業としては、市内における犯罪防止のために、行政区等が行う防犯カメラ設置への補助金を計上しております。

次に、民生費は前年度より135,171千円減の12,975,868千円を計上しておりますが、この減額は、令和3年度が橋本集会所建替事業費、地域子育て支援拠点施設整備事業費を計上していたことなどによるものです。

つどいの広場事業については、新しく整備した子育て支援拠点施設において市直営で事業を行うこととしています。これまで休館していた土曜日を開館日とし、スタッフを1名増員するなど、子育て支援体制を強化します。また、保育所における防犯カメラ等の整備に対し補助金を交付し、安心して保育できる環境整備も推進してまいります。

次に、衛生費は前年度より3,853,825千円減の2,036,375千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、みやま市と共同で建設を進めていた新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」の整備が令和3年度で完了したことによるものです。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などを計上しております。

次に、労働費は前年度同額の14,387千円を計上しております。

次に、農林水産業費は前年度より83,856千円増の2,441,350千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、県補助を活用した農業用機械導入に対する補助金を大幅に増額して計上したこと、中島漁港しゅんせつ工事経費を計上したことなどによるものです。

次に、商工費は前年度より271千円増の900,381千円を計上しております。

商工振興関係では、商店街活性化対策費、新規起業・創業支援事業費などを計上しております。

また、観光費では、子供たちが伸び伸びと外遊びができる環境を整備するために、むつごろうランドに大型公園遊具を設置するための経費を計上しております。

そのほか、コロナ禍において落ち込んだ観光業を盛り上げるために、柳川観光V字回復キャンペーン事業に係る経費を昨年度に引き続き計上しております。

次に、土木費は前年度より231,760千円減の2,077,878千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、令和3年度に筑紫団地、佃団地の2か所の改善工事を行っていたことや、高橋中牟田線道路整備事業の事業進捗に伴う減額などであります。

新規事業としては、県道枝光今古賀線の柳川警察署西から現在整備中であります国道443号バイパスを經由し、県道高田柳川線を結ぶ路線を整備する藤吉線道路整備事業費を計上しております。

次に、消防費は前年度より83,438千円増の951,522千円を計上しておりますが、この増額は、築25年を超え、老朽化した消防本部庁舎空調設備改修工事費を計上したことが主な要因であります。

次に、教育費は前年度より104,074千円減の2,900,847千円を計上しておりますが、この減額は、令和3年度に三橋共同調理場空調整備工事費や市民文化会館備品購入費を計上していたことなどが主な理由であります。

ソフト面では、複式学級解消事業費、中学校の通級指導教室事業費を計上し、ハード面では、昭代第二小学校校舎大規模改造事業費、B & G 体育館及び三橋体育センターの耐震改修工事費などを計上しております。

次に、公債費は前年度より175,149千円増の3,281,627千円を計上しております。この増額の要因は、平成29年度より借入れが多かった平成30年度借入分の元金償還が始まることによるものです。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など13事業の債務負担行為を、第3表では福岡県南広域水道企業団出資金など20事業に係る地方債を併せて御提案申し上げます。

次に、議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出ともに8,630,136千円としております。

本会計の歳出の主なものは、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費で、大部分を占める保険給付費は1.2%の減、国保事業費納付金は前年度当初予算より2.2%減を見込んでおります。

また、歳入の主なものは、被保険者の国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模は、歳入歳出ともに1,169,000千円としております。

本会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金、被保険者からの保険料で賄うようになっております。

次に、議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算については、昨年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算としております。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

次に、議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,473,852千円、事業費用を1,399,032千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は755,388千円、支出は1,064,985千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額309,597千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、下水道事業収益を768,171千円、下水道事業費用を752,312千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は4,401,484千円、支出は636,670千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額195,186千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

なお、令和4年度予算関連の6議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、御覧いただきますようお願いをいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第14号から議案第39号までの26議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第14号から議案第29号までの条例案16議案、議案第30号から議案第32号までのその他3議案及び議案第33号から議案第39号までの人事案件7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、昭和49年に建築し、平成7年に改修した柳川市ふれあい自然の家を施設老朽化のため3月31日をもって廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、3月をもって柳川市坂本町の柳城児童館を閉館するため、当該施設の設置条例を廃止するものであります。

次に、議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、4月に有明地域観光物産公園敷地内にオープンする柳川市地域子育て支援拠点施設の設置条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、独立行政法人等の定義が新たに個人情報の保護に関する法律に定義されることになるため、条例を整備するものであります。

次に、議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、国家公務員において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援措置として、4月1日より非常勤職員の育児休業の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が実施されることから、本市においても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職非常勤職員として任用していた市史編集委員会編集顧問及び市史編集委員会研究員について、当該職の任用要件に該当しないため、別表第1から削除するものであります。

次に、議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年8月10日の人事院勧告に準じて、議員、市長、副市長、教育長及び職員の期末手当、または勤勉手当の引下げ等（184ページで訂正）を行うとともに、時間外勤務等の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、現在、国家公務員準拠としていますが、地方公務員は労働基準法適用となるため、同法準拠に改めるものなどがあります。

次に、議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、報酬を月額で定めている会計年度任用職員の勤務時間1時間当たりの給与額等の算出方法について、国家公務員準拠としていますが、地方公務員においては労働基準法が適用になるため、同法に準拠した算出方法に改正するものなどがあります。

次に、議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定に基づき、住宅新築資金等特別会計を設置し、貸付金回収業務と市債償還業務を実施していましたが、起債の償還業務が令和3年度末をもって終了し、令和4年度以降は一般会計で貸付金の回収に関する業務を行うため、柳川市住宅新築資金等特別会計を廃止するものであります。

次に、議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児の被保険者がいる場合において、未就学児につき算定した被保険者均等割額を減額するものであります。

次に、議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、施設管理の一元化の観点から、管理者を教育委員会から柳川市へ移管するものであります。

次に、議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度で柳川市クリーンセンターの稼働が終了し、令和4年度から市組織機構を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、施設利用者の利便性を向上するために使用料区分の見直しを行うものであります。

次に、議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月に策定した柳川市景観計画の計画改定に伴い、条例の一部を変更す

るものであります。

次に、議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、全国的に消防団員数が減少していること、災害が多発化、激甚化していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的に、消防庁において検討がなされ、消防団員の報酬等の基準が策定されたことから、それに準じ条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、4月1日より施行されることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市町村道整備事業による1路線を新規認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号 権利の放棄について御説明申し上げます。

放棄する債権は、柳川市営住宅使用料及び駐車場使用料11名に対する2,682,400円で、内訳としましては、住宅使用料が2,480,400円、駐車場使用料が202千円です。

放棄の理由としましては、債権に係る消滅時効の期間が満了し、かつ死亡、または所在不明となった滞納退去者や連帯保証人に当該債権を履行させることが著しく困難で、回収が見込まれないと判断したためであります。

次に、議案第32号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

概要を申し上げますと、令和3年8月14日午後1時53分頃に発生した柳川市大和町塩塚1144番地の建物火災に出動中の柳川市消防団第14分団ポンプ自動車、国道208号塩塚セブン・イレブン南側付近において、停車していた普通乗用車の後部に衝突し、相手運転手にけがを負わせたものであります。

この事故に係る人身損害賠償額を1,561,245円と決定し、相手側と示談を行おうとするものであります。

なお、決定した損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填されます。

次に、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の浦昭廣委員が6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の山口裕子委員が6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に樽見孝則氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第35号から議案第39号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し選挙権を有する者の中から合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員としましては、第35号では弁護士の桑原義浩氏、第36号では税理士の富永諭氏及び第37号では公認会計士の上野雅成氏の3氏を引き続き委嘱しようとするものです。

また、柳川市に居住し選挙権を有する委員としましては、第38号で三小田悦子氏及び第39号で石川真貴子氏の両氏を引き続き委嘱しようとするものでありまして、これら5人の委員委嘱について、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4．報告について。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年2月15日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年1月7日午前9時20分頃、柳川市水路課の会計年度任用職員が水路清掃のため市営団地付近を走行中、市営団地西側水路にごみを発見し、そのごみを回収するため後方確認をせずにバックしたところ、後方に停車していた相手車両のフロント部分に衝突し、相手方車両を破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を321,600円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（藤丸正勝君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会



## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和4年3月3日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

### 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
敬	介				
会	計	管	理	者	高
啓	介				
市	民	部	長	椛	島
謙	治				
保	健	福	祉	部	長
守	男				
建	設	部	長	松	永
泰	治				
産	業	経	済	部	長
兼	大	和	庁	舎	長
松	藤	満	也		
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
朋	洋				
消	防	長	松	藤	敏
彦					

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	議	事	係	書	記	原	田	麻	由	香		

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

- 議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第11号)について
- 議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について
- 議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について

- 議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について
- 議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 権利の放棄について
- 議案第32号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

- 議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
議案第38号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について  
議案第39号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告をいたします。

三小田議員からオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会委員の辞職願が提出されましたので、柳川市議会委員会条例第14条の規定により願い出のとおり2月28日をもって辞任を許可いたしましたので、報告をいたします。

次に、市長から議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）、第2表 繰越明許費補正において事業名の記載誤りの申出がありました。

内容は、お手元に配付の正誤表のとおりであります。御了承願います。

なお、正誤表に添付のシールにより議員各位におかれましては訂正方お願いを申し上げます。

#### 日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）について、議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について及び議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について、議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について及び議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により全議員21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員21名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について、議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について及び議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上13議案を一括議題といたします。

13議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。



お諮りいたします。議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定については、

建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第30号 市道路線の認定について、議案第31号 権利の放棄について及び議案第32号 和解及び損害賠償額の決定についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第30号 市道路線の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第31号 権利の放棄については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第32号 和解及び損害賠償額の決定については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第38号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について及び議案第39号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱についての以上7議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。7議案は人事案件でありますので、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

初めに、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について採決をいたします。

本案は原案どおり樽見孝則氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり樽見孝則氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定をいたしました。

次に、議案第39号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決をいたします。

本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定をいたしました。

員の委嘱に同意することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会

令和4年3月7日（月曜日）

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和4年3月7日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
管	理				
者					
市	民	椛	島	謙	治
部	長				
保	健	島	添	守	男
福	祉				
部	長				
建	設	松	永	泰	治
部	長				
産	業	松	藤	満	也
経	済				
部	長				
兼	大				
和	庁				
庁	舎				
長					
教	育	袖	崎	朋	洋
部	長				
兼	三				
橋	庁				
庁	舎				
舎	長				
長					
消	防	松	藤	敏	彦
	長				
人	事	江	口	英	範
秘	書				
課	長				
長					
総	務	武	田	真	治
課	長				
長					
企	画	池	末	勇	人
課	長				
長					
財	政	田	中	勝	裕
課	長				
長					
税	務	古	賀	順	一
課	長				
長					
健	康	田	島	雅	彦
づ	く				
り	課				
課	長				
長					
福	祉	内	田		猛
課	長				
長					
学	校	古	賀		洋
教	育				
課	長				
長					
生	涯	新	開	文	隆
学	習				
課	長				
長					
水	路	松	永		久
課	長				
長					
生	活	梅	崎	誠	司
支	援				
課	長				
長					
子	育	竜		晴	美
て	支				
援	課				
課	長				
長					
生	活	梅	崎	秋	敬
環	境				
課	長				
長					
都	市	目	野	隆	広
計	画				
課	長				
長					
観	光	山	田	秀	太
課	長				
長					
観	光	川	原	洋	一
課	D				
M	O				
推	進				
室	長				
長					
商	工	古	賀	和	明
・	ブ				
ラ	ン				
ド	振				
興	課				
長	長				
学	校	野	田	真	功
教	育				
首	席				
指	導				
官					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					徳	永	喜	美
香									



5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方寿光	1. 過疎地域の新たな指定(旧柳川市)に対する、本市の計画及び施策等はいかに 2. 「佐賀空港へのオスプレイ等配備計画」に対する、本市の対応と対策は 3. 本市の小児向けコロナワクチン(5歳~11歳)の接種計画及び接種体制等はいかに
2	5番 新谷信次郎	1. 柳川市の文化財保護と観光政策について (1) 「名勝水郷柳河保存活用計画」について (2) 「掘割と観光の共生のあり方検討委員会」について (3) 水郷柳川の「掘割の水を引く歴史的庭園」について 2. 柳川市立小中学校における新年度の課題 (1) 教職員定数について (2) 働き方改革について
3	10番 佐々木創主	1. 新型コロナによる影響と課題 (1) 行政運営、市民サービス
4	17番 白谷義隆	1. 佐賀空港へのオスプレイ配備について (1) 佐賀空港の環境保全に係る合意書の見直し協議は (2) 防衛省との協議は 2. 柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について (1) 第1期総合戦略の検証結果は (2) 第2期総合戦略の現在までの検証と今後の取組
5	4番 今村智子	1. ひきこもり支援について (1) 実態 (2) 相談窓口 (3) 支援対策

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告をいたします。

3月3日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は緒方寿光議員に決定いたしましたので、以上、報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まずは質問に入ります前に、今回のロシアのウクライナ侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を著しく侵害し、武力行為を禁ずる国際法の深刻な違反であり、断じて容認できません。よって、冒頭にロシアの即時の攻撃停止とロシア軍の即時撤収を強く求めます。

早速質問に入ります。

今回は私の質問は3点であります。

なお、通告しております質問の順位が多少前後しますが、議長の取り計らいをよろしく願いいたします。

初めに、佐賀空港へのオスプレイ等配備計画に対する本市の対応と対策について質問します。

なぜ今回質問するのか。平成30年8月24日に佐賀県知事はオスプレイ等配備計画の受入れを表明し、本年1月28日には防衛省、佐賀県、佐賀県有明海漁協の3者による実務者協議が既に始まっております。その目的は、佐賀県有明海漁協が協定書見直しの条件として示している排水対策、買取価格、候補地以外の土地取得についての解決案を取りまとめるためということであり、秋口にはこの結論が出るのではないかとわれております。

そこで、以上のような状況を推察するとき、本年中には配備計画が一気に進むことが想定され、本市としてのアクションを今起こすべきときだと強く考えます。要は、これまでに事業主体の国より本市に対しては具体的な安全対策や騒音対策等は現時点においても示されて

おらず、本市としてこのまま何のアクションも起こさなければ、住民の生命、財産を守ることとはできないのではないのでしょうか。

そこで、本市の対応と具体的施策について率直にお聞きします。

2点目の質問は、本市における5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種計画や体制等についてお聞きします。

なぜ今回質問するのか。それは本市の直近のコロナ感染状況が2月27日時点で新規感染者の合計は1,253人となっており、年代別の感染者数は10歳未満が194人、10代が194人、20代が120人、30代が189人、40代が152人、50代が113人、60代が127人、70代以上が164人となっているようであるからであります。

本市の感染実態の分析結果としては、若い年代から10歳未満の子供への感染が急増し、高齢者への感染と拡大しており、2月に入り、27日間の陽性者数は過去最多を更新しています。あわせて、市内の小・中学校においては、3月2日現在で小学校で4校6学級、中学校で1校1学級の学級閉鎖が続いております。そこで、保護者等からは、小児向けワクチン接種はそれぞれの家庭において接種するしないは判断されることだが、自分の子供に対しては早期接種を強く望むという声が多く上がっております。また同時に、3月1日時点において、本市では小児向けワクチン接種がいつからどのような形で始まるのかさえ分からないといった声も聞きました。

そこで、本市の小児向けワクチンの接種計画や接種体制等について率直にお聞きします。

3点目の質問は、旧柳川市の新たな過疎地域の指定に対する今後の計画及び具体的施策についてお聞きします。

本市の過疎地指定の経緯としては、令和3年度に制定された過疎法において、昨年、旧大和町が一部過疎として指定され、その後、令和2年の国勢調査結果により、旧柳川市も一部過疎地域として新たに指定される見込みになったということでもあります。正式な指定の公示日は来月の4月1日、そして、指定期間は4月1日から令和13年3月31日とのこととなります。また、旧柳川市の過疎地域の指定の要因については、平成7年から令和2年における人口減少率が23%以上減少したことに合わせて、平成30年から令和2年における財政力指数が0.46まで落ち込んだことによる指定ということでもあります。

私自身はこの新たな過疎地域の指定について青ざめているところでもあります。最も大事なことは、本市の人口が新柳川市誕生の合併当時には約7万5,000人あったものが、毎年およそ700人前後が減少し、今年1月末にはおよそ6万4,000人となり、この17年間で約1万1,000人減少し、新たに過疎地域指定を受けることになる中で、いま一度奮起して実効性のある過疎対策実施計画等を構築し、そして、人口減少に歯止めを利かせるための具体的施策を実行する必要があると考えるからであります。

そこで、以上のことに対する本市において最優先に取り組むべき重要施策等について、市

長の見解と方針、また、具体的施策を率直にお聞きします。

これから先の質問は自席より一問一答で行います。

なお、今回も新型コロナウイルス感染症対策によりまして質問時間が50分と制限されております。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を切にお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

初めに、佐賀空港へのオスプレイ等配備計画につきまして質問をさせていただきます。

昨年11月30日の新聞報道によりますと、ここにありますが、佐賀県有明海漁協はオスプレイ配備計画について検討委員会を非公開で開催し、1番目に、配備計画に伴う滑走路整備などで出る排水対策、用地買収等の提示、用地取得面積の明示を条件に、公害防止協定の見直しを検討する方針を決定したとの報道の記事であります。さらに、今年1月28日においては、防衛省、佐賀県、佐賀県有明海漁協の3者による実務者協議が既に行われていると聞き及んでおります。

そこで、以上の推移を推察したときに、私自身は遅くとも今年秋口には協定見直しの結論が出ると見込んでおりまして、今後、オスプレイ等の配備計画は一気に進むのではないかと想定をしておるところでございます。

この件につきまして市長の見解をまずお聞きします。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

本年1月28日に開催された実務者協議につきましては、その内容や出席者などについて佐賀県より情報を得ております。

内容につきましては、先ほど緒方議員のほうから申されたとおり、新聞等でも報道されていますが、佐賀県有明海漁協が協定書見直しの条件として示している排水対策、買収価格、候補地以外の土地取得についての解決案を取りまとめるのが実務者協議の目的とされております。その解決案に対する最終判断を下すのは漁協本所の幹部会議となっております。

この実務者協議では、防衛省での検討状況を確認しながら、6月から7月頃には漁協に対し、進捗状況を報告する予定とされております。

一部報道では協定見直しは秋口になるのではとの見立てがありますが、本市としても同様に秋口には協定見直しについての結論が出るものと見込んでいるところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

先ほどの答弁をお聞きしましたが、そういう秋口にこの手の結論が出るのではないかと想定されているということであれば、やはり本市として具体的に国、そして、佐賀県に対して安全対策、騒音対策等々を申入れして、今、柳川市としてアクションを起こすべきときではないかと考えておりますが、この点についてぜひ柳川市としての考え方を述べていただければ

ばと思いますが。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

佐賀県への対応につきましてですが、平成30年8月24日に山口佐賀県知事は佐賀空港へのオスプレイ等配備計画の受入れを本市への事前協議もなく表明されております。このことについては、同年8月28日、金子市長と当時の田中市議会議長で抗議文を佐賀県知事宛てに提出しております。

この抗議に対して、同年10月12日、当時の池田佐賀県副知事から配備計画の受入れの経緯についての説明がなされ、その中で、事前協議に対する考え方について、佐賀県有明海漁協との協定見直し後に事前協議を行うとする佐賀県側と配備計画の受入れの是非を判断する前に事前協議を行うべきだったとする本市と認識のずれがありました。この説明会において、意見交換会や情報共有については積極的に対応したい旨、約束されております。

認識のずれは解消しておりませんが、佐賀県とは意見交換会や情報交換を継続的に行っているところであり、このような経過から事前協議についての申入れ等は現在まであっておりません。

今後につきましてですけど、こういった状況ではございますが、先ほども申しましたとおり、秋口には結論が出るというところがございますので、当然、本市のほうで論点整理の中で懸念が払拭できていないものとして整理しております先ほど申しましたオスプレイの安全性や騒音問題、それに観光に対する懸念事項などについて改めて説明を求めていきたいと考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

その論点整理ということなんですけれども、これは今から4年前の平成29年9月に公表された柳川市の論点整理ということで、3つの懸念事項があるということがございますよね。その中で、オスプレイの安全性、騒音の生活環境への影響、観光に対する影響、このことについてはいまだに明確な答えがありませんし、懸念も払拭されていないところですので、やはりここについて強く事業主体であります国に対して申入れをまずは行うべきではないかと私は考えます。

そして2点目には、事実として1月28日に防衛省、佐賀県、佐賀県有明海漁協による実務者協議が始まったということがございますので、ここについても、やはり進捗状況といいたいでしょうか、今こういう状況にあるので、今後こうなる見込みで、実はこういう見通しをしておりますという正式な情報提供と申しませうか、情報を佐賀県のほう、そして、国のほうに対してもしっかり求めていくことがまず本市としてやるべきことではないかと考えますけれども、その2点について今後どのようにされる御予定ですか。もう3月に入りましたので、タイムスケジュールを教えてください。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

タイムスケジュールということでございますが、現在、今申しました3つの払拭されていない懸念事項につきまして改めて課題を整理しているところです。これから佐賀県につきましても、九州防衛局につきましても、そういった説明を求めていきたいと考えているところです。

何遍も申しませんが、秋口には結論が出るというふうに本市としても考えておりますので、早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

早急に対応したいということで答弁いただいておりますけれども、私は一番この件について申し述べさせていただきたいのは、当然、国策としての施策だと思っておりますけれども、これについては理解はできる場所であります。しかしながら、この柳川市の状況を考えた場合に、当然のことながら配備計画が進んだ折には、その後につきましては柳川市の上空をオスプレイは飛行する、これは想定できますし、そして、訓練、緊急出動等々ある場合においては低空飛行も考えられるわけでございます。そのような中において、やはり安全対策、そして騒音対策、ここについては早く柳川市としても具体的に要望を取りまとめて、そのことを国等に対面でしっかり正式に申入れをするというようなことが望まれているのではないのでしょうかね。

市民の中からは、このまま何もしなければ柳川市は蚊帳の外に置かれるんじゃないか、生命、財産を守ることはできないのではないのでしょうかね、後世に禍根を残すことになるのではないんですかというような強い厳しい意見もあるわけでございます。そのような中において、やはり一日でも早く要望等をまとめ上げて、そして、柳川市1市で申入れを行うのは多少弱いと考えられているのであれば、有明海沿岸の大川市やみやま市、そして、大牟田市やそれぞれの自治体ときちっとした連携を取って、具体的に連携を取って、何を国等に求めていこうとするのか、ここをやはりしっかり煮詰めて、国、佐賀県にも申入れを行うことが今大事ではないのでしょうかね。いかがでしょうか。市長、何か今後の見解等々、方向性等々ありましたらぜひ聞かせてください。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

3年数か月前に山口知事は突然、まさに青天のへきれきと申しますか、事前交渉抜きで発表されました。そのことについては、先ほど課長が述べたように、柳川市議会も抗議の議決をいただきました。そして、そのことと併せて、池田副知事にも当時の田中議長と行って抗議をしたところでございます。それから3年数か月たちました。佐賀県の考え方は、佐賀県有明海漁協との話ができない限りは交渉に応じないと、事前協議をしないという考えでござ

いました。今まさに佐賀県と佐賀県有明海漁協、そして、防衛省と秋口に恐らく合意形成がなされるんじゃないかというふうに私は思っております。佐賀県側もいろんな形で担当事務局は情報を柳川市には提供をいただいております。唯一の佐賀新聞についても私たちのほうは講読しまして、その情報もつかんでいました。恐らく緒方議員が言われるような形で秋口にはまとまるというふうに私は思っておりますので、これから柳川市にとりましては積極的に私が先頭になって防衛省と話をしてみたいというふうに思います。

いろんな形で福岡県内には陸上自衛隊の駐屯地、久留米、小郡、福岡、飯塚、そしてまた、北九州ですね、そして、航空自衛隊の基地も芦屋、築城にあります。その首長さんたちにもお話を聞きました。基地交付金が幾らぐらい出るのか、そういうことも含めて、いろんな形で3年数か月かけて研究をしてみました。今まさに柳川市が、時の副大臣が柳川市に来られたときに悪天候時はオスプレイは柳川の上空を飛びますということをはっきりと交渉の過程で言われました。私は確かにウクライナのような問題があれば、改めて国の防衛が必要だということを考えております。それは緒方議員と同じような考え方です。ただ、市民の安全・安心も担保しなければならないという中において、どうやってできるのかということを引きちんと、そこをどう考えているのかということを防衛省のほうに当たってみたいと。そして、佐賀がまとまる前にはその話を積極的にやってみたいと思っております。

私は昨年4月、4期目の立候補をいたしました。私がしなければならないのは、このオスプレイの問題、そして、学校再編の問題、使命であるなら、2点をもって、これを言わなかったんですけども、これは私が片づけなければいけないというようなことで立候補して当選をさせていただきました。そういう気持ちでおりますので、改めて緒方議員にはそういう決意を持って臨みますということを伝えておきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長の決意を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私がこの点で申し上げたいことは、この柳川市の、特に学校、病院、そして、住宅地がありますけれども、そこの上空の飛行制限と申しましょうか、高さの制限、そして、飛行時間帯の制限もきちんとした形で取りまとめていただいて、具体的に事業主体の国等に対して申入れをすることがやっぱり大事だと思うんです。

あともう一つは、陸上であれ、有明海であれ、仮にオスプレイの墜落事故等々があったときの補償を具体的にどうするのかと、ここもやはり詰めて、具体的なものを国等に提示すべきだと私は考えております。ここをやらなければ、この柳川市の安心・安全は確保できないし、担保もできないわけですので、ここを中心に、まずは練り上げていくことではないのかと。そして、アクションを起こして国等にきちんとした形で正式に申入れをしていくことではないかと考えておりますが。

市長（金子健次君）

まさにそのとおりでございます。佐賀県、また、佐賀市が入っているかどうかは分かりませんが、その問題については、恐らく九州防衛局は大分話が進んでおると思います。同じようなことについては私も話をしなければならないというふうに思っていますので、今回は佐賀県に行ったときは田中議長、そしてまた、さらに樽見議長も佐賀県議会の議長ともお会いして、よかったら、最終的に詰める段階においては藤丸議長にも柳川市の意向として伝えていきたいということをお願いしたいということをお話ししているところでもございます。

いろんな細々した問題については今日は触れませんが、そういうことを含めて防衛省、九州防衛局と話をしていきたいと思っています。特に、新しく赴任されました遠藤企画部長が先日挨拶に見えておりますので、そういうことでの話はできる状態に今なっておるというふうに思っていますので、積極的に向こうと話し合いをします。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。後世に禍根を残さないように、ぜひ対応を取っていただきたいと強く申し述べさせていただきます。

次の質問に移ります。

小児ワクチンの今後の接種計画、ここについてぜひ答弁いただきたいと思っておりますが、なぜ今回この話をするかと申しますと、特に、佐賀市においては3月1日から接種が既に始まったということをお聞きしておりますし、久留米市でも3月中旬ですかね、接種が始まるということで本日の西日本新聞でも報道されておりましたが、果たしてこの柳川市の接種計画はいつになるのかという問合せもあっておる中で、本市における5歳から11歳のコロナワクチンの接種計画、そしてまた、体制等々をぜひ公表していただきたいと考えておりますが、お願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市の接種計画についてお答えいたします。

本市は小児へのワクチン接種に向けて、5歳から11歳までの対象者約3,700人に対し、接種券を3月3日に発送いたしました。また、接種開始は3月19日土曜日を予定しております。

そして、接種をする場所は市内の小児科、4つの医療機関で接種を行いたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この小児接種については、ワクチンの特徴等々、そして、これは保護者の立会い、承認がなければワクチンは接種できないというようなこれまでと違う接種の方法になるのではない



かと考えておりますが、ここについて、特に保護者に対しての情報提供、ワクチンの特徴等々、そして、何と申しましょうか、今回の小児ワクチンについての条件等々、どのように情報提供されるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほど接種券を発送したと申しましたけれども、接種対象者に接種券を発送する際に、厚労省作成のパンフレット、接種についての詳しい説明書、市独自のチラシを同封し、ワクチン接種を受けることの効果、接種後の副反応、それから、接種には保護者の同意と立会いが必要であること、あるいはワクチンの接種は希望により受けるものであることなどについて周知をしております。また、パンフレットには子供向けにも分かりやすく書かれたページがあり、保護者と子供と一緒に検討し、判断できるよう工夫がされているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

概要は分かりましたけれども、1点質問を改めていたしますが、特に、基礎疾患を持ってある子供さんがいらっしゃるわけなんです、ここについて優先接種等々をどのように本市として考えられているのか、教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

接種を希望される方は、接種券が届き次第、予約が可能です。基礎疾患があり、感染すると元の病気そのものが悪化する可能性がある場合は、すぐに接種を受けていただきたいと思います。接種券に同封したチラシにも特にお勧めする旨を案内しているところです。

接種についても既に小児科の先生へ相談されている保護者もたくさんあるとのことで、先生方も丁寧に御対応をいただいているようです。また、健康づくり課においても相談には随時対応しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

概要は分かりましたけれども、これは小児コロナワクチンの別の件で、その他に入りますけど、今、治療薬、要は内服薬ですよね、ここの投与がどうなっているのか、分かれば聞かせていただきたいと思います。

要は治療薬を早く投与できるような体制にしてもらえないかというような声が今かなり多くなっておりまして、本市における医療機関等々での治療薬の投与、これが実際どのようになっているのか、そして、今後どのような見込みになるのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

新型コロナの治療薬は点滴と内服薬がありますが、議員の御質問は内服薬についてのお尋

ねかと存じます。

日本でもモルヌピラビルという経口薬の供給を受けたとのことですが、安定的な供給が難しいことから、国において買い上げ、選ばれた医療機関のみに配分している状況です。現場の医療状況につきましては市に情報がございません。

現在、国内のメーカーである塩野義製薬が臨時の薬事承認の申請をしており、これが承認され、国内での内服薬の製造が開始されれば、新型コロナウイルス陽性者の需要に対する供給力が格段に向上してくるものと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございました。

この小児コロナワクチンにつきましては、市内では対象者が3,000名前後でしょうか、そうお聞きしておりますが、小児コロナワクチン接種についての市長の考え方、何かこれだけはこうやるというような考え方がもしありましたら教えていただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

今日から解除されましたけれども、予断を許さなくて、今回、柳川市でもかなりの人数がオミクロン株で感染されました。塩野義製薬の開発があっただけでも、これはやっぱりこれから先も基本的には手洗い、マスクの着用、3密の回避、換気の徹底等を市民に訴えていながら、これ以上増やさないという形で臨んでいきたいというふうに思っております。

もう少し時間がかかるんじゃないかと思っておりますけれども、いろんなことを鋭意協力しながら、市役所のほうも職員たちと一緒に、そしてまた、市民と一緒に乗り切っていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。

それでは、最後の3点目の質問をさせていただきますが、旧柳川市の新たな過疎地域指定、これに対する質問を行います。

まず、17年前、新柳川市として合併した折に7万5,000人あったのが、今、1月末で6万4,000人ですか、17年間で約1万1,000人減少したわけでございます。この減少において、特に、国から交付される地方交付税、ここについては1人100千円の交付税が支給されるということであれば、毎年11億円以上減らされるという計算になるわけなんです。私はこう考えるんですけども、ここについての本市の見解を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

御質問にお答えをいたします。

人口減少の交付税への影響についてでございますけれども、平成17年度の普通交付税額は

約76億円、令和3年度の普通交付税額は約80億円と4億円程度の増加となっております。

この間、議員おっしゃるとおり、人口は1万1,000人減少したにもかかわらず、普通交付税は増加をいたしております。これは合併特例債などの地方債残高の増加に伴い交付税措置額が増加したこと、保育無償化のための経費など新たに交付税算定の対象となる経費が追加されたことなどの増加要因が人口減少による減額の影響を上回ったことによるものです。

なお、令和3年度の普通交付税の個別算定経費のうち、人口を算定根拠とする経費約83億円ございますが、これを令和2年国勢調査人口6万4,475人で割りますと、本市の1人当たりの普通交付税の算定の基準額は約120千円ということになります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいております。いずれにしても、このことによって財政が厳しくなるというのは当然のことだと思います。

そして、企画課から調査の結果を頂いておりますが、その内容は、平成25年から令和2年までの8年間、これを平均した場合に、柳川市全体での自然減少数の平均が453人、社会減少数の平均が309人、平均の減少数の合計として年間およそ760人となっているということでありまして、この結果を見て私が思いますのは、やはり毎年毎年、自然減については、出生人数よりも死亡者数が常に上回っているということでありまして。そして、本市の場合については、社会減、これについても、転入者数よりも転出者数が常に上回っているという状況にあるわけです。

そこで、結論としまして私が考えますのは、やはり出生人数を増やすのか、それと同時に、転入者を増やして転出者を抑えていくのか、当然この施策を打つ必要はあると考えておりますが、本市において長い年月かけられて調査したこの数字に対して今後どうしようと思われているのか、具体的な施策で、これとこれとこれをしていこうじゃないかという施策等々がありましたら、ぜひ公表していただきたいと思っております。

企画課長（池末勇人君）

議員の今おっしゃいました減少数等につきましては、自然減については出生人数を増やしていくことが大事だというふうに考えております。また、社会減について、まず、転出者を減らす、そして、転入者を増やしていくというような施策を打っていくことが重要だと思っております。

具体的な施策ということでございますけれども、現在、各課と連携をいたしまして、その具体的な施策のほうを課題の掘り起こしからやっております、まとめていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

各課と連携を取って協議をして、そういう施策を検討していきたいということでございますけれども、私が一番思いますのは、やはり過疎地に指定されることについて私自身は青ざめているわけでございますが、職員の皆さんはどう考えてあるか分かりませんが、ここに来て、やはり本腰を入れて、そんなら具体的に何をやるのかということ、当然、発展計画だとか今後の計画の中に盛り込まれるというのは分かりませんが、やはり私はまずは住民の生の声を聞くと。住民懇談会でも開いて、懇話会でも開いて、やはり生の意見を聞くということが今望まれると思います。そして、その意見を聞いて、今この柳川市にとって何が求められているのかと、それをきちんと意見を聞いて、そして、庁内で検討していただくことも当然大事でしょう。具体的に何が必要なのか、やはりここを議論する必要があると思うわけでございます。

今回の過疎地指定に対する国の支援、県の支援、そして、過疎債等々の活用ができるようなことになるということでございますが、柳川市として3つ、もしくは4つ、もしくは5つに絞って何をやるかとしているんでしょうか。今検討されている内容も含めて教えていただければと思いますが。

企画課長（池末勇人君）

内容を絞ってというようなことですが、確かに通り一遍の施策を打っても、なかなか他市との比較がありませんので、重点的なものということで必要なところを考えていきたいと思っております。

今そういう連携をするのに集まっている課といたしましては、雇用の関係と子育てのところ並びに人口減少に歯止めをかけるということで、あらゆる施策のところと連携を取って協議をしておるところでございますので、そういうところを重点的にやっていくことになるのかなというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

何か理解ができそうでできないようなお話ですが、私自身が一番思いますのは、やはり転出が多くて転入が少ないということと出生人数も少ないということを考えますと、柳川市には雇用の確保、雇用の創出をする施策をまずは重点的に取るべきだと思うわけです。要は安定した収入がなければ、この地の人口の定着はないと、そう私は考えておるわけでございます。

これまで企業誘致をやりますと、こうこうしてやりますというような話もたくさんいただいておりますが、現時点において、これまでのお話をまとめてみましたが、市長御自身は、この企業誘致等々については大変な厳しい状況でもあるが、今後この課題についてはやはり進めていかなければならないという認識をいただいているわけでございます。そして、商工・ブランド振興課長からは、合併後、転出の企業、転入の企業、いろ

いるあったが、今後も引き続きこの企業誘致については推し進めていかなければならないというような答弁もいただいているわけでございます。

そこで、この柳川市にとって今何をすべきなのか、雇用の確保、雇用の創出についてですね。これまではこの柳川市全体の地域を見てみて、答弁はこんなふうになされていったわけなんです、土地改良事業をやっているのとか、農地なのとか、なかなか進まないんだと、なかなか難しいんだというお話をたくさんいただいたわけでございますが、柳川市は準工業地域も今現在も4か所ぐらいあるわけですよ。ここについては、やはり小規模な企業等々の誘致はできると考えております。特に危険な製造物等々は当然準工業地域には誘致できませんけれども、小規模な企業については誘致できるわけでございます。

今、準工業地域が4か所ありますよね。この面積等々を具体的に答弁いただければと思いますが。すみません、通告はしておりませんでしたが、ぜひ教えていただきたいと思っております。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

今、準工業地域の面積ということでございますけれども、質問の要請がございませんでしたので、把握いたしておりません。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

この準工業地域も多少てこ入れすれば、大変失礼ですけれども、産業団地等々の形成は可能であると私は思っておりますが、産業経済部長、何か考え方があれば教えてください。

産業経済部長（松藤満也君）

既存の先ほどの準工業地域の分については、現状を把握して、研究はしてみたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

通告をしていなかったので大変失礼ではありますけれども、私が考えるのは、やはり有明海沿岸道路等々、そして、443号、385号、この整備は物すごく飛躍的に伸びたわけですよ。そして、私が今思いますのは、柳川西インター、東インター、この周辺の一団の土地については企業誘致の可能性は物すごく高いんじゃないかと、そう考えますが、仮に土地区画、そういう事業がまだなされていないところについては、やはり私自身は、公社等々も使いながら、これから先はこういう産業団地を形成して、トップセールスして、条件の受皿もつくって、そして、セールスをして何らかの誘致につなげていかなければならないというような施策を何かお持ちなのかなと思ひまして先ほどまで質問させていただいているわけですが、市長の何かこれまでと違うという考え方がもしおありになれば、ぜひ教えていただきたいと考えております。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

緒方議員とはいろんな形で、今日まで10年間の間に企業誘致の問題、雇用の問題、いろんな論戦をしてきたわけですが、今回、学校再編の構想を打ち出しました。その中で、廃校になる分もごさいます。その校舎をどうやって利用していくかということは度々いろんな形で、どこの市町村でも頭を痛めている問題ですが、そのことを活用しながらやっているところもあります。そういうことで、小さな企業誘致、小さな店舗とか、そういうことを、今日、コロナ禍の中において、アフターコロナを見据えて考えていかなければならぬかなというふうに思っております。

先日、宗像市の日の里団地を利用しながらやっているところの、ICT関係ですが、そういうところとか、そういうことを含めているいろんな形で、緒方議員からもいろんなアイデアを出していただいておりますが、そういうことを活用しながらやっていかなければならないということを考えています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございます。

私自身も学校再編案を今回提出されて、それも拝見させていただきましたけれども、これまで10年間に55億円、要は改修事業について総額をかけられているわけですが、今、再編計画を見る中において、小学校が14校ぐらいそのまま残るんですね。運動場も残ると思いますが、そんなら、これをどうするのか、解体するのか、もったいないじゃないかと、そういう住民の声はたくさんあるわけですが、耐震工事も含めまして、55億円かけて改修してきましたのでね。そうであるならば、やはり先ほど市長が申されたように、この建物を有効利用すると。そして、企業、起業、様々な手が挙がるときには、やはりそこに対してどう考えていくのか、有効利用を具体的にどうしていくのか、そういうことも10年間の今後の再編計画案も既に提出されているわけですので、有効利用の案もぜひ同時に進めたいと、そう考えるわけですが、よろしく願います。

それと、あと3分になりましたけれども、私自身は、やはり雇用の確保、雇用の創出、それも当然大事だと、優先的に取り扱うべきだと思っておりますが、もう一つは、やはり災害に対して強いまちと申しましょうか、特に、大雨による浸水、冠水、これの解消がまだまだできていないわけですが、水路課におかれましては、先行排水や様々な施策は取っていただいております。そこは理解できますけれども、ずばり申し上げますと、過疎債を活用するに当たって、もう少しこの浸水・冠水対策をスピードアップして解消するんだというような施策が最重要ではないかと思っております。それはなぜか。それはこれから先もそういう災害に強い地域であれば住み続けようと思う動機にもなりますし、仮に転入しようと思われる方々は、ああ、この柳川の地域については災害に強いな、移住してこようという話にもなる

と私は考えておりますので、過疎に指定される折に何をやるのかといえば、やはり災害に強いまちも重要ではないかと考えるわけでございます。できるだけスピードを上げて災害に対する施策を打っていただきたい、そう考えるわけでございますが、最後に、市長の考えがありましたらぜひお願いします。

市長（金子健次君）

災害については本当に大事なことでありまして、昨年8月の豪雨についてはかなりの被害がありました。あちこちから排水対策について、非常に地元の皆さんから出ております。大きな排水機場をするというのは何十億円とかかりますので、その分は国、県に積極的に動いてやりたいと思いますけど、当面できる分については、過疎債の適用ができるとするならば、そういうことを自分として早くスピードアップしてやりたいというふうに担当部署のほうにも話をしているところでございますので、そういうことで積極的にやっていきたいという考え方は持っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

2月24日、ロシア・プーチン大統領によるウクライナ侵攻が始まりました。憲法第9条、平和主義を掲げる我が国として、いかなる武力侵攻、武力行使も断じて許すことはできません。また、国内における米国の核共有論は被爆国として許せません。また、敵基地攻撃容認発言は戦争放棄、武力不保持を表明している憲法第9条に違反しています。

今年に入り、オミクロン株によるすさまじい感染拡大が続きました。ようやく福岡県はまん延防止等重点措置を解除しました。しかし、新型コロナウイルスの感染が始まり2年以上たとうとしていますが、新型コロナウイルス感染症自体も終息は見えてきません。一方で、ポストコロナを見据えた政治、経済、社会の新たな道筋を見いださなくてはなりません。

そうした折、アサリ産地偽装問題が明らかとなりました。元をただせば有明海の環境汚染によるアサリ等の激減が元凶です。また、柳川の基盤産業である農業、漁業では若者の後継者不足に悩んでいます。看護師、保育士、介護士、教員、消防団員、学習指導員などのエッセンシャルワーカーも人手不足、柳川の土台、基礎が弱体化しています。

第2次柳川市総合計画の市の将来像には「水と人とまちが輝く柳川」とあり、第2次柳川市観光振興計画の市の将来像には「市民の豊かな暮らしと観光客を受入れるおもてなし」とありますが、寂れ行く柳川の地を心から訪れる人はいなくなるでしょう。

今回の一般質問は、そういう危惧の一環として、柳川市の文化財保護と観光政策について、次に、柳川市立小・中学校における新年度の課題を取り上げます。

この後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5番（新谷信次郎君）続

まず、柳川市の文化財保護と観光政策についてお聞きします。

2019年、平成31年3月に策定された名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画、以下は省略して保存活用計画について質問いたします。

こういう立派な保存活用計画が立てられているわけですがけれども、その中に、2015年、平成27年3月10日に水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>として国によって名勝に指定されているわけですがけれども、名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>の意義というのはどういうもののでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>は、柳川市が生んだ詩聖北原白秋の作品の源泉となった水景であり、その風致景観が特に優れていることから国の名勝に指定されたものです。

指定地は、旧柳川城下町に広がる掘割、北原白秋生家、白秋作品に描かれた神社境内、並倉から成っております。白秋最晩年の詩歌集「水の構圖」には、柳河の水、人、まちと故郷への愛情がうたわれております。

名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画は、柳川市においてこれまで行われてきた掘割を守り育てる取組を文化財保護の分野から支えるものであり、名勝の保存に向けた取組を水と人とまちが輝く地域づくりにつなげ、未来へと引き継ぐことを目的に策定したものでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

その保存活用計画には地区区分というのがありますね。その地区区分ということについて説明をお願いします。

生涯学習課長（新開文隆君）

名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画第1章において、対象地域は名勝指定を受けた区域であり、具体的には白秋作品に描かれた旧城下町に広がる掘割と北原白秋生家、沖端水天宮、三柱神



社、並倉です。

また、本計画第6章、保存において地区区分について記載がございます。地区区分は、第1種地区、第2種地区、第3種地区に分かれております。

まず、第1種地区については、細分化し、第1種地区Aと第1種地区Bにいたしております。第1種地区Aは文化財保護法に基づく名勝指定地であり、原則として現状維持を行っていく地区でございます。また、第1種地区Bは、第1種地区Aと同様の価値がある地区のうち、未指定であるため、現時点では文化財保護法上、その他の地区としての取扱いとなっておりますが、今後、追加指定に向けた調査研究を継続して行う地区でございます。

第2種地区は、名勝指定地から視認できる景観上の関連性が密接な区域であり、良好な景観、環境の維持を期待する地区で、具体的には柳川市景観計画における重点地区の城堀周辺地区です。

第3種地区は、名勝指定地と深い関連性を持つ城下町、漁村の地区となっております。

なお、名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画の中で、文化財関係法令に基づく保存の対象地区は第1種地区Aのみとなっております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

その中に、さらに保存活用計画の中には追加指定という文言がありますけれども、追加指定を目指す区域はどこか、追加指定の基準についてお願いしたいと思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

追加指定を目指す地区については、先ほどの答弁と重複いたしますが、現時点では第1種地区Bとなっております。

追加指定の基準といたしましては、第1種地区Bのうち、今後、所有者及び占有者の同意等の条件が整った区域、また、主に第2種地区のうち、名勝の既存指定地と同等の本質的価値を持つことが明らかになった場合には追加指定を目指すということにいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そしたら、一旦この保存活用計画についての質問を変えて、別の視点からお聞きしたいと思います。

去年11月26日に発足した掘割と観光の共生のあり方検討委員会についてお聞きします。

この検討委員会の目的、委員会の構成メンバーについてお願いしたいと思います。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会についてのお尋ねでございますが、この委員会は市内における掘割を活用した観光の効果や課題等に関しまして様々な見地から検討し、

多くの方々と共に考え、これからの掘割を活用した持続可能な観光の在り方について検討することを目的としており、27名の方に委員として就任いただいております。

メンバー構成といたしましては、知識経験を有する者として、本委員会の委員長を務めていただいております九州産業大学副学長の千相哲教授をはじめとしまして、国や県などの観光政策担当部署や観光に関する市内外の団体から10名の方に参加いただいております、市議会を代表しまして緒方議員にも参加いただいているところでございます。このほか、市内の公的団体などから9名、掘割を活用した観光事業者8社に参加いただいております。

また、庁内関係課など11名で構成するプロジェクトチーム、掘割と観光の共生のあり方研究会も立ち上げておりまして、これまで6回会議を行っているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

検討課題と、それについての検討状況は今どうなっていますでしょうか。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

検討課題と検討状況についてでございますが、先ほど新谷議員が御指摘いただきました2019年策定の第2次柳川市観光振興計画におきまして、次の5つの課題を掲げております。

1つ目に、インバウンド観光の受入れ整備、2つ目に、観光コンテンツの再構築、3つ目に、市民参加による観光まちづくり、4つ目に、将来の社会変化への視点、5つ目に、観光プラットフォームの構築、以上5つが第2次柳川市観光振興計画に掲げられた課題でございます。

この中の4つ目でございますけれども、将来の社会変化への視点ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が大きく変化しておりますので、その点も踏まえまして委員会の中での検討課題となってくることと考えております。

次に、検討状況でございますが、第1回の検討委員会で掘割の成り立ちや柳川観光の興り、柳川観光の現状について説明し、第2回の委員会では課題の抽出や国、県の事例共有、そして、柳川観光の将来像を共有しようとしているところでございます。

この検討委員会は昨年11月26日に第1回目を開催しまして、第2回目を1月19日に開催する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして延期となり、次の候補日でありました2月24日もまん延防止等重点措置の影響によりまして再延期となり、現在のところ、3月30日に開催を予定しております。

まずは第1回、第2回の検討委員会で柳川観光の歴史や現状、課題や将来像について委員の皆様と共有することを目的としております。その中で出た御意見を基に、今後の委員会でさらなる議論を重ねてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しあげました庁内関係課などで構成します研究会につきましても、掘割を活用した持続可能な観光について協議を重ねたいと考えているところでございます。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

ポストコロナのことを考えますと、そういう社会情勢の大きな変化の中で、特に、国内観光客の誘致を増やしていくという視点を踏まえて、以下について質問いたします。

南九州大学名誉教授の永松義博教授が40年以上にわたってこの柳川市内の庭園、教授によれば歴史的庭園というふうに呼んでおられますけれども、そういう歴史的庭園というふうの規定されている庭園がございます。そういう水郷柳川の歴史的庭園の歴史や現状についての把握、それは今どういうふうにされているのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

県内には8件の所在する国指定名勝のうち、市内には3件が所在しております。1つが水郷柳河、残り2件が掘割の水を引き入れた歴史的庭園でございます。

まず、昭和30年、1955年に県名勝に指定された松濤園は、昭和53年、1978年に国の名勝に指定され、さらに、平成23年、2011年に東庭園及び家政局を追加指定し、名称を松濤園から立花氏庭園に改めております。

次に、昭和32年、1957年に県名勝に指定、昭和53年、1978年に国の名勝に指定された戸島氏庭園がございます。

また、そのほかにも江戸時代から柳川城堀の掘割の水を引き入れ、池を造る庭園が複数所在していることは把握しております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

歴史的庭園については、2020年、令和2年4月12日に柳川水郷庭園保存機構、これは先ほどの永松義博教授が代表をされていますけれども、そこの主催で水郷柳川の隠れた名園探訪ツアー、これが予定されていましたが、実際的にはコロナ禍で実施されませんでした。

しかし、こういうふうな催しが計画されていることについて、文化財保護課、あるいは観光課の関心といったのはどういう状況でしたでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

柳川水郷庭園保存機構とは、これまで40年前から柳川の庭園の研究をされている南九州大学名誉教授永松義博氏を中心に活動されている団体と承知をいたしております。また、永松教授におかれましては、市民協働事業への参加もいただいております。また、永松教授におかれましては、市民協働事業への参加もいただいております。また、永松教授におかれましては、市民協働事業への参加もいただいております。また、永松教授におかれましては、市民協働事業への参加もいただいております。

また、同機構が企画した探訪ツアーについては、募集人員を大きく上回る応募者があったということをマスコミ報道にて確認をいたしております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

コロナの第1波が襲ったその時期に、令和2年4月12日にこの水郷柳川の隠れた名園探訪ツアーが予定されていましたが、お聞きするところによると、定員30人に249人の応募があったというふうに聞いております。物すごい応募があったわけですね。しかも、これはあまりにも応募者が多かったので、途中で締め切った上での人数であったというふうにお聞きしております。そういう点でいうと、コロナ禍における柳川の観光の一つの方向性を示しているのではないかというふうに思います。

また、2021年、令和3年7月24日の有明新報の記事には、汐入の庭というふうに有明新報では題しておりますけれども、歴史的庭園のことをこういうふうに言っているわけですが、その「汐入りの庭が危機に、水郷を象徴する造形、存続へ公的支援求める」という見出しで、記事の内容としては、九州各地で庭園の研究や保全活動をしている南九州大学名誉教授の永松義博さんのグループが7月22日、柳川市の庭園で保全活動をしたというふうにあります。

このときの保全活動をされた庭園は城堀水門から内堀に入っすぐ北側にあります。川下りのメインコースです。そういう場所にある歴史的庭園について、教授や学生さんらがボランティアで庭園の保存活動を行っているという記事でした。そういう内容についての把握はいかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

南九州大学名誉教授永松義博氏と学生及び市民ボランティアなどで組織した柳川水郷庭園保存機構が中心となって、市内数か所の庭園をボランティアで再生、整備していることは承知いたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この歴史的庭園については、私自身の反省も含めて、私たち柳川市民があまりにも知らなさ過ぎる、そういう状況の中で、永松教授の調査研究が進み、そしてまた、学生さんたちをはじめとしたボランティアで保存、整備が進んでいるという状況です。

今年2月11日に椿原町にあります歴史的庭園と呼んでおられる場所で保存活動をしておられる永松教授夫妻とお会いをしている中で、つまり荒れている市内の歴史的庭園のあちらこちらをボランティアで手入れ、保存・保全活動をしておられるということを私たちもまずしっかり踏まえておくべきだというふうに思います。

そういう中で、保存活用計画の第6章の保存で、先ほど地区区分の第1種地区Bについて説明がありましたけれども、このところをもう一回確認しますと、第1種地区Bとは名勝すいきょうやながわ水郷柳河の本質的価値を支える諸要素が存在する区域で、現時点では法規制上、第2種地区、または第3種地区に含まれるが、今後の名勝への追加指定を視野に入れ、可能な限り第1種地区Aに準ずる扱いとすると規定しておりますけれども、この水郷柳川の歴史的庭園は保

存活用計画の第1種地区Bに当てはまらないでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほども答弁いたしました。現時点において名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画における第1種地区Bは、名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>指定地の隣接地です。ただし、その他の地区に複数所在しております掘割と緊密な関係を持つ庭園におきましては、調査研究の結果、第1種地区Bに該当する、値する可能性はあると思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

大事な回答をいただきました。複数所在している掘割と緊密な関係を持つ庭園は第1種地区Bに値する可能性があるというお答えでした。

つまり今後の名勝への追加指定を視野に入れ、可能な限り第1種地区Aに準ずる扱いとするという確認でよろしいでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

繰り返しになりますが、先ほど言いましたように、追加指定に値する第1種地区Bに該当する可能性はあるものでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

ちょっと後のほうが微妙な言い回しもありますけれども、具体的な歴史的庭園の例として、この柳川市庁舎からもすぐ掘割のコースに見える木村邸、ここのお庭も永松教授によれば歴史的庭園の一つとして取り上げてあります。皆さん御存じのように、この木村邸は、俳人、木村緑平氏が昭和13年から昭和43年まで住まわれていたところで、建物も柳川の歴史的建造物に収められています。

こういう具体例として、木村邸の庭園も歴史的庭園の一つとされており、追加候補として検討してはいかがかと思えますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>保存活用計画において、附属資料として指定地及びゾーンごとの現状、課題及び今後の方針を整理いたしておりますが、ゾーンについては、内堀のうち、城内小学校から日吉神社までに近接するゾーンについて整理をいたしております。

名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>への指定の追加候補地としての検討はどうかということでございますけれども、現時点においてこのゾーンにおいては追加指定の範囲は筆界未定地等ありの理由による日吉神社から田中吉政像までの水路の北側を想定しております。また、御提案いただきました個人の庭園につきましては、追加候補地としてなり得るのか、今後、調査研究を行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

個人の庭園というふうに言われていますけれども、この木村邸の庭園は、「柳川の歴史的建造物」の105ページにこういうふうに説明があります。敷地南側はもともとは掘割に接していたが、現在は掘割沿いに遊歩道が通り、南側の池庭と掘割とが分断されているというふうにありますので、もともとは掘割沿いにあった庭園というふうに言えると思います。ですから、保存活用計画76ページに保存の地区区分の平面図がありますけれども、そういう点では木村邸は第2種地区の内側にあるのではないのでしょうか。また、永松教授の調査では、この木村邸の庭園は隣の松本邸庭園に取水口があり、木村邸庭園の池泉とつながり、そしてまた掘割に返すとあります。

そういう点でも掘割と密接な関係を持つ庭園として追加候補の検討をぜひ進めるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほどと繰り返しになって大変申し訳ございませんが、やはり個人が所有をしている庭園につきましては、追加候補地となり得るのか、今後、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

ほかにも歴史的庭園として、いわゆる柳川城堀水門北側の、先ほど学生さんたちがボランティアで整備をしてあった、その歴史的庭園、ここには汲水場もあって、この汲水場も追加候補の要素として取り上げてある、そういう場所です。

それともう一つ、宮永町にあります米多比邸の庭園ですけれども、ここは広大な回遊式の庭園がありますけれども、ここは米多比隅、いわゆる米多比邸の南東にあります土居が追加予定地になっているというふうに聞いております。

ですから、こういう城堀水門すぐ北側の汲水場のある庭園、あるいは土居が既に追加予定の場所になっているという庭園は歴史的庭園としても追加候補の中に取り上げるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほど議員の御質問にありました米多比邸庭園につきましては、保存活用計画においても第1種地区B、いわゆる追加指定を目指す米多比隅の中にあります。米多比隅とは、御家中と呼ばれた柳川城内郭外周、いわゆる外堀の土塁のうち唯一旧態を伝える遺構であり、掘割の水の流れを守り、掘割沿いの樹木が生い茂る場所で、大変重要な場所であるというふうに認識いたしております。

さて、米多比邸庭園についてですが、こちら個人所有でございますので、今後、追加候補地となり得るのか、調査研究を行っていききたいというふうに考えているところでございま

す。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今後の調査研究ということについて、私のほうからぜひ調査研究の検討項目として取り上げてもらいたい、そういう理由として、今までおっしゃったように、個人の庭園ということで検討されるのではなくて、その庭園が掘割の水を引き、そして返すという、永松教授の調査によって明らかになった庭園であって、保存活用計画の中に名勝指定地に連続する掘割、あるいは掘割と緊密な関係を持つ庭園というふうに取り上げてありますので、そういう意味で掘割と一体である、そういう認識として検討してはいかがかと思えますけれども、どうでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほどの答弁と重複しますが、やはり掘割と緊密な関係を持つ庭園があるかどうか、個人の庭園につきましても指定候補地となり得るのか、今後、調査研究を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

この平成31年3月に策定されました保存活用計画の中に、追加指定の候補地として重点的に調査研究を実施すべき区域として第1種地区Bという地域があり、歴史的庭園もそこに相当するのではないか、可能性があるのではないかという答弁をいただきました。

そういう点でいうと、これまでも追加指定の候補地として重点的に調査研究をしておくべきではなかったか、今までもそういう研究指定をしておくべきではなかったかというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

追加指定につきましては、先ほど新谷議員がおっしゃるとおり、庭園につきましても今後十分に調査をしていかなければならなかったというふうには思っておりますが、いずれにしろ、個人の所有でございますので、調査研究につきましては、しっかりと相手方と話し合いを行いながら、今後、調査研究を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

では、ちょっと時間が過ぎておりますので、途中の質問を幾つか飛ばして、この歴史的庭園のうち、所有者が非常に高齢化しているというふうに聞いております。所有者の同意を得られればということも条件としてありますけれども、これまでにそういう所有者の同意を得るための働きかけ、そういうのがあったのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

新町、柳川城堀水門から西に100メートル下流にあります、こちらのほうに水中庭園というものがございます。こちらのほうにつきましては、現在、所有者との協議を行うなど、追加の準備をしておりますけれども、今後、所有者の同意が得られれば進めてまいります、追加指定につきましては国が行うこととなりますので、相応の時間がかかるというふうに考えておりますけれども、今後も地道に調査研究、そういったものを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

水中庭園も永松教授とその学生さんたちのグループによって再生されたということを知っております。

さて、掘割と観光の共生のあり方検討委員会においても、歴史的庭園について、観光の視点からその価値を検討してみてもどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

もともと掘割の水は農業や利水、治水、生活用水として利用されておまして、今でも私たちの生活景の一部であり、切り離すことのできないものとなっております。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この委員会では様々な立場の委員に参加いただいておりますので、多様な地域資源の活用につきましても今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

ぜひ様々な地域資源の活用の一つとして、研究課題として取り上げていただきたいと思っております。

また、人吉市や長崎県の平戸市は行政によって庭園の保存活用が進められているというふうに聞いておりますけれども、先行自治体の取組について調査研究されているのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

議員御指摘の先行自治体の取組については、人吉市及び長崎県平戸市の担当者に確認をし、調査研究を行っているところでございます。

今後、本市におきましても、庭園の調査研究を継続してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

次に、柳川市景観条例にあります重点地区ということについてお聞きしたいと思います。

ちょっと時間の関係で、申し訳ありませんけれども、重点地区等についての説明を飛ばしまして、柳川市景観条例にあります重点地区、これについても歴史的庭園を重点地区として



検討できないかというふうに考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

歴史的庭園は重点地区として検討できないかとの御質問にお答えいたします。

歴史的庭園は重点地区の区域内に含まれておりますが、重点地区は区域を指定いたしますので、個別の施設を指定するものではございません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

さて、この掘割の水を引いた、そして返す歴史的庭園、永松教授の調査によると38か所もあるというふうに聞いておりますけれども、私たち地元の柳川市民や行政が文化財としての価値、名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>を象徴する価値として十分に認知してきていたのかという反省があります。そして、既に消失している庭園があり、このままでは名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>にとって大きな損失になります。

この歴史的庭園を名勝地区として指定し、永松教授に言わせると、この柳川市全体がガーデンシティというふうにも呼んでいいほどの柳川が誇る文化財、そういうものとして保存を急ぐべきではないかというふうに考えます。

2020年5月27日の産経新聞には「金子健次市長は、隠れた庭園について「地域の貴重な歴史資産として認識している」としており、今後、それぞれの庭の価値について再確認し、所有者の意思を確かめた上で、保存の方法などについても検討していく方針だ」という記事が掲載されました。こういう記事も含めて、歴史的庭園についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

新谷議員の質問にお答えしたいと思います。

過去の汐入庭園ですが、そういうことについては、私も現場のほうに行きまして、東京から来ておられた所有者の方ともお会いをいたしました。市内には掘割の水を活用した庭園が複数存在することは把握しておりますし、その中には名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>への追加指定の可能性のある庭園、また、個々の庭園が庭園群としての文化財への指定等を検討するに値する庭園もあるというふうに考えます。

全ての庭園を文化財として保存活用することは厳しいかもしれませんが、今後も調査研究を継続いたしまして、名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>への追加指定や庭園群などの文化財指定等、また、その他の手法による保存活用ができるよう、所有者との協議や関係機関との連携に努めてまいります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

私も今回の一般質問を作成する中で、歴史的庭園が柳川市の観光価値を根本から改めるぐ

らしいの非常に貴重で重要な観光資源になり得る、そういう認識を持ちました。そういう点を踏まえて、今、市長が見解でおっしゃられた点をぜひ積極的に力強く進めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上をもちまして最初の質問を終わり、次に、柳川市立小・中学校における新年度の課題として、まず、教職員の定数について心配している点がありますので、お聞きします。

今年度、2021年度4月始業日時点における柳川市内小学校、中学校の教員の定数はいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

柳川市立小・中学校の令和3年度基準日における教員の定数につきましては、小学校が294名、中学校が143名、合わせて437名でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

文部科学省が昨年4月始業日時点で行った調査では、全国の公立小中高校、特別支援学校で2,558人という非常に多数の教員不足が明らかになりました。

2021年度4月始業日時点での柳川市内の小・中学校での教員の不足数はどうでしたでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

令和3年度4月始業日時点での教員の不足数につきましては、小学校において定数の人数を配置できていない分が6名、育児休業の代替を配置できていない分が1名、合わせまして7名でございます。

中学校におきましては、育児休業代替を配置できていない分が1名でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

小学校の定数不足6名というのは、産休、育休、病休によるものではないですね。不足の原因は何でしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

正規の教職員を確保できずに定数欠となった分でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

本当に今の学校教育には多大な、いろんな期待が寄せられているわけですがけれども、その大本の基盤である教員の定数が満たされていないというような異常な状態です。

また、今回の調査については、始業日時点だけではなくて、年度途中にも不足数についての変化がありますので、その年度途中の実態調査が必要であるというふうに思います。

柳川市の現時点での不足数はどうなっていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

令和4年3月1日現在での教員の不足数につきましては、小学校において、定数の人数を配置できていない分が1名、中学校において、産前産後の産休代替を配置できていない分が1名でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

重大な事態です。新学期の当初、定数欠で、それを代替の教員、臨時採用教員によって埋めてこられたと思いますけれども、しかし、それでもなおかつ小学校、中学校において定数欠が1名出ている。これが学校現場、子供たちへの教育にどれだけ多大な悪影響を与えているかというのは想像できると思います。

それで、じゃ、このそれぞれ補充ができていない状況については現在どのようにされているのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

補充ができていない分については、学校におります教員によりまして、主幹教諭等々が代替で授業をする、あるいは非常勤講師を配置するなどの対応を取っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そういう臨時応急的な対応ということが子供たちの精神的な安定、あるいは学力の向上に大きなマイナスになっているのではないかというふうに思います。

そういうことを考えて、来年度、2022年度に定数欠、代替欠があった場合の対策は検討されていますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

この教員の不足につきましては、本市だけではなく、福岡県、さらには全国共通の課題でございます。

これまでも教育委員会といたしましては、教員定数及び代替の教員の確保に努めておりますが、教員を確保することが非常に困難な状況が続いているところでございます。

今後も定数の人数を配置できない分、育児休業等の代替につきましては、教育事務所や近隣の教育委員会に随時問合せ、照会を行いまして、また、退職した先生、それからまた、その知り合いの先生、以前講師をしていただいた先生、こういった中で人脈を活用しながら教員を確保していく、そういうふうなことにいたしております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

代替教員を経験された方が辞めるときに、あんたが辞める代わりに人ば見つけてくれんの

と言われて、電話代が教育委員会から出るわけじゃありませんけれども、何日もあちらこちらに電話をして苦労されている。何か見つけきらんならば、あんたは辞められんばんみたいな、そんなふうな校長からの物の言いようもあったというふうに聞いております。

そういうことが起きないように、教員の定数不足については一市教委で解決できる問題ではありませんからこそ、県の教育委員会、文科省に抜本的対策を立てるよう強く要請していただき、また、市の教育委員会としても最優先課題として取り組んでほしいと思います。

次に、学校現場の働き方改革についてお聞きします。

2021年度の小学校、中学校それぞれの超過勤務の状況はいかがでしたでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

令和3年7月に開催いたしました学校総括安全衛生委員会の資料、これに基づきましてお答えをさせていただきます。

現在導入をいたしております教職員の出退勤管理システム、平日における集計でございますが、令和3年4月、この4月だけの分ですけれども、時間外在校時間の状況について、小学校において、平均で定時前12分程度、定時後が40分程度、合わせますと1日平均52分程度となっております。また、中学校においては、定時前が8分程度、定時後が35分程度、1日平均で43分程度となっております。市内小・中学校全体にいたしますと、定時前11分、定時後が38分、1日平均49分程度となっております。

この集計につきましては、土日は含めませんで、出勤、退勤の時刻が入力されていない分は除外した上で計算をさせていただいております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今そういう答弁がありましたけれども、大体超過勤務が1日平均50分、週5日、一月4週に換算すると16時間40分程度です。文科省の規定する一月の超過勤務上限45時間以下にはなっておりますけれども、ただし、これは大前提として、給特法の規定によって超過勤務手当は一銭も出ません。そしてなおかつ、今、4月の時間外在校時間の状況について説明がありましたけれども、1年間を通して一番教員が忙しいのが9月、10月あたりではないかと思っておりますので、もっと超過勤務時間は増えるのではないかというふうに思います。

それで、時間がありませんので、柳川市立学校職員の学校総括安全衛生委員会についてお聞きする予定でしたけれども、これが年に2回開催の予定というふうに聞いておりますけれども、例えば、北九州市なんかでは年に12回、毎月1回行われておりまして、組合も参加して、現場の状況を把握しながら教員の超過勤務対策、削減に向けて取り組んでいるというふうに聞いております。

それで、この教員の多忙化の一つとして、国、県、市による研究指定が居残りや持ち帰りでの指導案作成、打合せ時間が勤務時間外に行われていないか、そういう多忙化の原因に

なっているのではないかとというように現場の実態として聞いております。その点については現状把握はどのようにされているでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

研究指定を受けた学校が議員がおっしゃるような状況となることは見られた傾向にあったこととは思います。ただ、研究指定の狙いは、教員の指導力を高め、子供たちにしっかりと力をつけていくことですので、先生方にはある程度のチャレンジをしていただくことはあり得ることだろうというふうに思っております。ただ、その在り方については近年見直しが進んでおりまして、研究内容をできるだけ絞り込んだり、発表会当日の持ち方や準備物等をスリム化したりする方向にあります。日常の会議等にしても、教育委員会が支援を積極的に行いながら、できる限りの精選が進むように進めているところでございます。

今後も教員の指導力の向上と多忙化の解消とのバランスを取りながら、できるだけ勤務時間内に終わるような方法等の工夫改善を学校と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

この研究指定については、文科省も県も研究指定を減らしています。ずばり、市による研究指定も減らしたらどうかと思います。その点を含めて教育長のお考えを聞かせてください。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の質問にお答えします。

研究指定について減らしたらどうかという御提案です。昔は3校指定しておりました。数年前からそれを2校という形で、現在、少し減らしているところでございます。また、今、首席が申し上げたように、負担軽減ということで、働き方改革をしながら、首席が言ったようなやり方で、なるだけ業務時間内で研究をやっていくということで行っているところでございます。

何しろ先生方に力をつける、そして、柳川市の子供たちに力をつけるということが一番の目的ですので、この指定については継続してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで13時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

2月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。1994年のウクライナが国として独立するとき、ソ連時代からウクライナ域内に配備されていた核を放棄すれば守ってやると言ったロシアから攻められているのです。そして、ロシア同様に守ってやると言ったアメリカ、イギリス、守ってくれているのでしょうか。国連のロシア軍の即時撤退決議は効果があるのでしょうか。ヨーロッパの出来事ではありますが、よそ事とは思えません。このアジアにも他国への侵攻を虎視眈々と狙う国があります。その国は沖縄も元は自国の領土だったとしています。

このことから何を学ぶべきなのか、我々に突きつけられた課題だと思います。廃墟と化したウクライナのまち、国外に避難をするウクライナの人々、多くの罪もない人たちが命を奪われています。一日も早く戦争が終結し、平和が戻ることを願ってやみません。

さて、本日は新型コロナによる影響と課題というテーマで、行政運営と市民サービスについて質問をさせていただきます。

新型コロナの感染拡大が始まった令和2年2月以降、急激に陽性者数が増え、4月に緊急事態宣言が発出される状況となり、誰しもが感染を警戒し、3密回避、外出、活動の自粛が求められました。

私はその緊急事態宣言解除後の6月議会で、本日と同じテーマで質問をさせていただきました。当時は1日の陽性者数が全国で50人から70人前後、柳川市の陽性者が累計で4人という状況でありました。市の対応としましては、行政運営、市民サービスにおいて、感染防止のためのマスク着用、接客カウンターのつい立て設置、消毒、定期的な換気、会議での人との間隔の保持、会議の中止、延期、職員の出勤者数の調整というもので、答弁にも緊張感が漂いましたが、今では当たり前のこととなっています。

その後、第2波、第3波と波状的に来る感染拡大とともに、陽性者数も桁違いに増加しました。そして、切り札と言われたワクチン接種も現在3回目となっています。あれから2年、これほど長引き、終わりが見えない状況となるとは予想もしていませんでした。

これまで人との接触を極力避けてきました。私たちの暮らし方、仕事の仕方も変化しました。今、感染防止と社会経済活動の両立が求められています。そのための様々な手法や技術が編み出されてきました。

現在、第6波の最中にありますが、2年を経過した今、改めて柳川市の課題とこれからの在り方について議論をさせていただきたいと思います。

まず、この2年間、柳川市ではワクチン接種をはじめ、事業者支援、感染防止など、14回にわたって緊急対策事業が行われてきました。その実績について答弁をよろしくお願いま

す。

財政課長（田中勝裕君）

令和2年度と令和3年度の新型コロナ対策の事業費についてお答えをいたします。

まず、令和2年度は総額8,401,000千円で、その内訳は、ワクチン接種103,000千円、感染対策281,000千円、事業者支援504,000千円、個人支援6,904,060千円、消費拡大118,000千円、教育支援488,000千円となっています。

また、この令和2年度の事業費を市の緊急対策事業と全国一律の事業との区分で集計しますと、市の緊急対策事業分が1,477,000千円、全国一律の事業分が6,923,000千円となります。

次に、令和3年度は総額3,077,000千円で、内訳は、ワクチン接種443,000千円、感染対策232,000千円、事業者支援126,000千円、個人支援2,088,000千円、消費拡大110,000千円、教育支援76,000千円となっています。

また、市の緊急対策事業と全国一律の事業との区分で集計しますと、市の緊急対策事業分が611,000千円、全国一律の事業分が2,466,000千円となります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今、御答弁いただいたんですが、令和2年度、令和3年度、合計すると総額幾らになりますか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

令和2年度、令和3年度で全てを合計いたしますと、11,479,000千円となります。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

1,700ある全国の自治体の中で、柳川市分だけで110億と。全国の数字を持ち合わせていませんが、まだまだこれから続いていく。あの東日本大震災、今、我々国民が支払う税金に復興増税というのがあります。この後、恐らくというよりも、確実にこの投入された事業費の負担を国民がしていかななくてはならないということが来るわけであります。

それで、令和2年6月に質問した折に地域経済への影響のことを聞いたんですが、まだあの頃は緊急事態宣言が終結して、何というか、ばたばたと国が事業者支援、柳川市も事業者支援と。非常にいろんな批判もありながら、混乱の中でその数字を答弁いただいたんですが、2年経過しましたので、その事業者支援の状況をお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度に実施をいたしました中小事業者へのがんばる応援金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている者、または新型コロナウイルス感染症の拡大防

止に協力している者に対し、200千円を支給することにより、中小事業者の事業継続を支援することを目的としておりました。

対象事業者は、国の持続化給付金の対象事業者、県の持続化緊急支援金の対象事業者、また、1回目の緊急事態宣言時において連続して2週間以上の休業等により感染拡大防止に協力した事業者の3要件のいずれかに該当した事業者といたしております。

給付実績といたしましては1,722件となっております。平成28年度経済センサスによる市内事業所数2,943と比較しますと、約58%の事業者が給付を受けております。これを産業別に見てみますと、卸売業・小売業が859事業所に対して327事業所、宿泊業・飲食サービス業が319事業所に対して277事業所、生活関連サービス業・娯楽業が248事業所に対して187事業所、製造業が338事業所に対して163の事業所、運輸業・郵便業が44事業所に対して44の事業所、その他の産業が1,135事業所に対して724の事業所となっているところでございます。

続きまして、令和3年度、今実施しておりますがんばる事業者継続支援金事業と、これは国、または県の月次支援金を受給した事業者に対して200千円を上乗せ給付することにより、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により売上げが減少した事業者を支援することを目的としたものでございます。

対象事業者は、飲食店に対して商品、サービスを提供する事業者など、福岡県感染拡大防止協力金を受給していない者で、国、または県の月次支援金を受給した事業者となっております。

申請の給付実績といたしましては、令和4年2月末までに333件となっております。平成28年度経済センサスによる事業所数2,943と比較をしますと11%というふうになっております。これを産業別に見てみますと、卸売業・小売業が859事業所に対して119の事業所、生活関連サービス業・娯楽業が248事業所に対して40事業所、製造業が338事業所に対して35事業所、運輸業・郵便業が44事業所に対して26の事業所、その他の産業が1,454事業所に対して113の事業所となっているところでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、令和2年度のこの事業者支援、全体の柳川にある2,943事業所のうち58%が受給をしておると、申請があったと。今回、現在継続中ということですが、これはかなり減っているんですが、これはまだ年度途中、途中経過ということなんですかね。もう申請は完了したんですかね。完了している。（「完了しています」と呼ぶ者あり）それからいうと、令和2年度に比較して、結局、売上高が減っている事業所は減ったというか、前年度実績なのでですね。

それと、この中には観光業、宿泊・飲食サービスが含まれていないので一概には比較がで



きないんですけれども、例えば、小売業・卸売業でいうならば、令和2年度が申請が全体に対して38%で、今やっているのが13%ということで減っている。今年度はもうこれでコロナは終息するんじゃないかというようなことで、観光も再開し、いろいろな人の動きも再開した向きもあったので、それと、緊張感も解けて、感染防止に努めながら行動しましょうというのも影響したかなど。しかしながら、いずれにしても、地元経済界にもかなりの影響があったということでございます。

それで、2年前に一般質問した折に、業務運営に関してどうなっておるか。冒頭、3密の回避だ、つい立てだ、会議の人との間隔とか、出勤者数の削減とか、いろんなことをやっていると。それで、民間ではいろいろオンラインで会議をすとか、いろんなICT活用法が導入されておると。柳川はほとんどそれができていないというのが2年前でございました。その折には、今後、ICTを積極的に活用できるように推進していきますと。2年がたちました。どうなったんでしょうか。

人事秘書課長（江口英範君）

本市のオンライン会議のその後の実施状況についてでございます。

令和2年5月からウェブ会議システムの利用を開始しておりまして、各庁舎等を合わせて、令和2年度の利用件数は255件、令和3年度は3月の予定を込みまして432件でございます。そのうち、本市主催の会議、例えば、交通会議や行財政改革推進委員会などの会議につきましては、令和2年11月からオンライン会議を開始しており、令和2年度は22件、令和3年度は56件を予定しております。

なお、職員間のICTの活用につきましては9件でございます。

これまで新型コロナウイルス感染拡大の波が来たときにオンライン会議の利用数も増加しておりまして、これまで最も多い月で55件の利用があったところです。

次に、市民サービスにおけるICTの活用につきまして、本年度から税金、保険料、使用料などの公共料金について、スマートフォン、またはタブレット端末を使ったキャッシュレス決済が利用可能となりました。利用できるアプリは、ペイペイ、LINEペイ、ペイビー、支払秘書で、現在は全体の約2%がスマホ収納を利用されている状況です。

公共料金の納付場所まで足を運ぶコンビニ収納等よりも利便性が高く、コロナ禍における有効な納付手段でありますので、広報等によるPRを図って、利用率を高めていきたいと考えております。

また、令和2年度、これは令和3年2月の税の確定申告から、申告会場の混雑を避けるため、インターネット事前予約制を導入しております。本年度からは、ネット予約ができない方のために3庁舎でネット予約の支援を行っています。

次に、子育て支援に関して、令和2年度から相談業務等に活用するため、ICTの環境整備を行いました。

整備後の活用状況としては、妊産婦を対象とした助産師相談やゆりかごセミナー、育児等の悩みや不安を保護者で語り合う座談会などを中心に、コロナの感染状況を見ながら、臨機応変に各種セミナー等をZoomで対応しています。小児科の先生方と子育て支援課職員との意見交換会も先月初めてZoomで開催したところです。

本年度には全学童保育所にウェブ研修等が受講できるようICTの環境整備を行いました。子供の発達や遊びの理解、障がいのある子供の育成支援、保護者との連携など、様々な研修を受講する機会が増えることで、支援員全体のレベルアップが図られると考えています。

令和4年度は保育所のICT化推進補助事業を予定しています。保育士等の事務負担軽減を支援し、保育士不足の解消につなげるための事業で、5年度までの2か年事業で計画をしています。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

やはり2年たって、あの折、市長からもしっかり宣言をいただきました。キャッシュレスでの決済、コンビニ収納ではなくて、自分の持っているスマホ、パソコンから公共料金の支払いとかそういうのができるようになった。非常に利便性が増して、事務当局を含めて、皆さんいろいろ大変だったと思いますけれども、進んだということなのですが、それと、災害対応で、当時は6月ですから、豪雨時期のちょうど前で、避難所における3密回避とか、とにかく感染対策を講じていくんだと、講じていきますということだったんですが、現状、災害対応、こういうICT活用を含めてどういうふうになっているのか、お願いします。

総務課長（武田真治君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、ICTを活用した災害対応について申し上げます。

コロナ禍の災害への備えとして、分散避難を考慮して行動できる環境づくりを図るため、令和3年5月からバカンというシステムを導入しております。

このシステムは、地図上で避難所の混み具合をリアルタイムに表示をいたします。これにスマートフォン等でアクセスすることで、避難される方や遠方におられる家族の方が避難所の混雑状況を簡単にスマホなどから確認することができます。

それと、災害情報の発信につきましては、令和2年11月に防災情報ツイッターのほうを開始しております。

また、令和3年4月からKBCテレビのdボタンを押すだけで災害等の情報を見ることができる地上デジタル・データ放送広報サービスの利用を開始しております。

あと加えて、そういった災害対応の物品等ですね、コロナに備えての物品等を保管するために、各コミセンに保管庫、防災用の倉庫を建設しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

これは昨年でしたかね、委員会の場だったか何だったか、大牟田市のホームページを見ると、大牟田市の地域全体を映し出した地図に避難所の混み具合、道路の冠水情報を総合的に見れると。だから、そういうのを柳川もつくるべきじゃないかというふうに申しあげましたが、少しは進んだということで、非常にどこに避難しようかといったときに、あそこは混んどるごたるけん、こっちに行こうかとか、台風の折は、私は何度か避難所に行きましたけど、やはり頑強な建物、当時は市民会館、あそこが鉄筋コンクリートで一番頑丈なんだと、ほかの地区からもかなり来ておられた。そういう取捨選択ができるようになったということは、非常に利便性が増したと思います。

その折に、現場ですね、柳川には沖端川、新村とか、それとか矢部川、国交省、県を含めて水位情報を見ることができるカメラが設置してあって、もちろん水位計もあるんですが、現場の状況をビジュアルで見ながら対策が立てられると。各消防団、市の職員、いろんな緊急要請、いろんな緊急な電話に対応して現場に駆けつける、その報告を待つと。その折に、スマホでお互いの相互通信、映像で確認しながら協議ができる、そういうシステムをシステムというより、もうシステムはありますからね、そういう体制をつくるべきじゃないかというふうに申し上げておったんですが、それはどうなんですか。

総務課長（武田真治君）

現在のところは、まだそこまで至っておりません。ただ、今後、そういったことも調査研究していきたいと思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それと、ICTとは関係ありませんが、その折に要請をしておったというか、もう何年も前から避難所に子連れ、特に幼児を連れて避難するのに、非常に泣いたり、時には騒いだりするので避難所に行けないので、わざわざ宿泊料を払って民間の宿泊施設に泊まりに行かざるを得ないと。子連れ専用の避難所を設置すべきじゃないかというふうに申し上げておったんですが、それはどうなっていますか。

総務課長（武田真治君）

子育て世代の避難施設に関しましては、現在、物産公園のところで建設中の子育て支援拠点施設ですかね、あそこをそういった形で使うということで今協議をしたところでございます。

10番（佐々木創主君）

非常に喜ばれると思います。私は避難所に行った折に、本当に生の声で何人ものお母さん

たちから提起を受けた、ボールを投げられた案件でしたから、もうあれから4年ぐらいなりますけど、やっと実現できるということで、非常に子育てされる方々にとっては気兼ねなく安心して避難できる場所ができたということで、ありがとうございます。

それで、ちょっと外れるようですが、これに関連して、昨年6月議会でコロナと観光ということで質問させていただきました。その折に、今後、ポストコロナを見据え、そして現在、計画、少し着手をされておりますが、西鉄柳川駅の西口の川下り乗船場、この意義について、この建設を起爆剤に柳川の顔として観光の振興につなげていくんだというお話でございました。現在、状況はどうなっていますか。

都市計画課長（目野隆広君）

まず、駅前川下り乗船場の整備の状況についてお答えいたします。

整備の状況につきましては、福岡県におきまして、令和2年度に測量、文化財発掘調査、詳細設計等が実施され、掘割の用地となります土地の買収が完了しております。今年度は昨年12月より国道443号に埋設されておりますNTTケーブルの移設工事が進められているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

少しずつ徐々に進んでおるようですが、これも繰り返しになりますが、昨年のおきにも確認しておりますけれども、一昨年の1月の全員協議会で、この川下り乗船場の建設、そのためには川下り業者の連携が欠かせないと。ルールづくり、掘割のしっかりとした法令に基づいた、ましてや環境を大事にしながら運航していく、規律ある業界発展、その合意なくしてこの川下り乗船場がにぎわう姿は想像できない。建設をしたが、そこには舟が1艘もおらんということになりかねないと。その業者の連携の話合い、同意、これに向けてやっていきましょうと、それができないことには着手できないでしょうということで市長に問いかけたところ、分かりましたということでございました。

それで、観光に関して、いろいろルールを守らない、接客態度が著しく悪い、河川占有、いろんな問題がある。今後、いろんなプラスアルファを含めて付加価値を高めて、柳川観光を振興していく、そのための協議を行っていきますと。まだその時点ではされておりませんでしたけれども、今日の午前中の新谷議員の質問で少し触れられておりましたが、どうなっていますか、簡単をお願いします。繰り返しになりますがね。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

令和3年の第5回定例会後の柳川駅前川下り乗船場のその後についてでございますけれども、定例会終了後の昨年6月30日に掘割と関係の深い庁内所管課の担当職員8名が集まり、まず実務者会議をそれぞれの立場で意見交換を行っております。

その後、掘割と観光の在り方について第三者委員会を設置するに当たりまして、委員会と連携して、より効果的なものにするため、庁内の関係課など11名で構成します掘割と観光の共生のあり方研究会を設置いたしました。

8月26日に第1回目の会議を開催いたしまして、これまで6回の会議を開催いたしまして、第三者委員会の設置までの協議や、会議開催に当たっての資料の検討、進め方などについて協議を行ってきたところでございます。そして、昨年9月の議会全員協議会におきまして、掘割と観光の共生のあり方検討委員会の設置案につきまして議員の皆様にご報告させていただきました。

そして、11月26日、市内における掘割を活用した観光の効果や課題等に関し、様々な見地から検討し、多くの方々と共に考え、これからの掘割を活用した持続可能な観光の在り方について検討することを目的としました柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会を設置しまして、第1回目の委員会を開催したところでございます。

第1回目の委員会では、本市の歴史的財産でございます掘割の成り立ちや柳川観光の興り、柳川観光の現状について説明し、御意見などをいただいたところでございます。

なお、第2回目の委員会を1月19日に開催する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、3月30日に次回開催を予定しております。

第1回目、第2回目の委員会で、柳川観光の歴史や現状、課題や将来像について委員の皆様と共有し、その中で出た御意見等を基に、今後の委員会の中でさらなる議論を重ねてまいりたいと思います。

なお、議員御指摘の船会社同士の連携、また、ルールづくりや接客、マナーなどについてでございますけれども、本委員会の第4回目から5回目につきまして、川下りなど掘割を活用した観光のあるべき姿ということを議題として予定しております。まずは委員の皆様で将来像を共有していただきまして、その後、あるべき姿について議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

副市長（中村智弘君）

ただいまの答弁に少し補足をさせていただきたいと思います。

船会社の連携につきましては、西鉄柳川駅西口の川下り乗船場の活用を含めまして、一定のルール決めが必要だということは十分認識しております。

掘割は先人から受け継がれた貴重な財産であり、利水機能を持ち合わせた市民の安らぎの場でもあります。柳川独特の財産でございます。

この掘割、国指定名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>を巡る川下りは、本市を訪れるお客様の旅の目的のトップでありまして、本市観光のシンボルでございます。本市では、質の高い観光、すなわち滞在型観光への転換を目指し、お客様の満足度を高めることを重視しております。その中にお

いて、川下りの船頭さんは観光客の接客をしていただいています。本市が取り組むおもてなし事業の最前線で御活躍をいただいております。しかしながら、高齢化や待遇面の理由などから船頭を離職される方がいると聞き及んでいた中で、今般の新型コロナウイルス感染症により観光客が激減し、収入が不安定となって、船頭を離職される方がさらに増えたとの報告を受けておるところでございます。

我々といたしましては、新型コロナウイルス感染症が終息した後のV字回復フェーズになった段階で、船頭さんが不足して観光客の受入れが難しい事態となった場合、飲食業や宿泊、お土産など、観光のみならず、本市経済全体に与えるダメージはかつてないものになると危惧しているところでございます。このため、船会社の連携やルールづくりはもちろんですが、並行して、コロナ禍における持続可能な川下りに向けた支援や、おもてなしの心の醸成など、受入れ面でのさらなる質の向上が求められていると認識しているところでございます。

そういった意味からも、現在、学識経験者や、国、県、関係機関や掘割を活用した観光事業者、市内の公的団体など、多様な皆様で構成された柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会の第1回目を昨年11月26日に開催したところでございます。

この検討委員会の中で、市民と関係者が最も納得のいく形でしっかりした議論ができるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

もちろん船頭さんが安定して働ける環境づくり、そのためにも連携が必要なんです。待遇改善、それとか社会保障制度、それを業界全体でどうするんだと。連携ができれば、そういう待遇改善にもつながるんですよ。それが一番根本なんです。

そういった意味で、業界、業者、関係者のみならず、いろんな立場の方々が議論に入っていて、逃げ道をなくしながら連携をですね、これは命題というふうに話を持っていていただきたいです。山田課長、川原室長、それと松藤部長、非常に責任が重いですね。頑張ってくださいよ。歴代市長、歴代議員、数十年にわたって柳川市が取り組んできた、実現かなわなかった非常に重い課題です。頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。

それで、元に戻りまして、ICT活用、最近、個人情報流出でありますとか、サイバーテロとか、柳川市のセキュリティは大丈夫ですかね。

企画課長（池末勇人君）

佐々木議員から柳川市のセキュリティということでございますので、企画課のほうからお答えをしたいと思います。

まず、パソコンに関する機器についてでございますけれども、こちらは平成27年5月に日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案が発生をしております、それ以

降、国の主導によりまして、マイナンバー利用事務を中心とした住民サービス関連のネットワークと全国の自治体とつながっているL G W A N接続系のネットワーク、それと、通常のインターネットの3層を分離するよう求められております。これにより各層が直接接続できないようになっておりますので、外部からのサイバー攻撃等を防いでおるといところです。本市におきまして平成28年度に分離が完了をしております。

次に、コンピューターウイルス対策についてですけれども、こちらは各端末のパソコンに対策ソフトをインストールし、常に最新の状態になるよう設定をしております。

また、庁内の体制につきましても、副市長をトップといたしました柳川市情報化推進委員会におきまして、ホームページ改ざんや不正アクセスなどのサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントに対応するための体制を整えております。

今後も行政のデジタル化を進める上で、常に危機管理意識を持ってセキュリティ対策の徹底を図っていきたいと思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いろんな国の指導の下、対策を取っておると。これは訓練されたことはありますか。

企画課長（池末勇人君）

対策は打っておりますけれども、これを直接的に、例えば、避難訓練的なような感じの訓練は行ってはおりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

訓練が一番大事なんですよ。幾らマニュアルがあっても、その折に関係者、担当、責任者とか、その人たちだけが分かっているだけでも駄目なんです。防災訓練もそうでしょう。マニュアルだけあったって対応できないんですから、まず訓練ですよ。

悪意あるそういう攻撃、入ってくる。それで、新たに技術を開発して、いたちごっこ、それで完全にシャットアウトするということはまず不可能と言われておりますね、今。入ってきたときに、偽の、フェイクのメールが来たときに、いかに被害を最小限に抑えるのか。例えば、責任者から、ある課のA職員に業務上のメールを装った偽メールを送る。そのときに開いてしまった。それで、だっと広がる。よかったね、これは訓練なんだよと。そういう訓練で、感染したと思ったときに、いち早くネットワークケーブル、LANなのかどうなのか、ちょっと私は分かりませんが、遮断をする。そういう善後策をどうするのか、第1段階、第2段階、第3段階のマニュアルといいますかね、そういう具体的な職員の皆さんがイメージできるマニュアルづくりを急いでください。民間ではいろんなことをやっていますからね。そういう訓練を実施してください。

危なっかしいメールは皆さんの個人のパソコンにも入ってくるでしょう。VISAカードです、

アマゾンです、あなたのアカウントが不正に使用されて引き落としができません。開いたら大ごとですからね。自分の使っておるクレジットカード会社からも来ますから、同じ名前で。開いちゃいけないんです。それを見分ける方法は、経験を積んでいくと分かるんですよ。そういう訓練をしてください、市長。総務部長、ぜひお願いしておきます。

それで、先ほどICT活用で非常に利便性が増したと。利便性が増すということは、もちろんコロナ対策もあって、人と人とが接触をせずに、人が行動せずにいるんな手続なり決済ができる。非常に便利です。人との接触が減っていくということなんですね。市民サービスの中には、そういう接触せずともできる市民サービス、接触をしないといけない市民サービス、接触型と非接触型があると思うんです。非接触型がそういう技術もあり、コロナ対策もあり、広がって、結構なことです。ただし、そういうノウハウもない、機材を持っているけれども、スマートフォンは持っているけれども、そういうことは私は分らんけん、いっちょんしきらんち、そういう俗に言うIT弱者への対応が私は重要だと思うんです。その辺の対策はどうなっていますか。

人事秘書課長（江口英範君）

ICTとか市民サービスの利便性が向上する一方で、議員言われます直接のサービスが必要な介護や福祉、子育て支援に関する相談等であり、こういう方々に対しては、来庁されて対面サービスという形になってございます。担当窓口では当然、マスク、手指消毒、パーティション設置などの感染症対策を取った上で業務に当たっております。

本市におきましては、令和3年5月26日から新型コロナウイルスワクチン接種を始めましたが、ワクチン接種には事前予約が必要であり、予約受付を5月19日から開始したところであります。この予約受付は、混雑を避けるため、年代ごとに接種日を設定し、高齢者の方から順に予約受付を行ってきたところでございます。

本市のワクチン接種の予約につきましては、ウェブ予約とコールセンター、電話での予約と2つの方法で行いましたが、ウェブ予約については、高齢者の中には不安に感じられて心配される方が多数おられました。そこで、ウェブ予約に不安を持たれた方への対応としては、柳川、大和、三橋各庁舎において、全庁を挙げて職員がワクチン予約の支援を行ってきたところでございます。

支援数につきましては、令和3年5月から11月までの間で初回接種について5,619件支援しております。本市においては、また2月1日から3回目の接種を始めて、現在、接種を継続中でございますけれども、この接種予約についても1月末から先月末、2月末までで1,356件の支援を行っております。

また、税の確定申告については、申告会場の密を避けるため、昨年度から事前予約とし、ネット予約ができるようになりました。本年度からは、ネット予約ができない方のために、3庁舎でネット予約の支援を行っております。



コロナ禍におけるIT弱者への支援については、本市職員の相当のマンパワーが必要になったところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

マンパワーが必要になったと。便利になって、省力化、迅速化、効率化、経費削減。しかし、逆にそういうフォローをするためにマンパワーが必要。結局、人が要るんですね。

それで、先日、プライベートな私ごとですが、私の母が3回目のワクチン接種券をなくしたので いや、心配になったんですよ、3回目を予約したかと。いつも私がインターネットで予約していたので。そしたら、予約券がないと。幸いなことに、87歳になりますけど、まだ車の免許を持っておりますので、自分で庁舎に行って再発行をしてもらおうと。行ったら、窓口ですぐ再発行をしてくれて、予約までしてもらったと。本当に親切だったと、えらく喜んで帰ってきました。非常に窓口の担当の方の対応が優しくて、よかったと。やはりその辺のおもてなしの心じゃありませんけど、そういうふうに接していただく。

それと、私、先日、先週でしたか、ちょっと個人的な手続をしなくてはいけませんでしたので、受付の番号札、もちろんそういうシステムがあるというのは知っていたんですが、個人的なことなので、窓口のカウンターに立っていたら、佐々木議員、番号札を取ってくださいと。ああ、ごめんなさいと。しばらく5分、10分待っていたんですよ。そしたら、受付嬢、ちょうど午前中でしたので、もうひっきりなしに人が来られていました。御案内をされてありました。ちょっと込み入った方はカウンターの椅子に座ってもらって、相談を受けて、御案内をしてありました。非常にさばき方、いろんな相談とか、やっぱり入り口というのは大事だと思うんですよ。前の電話で、何々課に電話したら、ちょっとうちではありません、ほかの課に。それで、ほかの課に回してもらったら、また違う課、たらい回しと。たらい回しが一番昔は多かったんですが、今あるかどうか分かりませんが、その辺の入り口でいかに、本当に困って、緊張感を持って来られた方々。我々はしょっちゅう来ますから。だけど、めったに市役所に来ない市民の皆さんは、やはり市役所に来るときは緊張するんですよ。おどおどしている人もいますよ。そのときの入り口の対応、それと、入り口でいかにさばいて、きちっと的確に御案内して的確に対応するか、これがですね、前回も言いましたが、やっぱり接遇、おもてなしの心、最大のサービス産業ですから、いらっしゃいませ、今日はどんな御用でしょうかと。カウンターに立ったとき、今はよくずっと来てくれますけどね、ずっと来てくれるだけではなくて、にこっと、こんにちはとしてくださいよ。そういうことが私は大事だと思います。

それと、今いろいろ支援をしていただいているようすけれども、19小学校区に18のコミュニティセンターがありますけど、あれはもったいないですよ。ほとんど車は止まったらん。最近、市民の皆さんの要望が非常にですね、今まで地域でできてきたことが、何でも市

にしてくれんかん、してくれんかんと。ほかの行政区の区長さんから聞いた。そんなら、おりげんもしてくれんかち。それで、全て行政任せの風潮も何か強いような気がしますし、それと、コミセンですね、スマートフォンを持っていて扱えない高齢者の皆さん、講習会ぐらいやったらどうですか。面白かばんもと。そこに地域の知った人のおっちゃん、おばちゃん　おっちゃん、おばちゃんは別として、詳しい人、顔見知りの方が教えてくれるならば、少しでもそういう利活用ができるようになると思いますし、いろんな地域の要望、個人のニーズ、個人の要望、そういうことを含めて、ひとつこれは提言ですけど、市のOBさん、ある程度行政経験豊かで知識もあります。地域支援員みたいな形で各コミセンに配置をして、その校区出身の市のOBですよ。それで、いろんな要望なり助言なり、現地に行って、ああ、何とかちゃん、ここはこげんばんもち。そんなら、行政とつなぐとか。

前々回でしたか、平均寿命と健康寿命のところでも申し上げましたが、島根県の雲南市、各地区に保健師の資格を持った支援員さんがおって顔が見える。いち早くその変化に気づく。心理的な距離と物理的な距離、それをもっと近くして、行政にとっての情報の吸い上げと発信、これをしていただくシステムをぜひつくっていただきたいということを申し上げて、ゼロ分になりましたので、終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時20分　休憩

午後 2 時31分　再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。それでは、議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

なお、限られた時間ですので、執行部におかれましては簡潔な答弁を切にお願いいたします。

それではまず、佐賀空港へのオスプレイ配備についてお尋ねします。

昨年11月30日、佐賀県有明海漁協は自衛隊との空港共用を否定した佐賀県との公害防止協定を条件つきで見直す方針を決定しました。これを受け、防衛省や佐賀県では条件整備に向けた動きが始まっており、本市としても秋口にも協定見直しが行われるとの見解が午前中の緒方議員の質問の中で示されました。

そこで、お尋ねしますが、御承知のとおり、本市においても佐賀県との間で佐賀空港にお

ける航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しており、その中で、空港用途を変更するときは協議を行う旨が明記されております。自衛隊との共用は明らかにこの規定に該当するものですが、今後、佐賀県との協議はどのように考えてあるのか、お聞かせください。

また、佐賀県漁協や本市との協定見直しは、佐賀空港へのオスプレイ配備を前提とするもので、佐賀空港に近距離にある本市において、オスプレイ配備は市民生活に少なからず影響を与えるものと思われませんが、防衛省との協議はどのように考えてあるのか、併せてお聞かせください。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

まず、今後の協議についてですが、まずは本市論点整理で示している安全性、騒音問題、観光に与える影響の3つの懸念事項について、柳川市民の生活と安心・安全を守るため、佐賀県の考え方や対応策などについて、具体的かつ積極的に協議を行っていかねばならないと考えております。例えば、安全性については、佐賀県がオスプレイ等配備計画の受入れの是非の判断に当たって、防衛省から示された安全性についての評価は柳川市民の懸念を払拭できるものなのか、また加えて、本市に対する防衛省からの説明と相違する点はないのか、騒音問題や観光に与える影響については、空港管理者である佐賀県の責任や考え方、環境問題に対する対策や解決策などについて協議を行う必要があると考えております。

事前協議につきましても、佐賀県有明海漁協との協定見直し後とする佐賀県と本市の間に認識のずれが生じたままとなっております。本市の意向が反映できない状況になってから協議されてもどうしようもございませんので、現状を踏まえ、時期を逸することがないよう、佐賀県に対し、誠意ある協議と責任ある行動を求めていきたいと考えております。

また、内容によっては九州防衛局等、国を交えての協議を求めていきたいと考えているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

それでは、佐賀県との協議について再度お尋ねをいたします。

今の説明によれば、オスプレイ等の配備について、安全性について、また、騒音問題、観光への影響について佐賀県の責任等について、それに環境問題に対する対策と解決策について協議をするということですが、できればもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。具体的な考えがあれば教えてください。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

オスプレイの安全性等について具体的なものにつきましては、これは九州防衛局をはじめとする国との協議になってくるかと思いますが、例えば、論点整理前にはオーストラリアの墜落等、事故が頻発しておりました。このような現状においての事故発生率の推移や、それに関連して重大事故等が発生した状況と要因及び解決策、また、機体のグレードアップ等が

なされておるとは思いますけど、その安全性の向上についてなど、そういったことを整理していきたいと考えております。

佐賀県に対しましては、環境保全に係る合意書の冒頭、柳川市と佐賀県は福岡県南西部地域の振興に資するとともに、地域住民の良好な生活環境を保全することを目的としておりますので、このことを念頭に置き、佐賀県につきましては責任と誠意ある行動を求めていきたいと考えているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

安全性について、なかなか佐賀県との協議については難しい面もあろうかと思うんですが、先ほどの答弁で、騒音問題、観光への影響についてなど、佐賀県の責任ですね、それと、環境問題に対する対策と解決策を協議するということでしたが、そこら辺がよく分からないんですが、具体的にどういうことを協議されようとしているのか、分かれば教えていただきたいと思いますが。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

具体的には先ほど申したとおりなんですけど、騒音につきましては、場周経路内での通常訓練、これはホバリング訓練であったりとかございますが、これについてはデモフライト等はありませんので、1日60回程度の離発着の予定とも聞いております。その辺につきましてどのように影響があるのかと、これは九州防衛局をはじめとして、説明を求めていきたいとは思いますが、佐賀県に対しましては、先ほど申したように、佐賀空港開港時に取り交わしました合意書の理念に基づいてどういった対応をしてもらうか、求めていきたいと考えているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

それでは、観光への影響について佐賀県の責任という答弁がありましたね。観光への影響について佐賀県の責任についてどのようなことを想定されているのか、分かれば教えてください。

生活環境課長（梅崎秋敬君）

責任については、合意書の責任ですね、これについて求めていきたいと考えているところなんですけど、観光都市としての発展への影響についてなんですけど、これは上空を飛行することによって発生する観光へのダメージというのはなかなか想定しにくいところではございます。具体的に申しますと、やっぱり川下りをはじめとした情緒などに関してのダメージというのが予想されるんですけど、どういったダメージを受けるかというのはなかなか想定しにくいところもございますので、そういったところも含めまして、そういった事案が発生した際にどういった対応をしていくかなどにつきまして、連絡協議会なり、そういったものを設

置して対応していければと考えているところです。

市長（金子健次君）

課長のほうから答弁しておりますけど、非常に分かりにくいことで言われていますけど、午前中、緒方議員の質問に対して回答いたしました。佐賀県の回答を3年半待ちました。まだまだこれからいろんな話し合いをしなければなりませんけど、恐らく秋口には佐賀漁協、防衛省、佐賀県とが合意形成をされるというふうに私は見えています。そういう中において、その前に、柳川市としては佐賀県と話しても、今日の状況を見ていると、九州防衛局と私は積極的にこの論点の3点についても、どういうふうに影響するのか、過去にいろんな形で論点整理はいたしましたけど、さらなる手を加えて話をしていきたいというふうに思っております。

安全性の問題、いろんな事故がありました。そして、騒音問題についても、どのくらい騒音がするかもオスプレイを飛ばしていただきました。また、観光に与える影響、ダメージがどのくらいあるのかということも九州防衛局の担当者の責任者と話をして、そこら辺についてを詰めながら、並行して佐賀県と山口知事と話をしていこうかなというふうな考え方を持っているところです。そして、佐賀県が決まる前にそのことを私は申し入れたいというふうに考えております。

以上です。簡潔に言いますと、そういうことです。

17番（白谷義隆君）

時間がないので、あまり突っ込んでも明確な答えは出そうにありませんので。

先ほど壇上からの質問で、九州防衛局との協議についてお尋ねをしたんですが、九州防衛局との協議について担当の課長からは答弁をいただかなかったんですが。

市長（金子健次君）

統括しております九州防衛局ですね、今、新しく赴任されました遠藤企画部長とも先日、異動の挨拶においでになりましたので、そのことを含めて、それを柱として、トップとして話を柳川市と進めていきたいと。いろんな形で要望事項、また不明な点、そういうことを話していきたいというふうに思っております。

最終局面の段階においては、藤丸議長にもお願いしたんですけれども、過去において、田中議長にも佐賀県庁に行ってもらったし、樽見議長も佐賀県議会の議長ともお会いできました。そういう中において、佐賀県が今日までいろんな形で担当者は密に連絡をしてくれます。それは抗議を出したこと、あのことがやっぱり柳川がじっとしておかないという気持ちで、そのことを通じて全員協議会の中でも佐賀新聞のスクラップと併せて報告しておりますので、それは最終段階では議長にも力を借りてやりたいというふうに思っておりますので、もうしばらくですね、状況が変わればお話を議会のほうにもしていきたいというふうに考えているところです。

それで、こちらのほうもいろんな形で今までの論点整理もしておりますので、論点整理をした分と併せて、今後の変更の分を併せて、九州防衛局のほうに話をしに行きたいというふうに思っています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今、論点整理の話が出ましたけど、論点整理では確認済みとなっておりますが、パブリックコメントで懸念する声が多く寄せられていたのが、米軍の空港利用についての意見が多く出ておりました。

この米軍の空港利用について、先ほど協議の対象には入れられなかったんですが、これは佐賀県、それと九州防衛局に対しても、この米軍の空港利用について私は協議をすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

佐賀空港の米軍の利用について、今、公になっていますけれども、先日、佐賀県の論点整理を見せてもらいました。その中に、米軍の利用についてはきちんと防衛省のほうは回答してあります。そういうようなことで、今は全国にですね、オスプレイが岩国とかいろんな形で、今、陸上自衛隊のものは木更津にありますけれども、3年後には佐賀空港を利用したいということになりますけれども、米軍がずっとそこに駐留するというにはならないと。訓練としては来る可能性があるということは佐賀県との論点整理の中には書いてありました。そのことも含めて、私のほうは九州防衛局に尋ねてみたいというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

これは九州防衛局とは協議をしてみたいという答弁ですよね。佐賀県とはそれについてはされる予定はあるんですか。

市長（金子健次君）

九州防衛局のほうで米軍の関係については扱っておりますので、そこら辺について、内容次第では佐賀県と話をしなければなりませんけど、佐賀県に直接は今のところ考えておりません。

ともかく佐賀県とですね、3年半待っても、いろんな形では向こうの連絡だけですので、最初、九州防衛局と話をしてから進めていきたいという考え方です。

17番（白谷義隆君）

九州防衛局と協議後にしたいということのようですが、ちょっと先走った話で悪いと思うんですが、例えば、オスプレイ等の米軍利用について、もし柳川市が認めた、仮に認めたとしても、やはり今後の環境保全協議をどういうふうにしていくかという話は当然残るんですね。残るだろうと。当然、協議はしていくべきだろうと思うんですよ、あとのことについ

ても。そうしたときに、米軍の利用について、やはり空港の利用ですから、そこら辺は当然最終的には協議は必要だろうと思いますので、やはり配備するかしなないかに当たっても、私は米軍の利用については佐賀県と一定協議をしておく必要があるだろうというふうに考えております。これは私の考えですからね、一応そういうことで。

それと、今から佐賀県、防衛省と協議は当然すると言ってありますからね。ただ、午前中も話が出ましたけど、もう秋口には決着するだろうという認識を市のほうも持ってあるわけですから。そうすると、そういった協定は佐賀県は佐賀市ともJAとも結んでおるわけですね。ですから、周りが、話がついてしまってから柳川市がいろいろ言っても、それはなかなか難しいだろうと。柳川市の意向を反映させるのは難しいだろうと思うんです。そういう中で、佐賀県、あるいは防衛省との協議はいつ頃から始めたいと思われておるのか、教えてください。

市長（金子健次君）

3月中には始めたいと。九州防衛局のほうには3月中には行きたいというふうに思っております。時には私じゃなくて、中村副市長をトップとして、また、時には私が出て、そしてまた、向こうから来るかもしれませんが、そういうことで、最初の米軍の使用については、もちろん佐賀県とも話をしますけれども、そこら辺についても含めて九州防衛局のほうに尋ねてみたい、質問してみたいというふうに思っております。よろしいですか。（「佐賀県のほうとは」と呼ぶ者あり）佐賀県とは、それを聞いた後に話をしてみます。

17番（白谷義隆君）

実は平成27年11月に金子市長から山口佐賀県知事に佐賀空港へのオスプレイ等配備計画に対して要請書が出されております。その中で、オスプレイ等の佐賀空港への配備の是非を判断するに当たって、柳川市の意向を十分に踏まえることという要請書が出されておりますが、この柳川市の意向も当然協議の対象になると思うんですが、この意向の具体的な考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

私はその意向は踏みにじられたというふうに思っています。あれは平成30年8月ですかね、突然、青天のへきれきだったんですけども、急に100億円を防衛省が持ってきて、あれは突然で、あれについては柳川市には事前の通告がありませんでしたので、協議がありませんでしたので、そのことを柳川市議会、そしてまた、議長とも行って抗議をしたところでございますので、そのことについて尊重するとか、山口知事がそのときに出した分を尊重するとか、尊重してもらいたいんですけども、そういう意識の中でいかないと、なかなか交渉が難しいんじゃないかというふうに思っておりますし、私はあのときは本当に怒り心頭でした。

17番（白谷義隆君）

これは事前協議のことを指してあるんですか、意向ちは。私は配備に当たって、市長がこういう条件とか、そういった条件のことをですね、具体的な条件がこの意向の中に含まれているかと思ったんですが、そういうことではないんですね。別に具体的なこういう条件だとか、そういうことはなかったんですね、配備に対しては。この意向の中には。分かりますか。（「分かります」と呼ぶ者あり）分からない。（「はい」と呼ぶ者あり）

いや、さっき言いましたように、配備の是非を判断するに当たっては柳川市の意向を十分踏まえることという要請書が出されているじゃないですか。ですから、この意向とは何ですか聞きよつとですよ。そしたら、さっき市長は、突然、佐賀県知事が受入れを表明されたから、その意向は無視されたというような答弁をされたんですが、私は配備に当たっての条件等が市長の中にあっただけではなからうかと思ったから、その意向の具体的なところがあれば教えてくださいと言ったんです。

市長（金子健次君）

1つは、オスプレイの安全性、騒音問題、観光に与える影響等がクリアできればという問題だというふうに思いますけれども、ただ、私は基本的には防衛問題については国の専権事項という形で、口を挟む余地はないというふうに思いますけれども、市長としては柳川市の市民の安全を確保しなければ、担保しなければなりませんので、そういうことで、安全性、騒音問題、観光に与える影響等々を今日挙げてきたわけですので、そこら辺については基本的には九州防衛局、防衛省と話をしながら、その問題があれば佐賀県と話をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

先ほど市長は意向についてよく分からないと言われましたけどね、意向についても打合せで質問は担当課に通告をしているわけですから、ですから、そこら辺は事前にちゃんと協議をしていただかないと。担当課にこのことについては通告はしているんですよ。別に私はここで初めてこれを聞いているわけじゃありませんのでね。いいです。

それでは、もう時間もありませんので、オスプレイについてはこれで終わります。

次に、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねをしたいと思います。

国では少子高齢化や人口減少への対策として、2014年11月、まち・ひと・しごと創生法を制定し、12月に2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中・長期的な展望を示した長期ビジョンを策定し、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2015年度から2019年度までの5か年の目標や施策の基本的方向をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。

こうした状況を受けて、本市においても人口減少に歯止めをかけるため、平成27年10月、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、令和2年3月には第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んできました。総合戦略では基本目標とその実現の



ための数値目標等を定め、総合戦略の達成度合いをはかる目標値として、各施策に重要業績評価指数を設定し、定期的に達成状況の確認を行い、改善に役立て、達成状況の確認と改善の検証を行うとしております。

そこで、お尋ねしますが、第1期総合戦略の取組の実施状況の検証結果をお聞かせください。簡潔にお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

第1期総合戦略の検証結果ということで御質問ですけれども、第1期の総合戦略につきましては、4つの基本目標を立てまして、その下に24の具体的な施策目標を掲げております。

まず1つ目は、「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」です。この目標の達成率は83.1%となっております。中でも、施策目標の「文化芸術・スポーツに触れる機会の創造」の達成率が特に低い数値となっております。そのため、伝統芸能や風習、文化財の保存と活用を図り、柳川の文化を学び親しむ機会の拡充に努めることが必要という結果でございました。また、市民のレクリエーション活動とスポーツ活性化を目指し、環境の充実や地域スポーツ活動の仕組みをつくっていくなどの取組を進めていくことが今後の課題というふうになっております。

2つ目に、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」は95.3%の達成率となっております。施策目標の「手ごろな住まい応援」や「遊んで学べる子育て応援」の達成率が低く、今後は子育て支援の取組をより一層積極的に行っていく必要があります。「就業や女性の再就職応援」は達成率が高いという結果になっておりますが、地元就職によるUターンや地元在住の学生の本市への定着を図るために、また、妊娠や出産を機に離職した女性の再就職支援など、今後も継続が必要というふうに考えられます。

3つ目に、「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」は98.6%となっており、施策目標の「掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上」が低く、掘割と水辺環境を楽しみ、柳川の地域資源のよさを理解してもらえるようなまちづくりを行っていく必要があるかと思えます。「安全、安心のまちづくり」については高い数値で、引き続き自主防災組織の指導育成、防災対策の推進や、犯罪、交通事故などから市民を守る取組を行っていくことが重要と思われれます。

4つ目に、「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」では、施策目標の「柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンス拡大支援」は、企業誘致や雇用創出といった取組が非常に難しい課題ということもあり、達成度は低いものになっております。

最後に、前期計画の最終年度の令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響でKPIの数値が前年度と比較すると悪くなっているものが多くありました。また、初めてKPIを導入したということもあり、目標数値が高過ぎたり低過ぎたりしたものがああり、うまく進捗が図れなかったという目標もありました。これらを踏まえまして、後期計画ではよ

り適正な数値目標や施策目標を設定することが重要だということが分かったという次第です。  
以上です。

17番（白谷義隆君）

第1期総合戦略策定時に創生協議会に諮問をされておるんですが、この創生協議会の中で一番多かった意見が、柳川市には大手企業がなく、就職先もないため外に行ってしまうと。その次が、子育てが安心できるような市としての施策を整えてほしい。そして、同じ子育て支援で、保育所や医療費が他の市町より高いという意見が多く出されておるようです。

そこで、再度お聞きをしますが、子育ての、ひとつづくりの中で達成率が95.3%となっておりますが、この95.3%の内容が分かれば教えていただきたい。簡単をお願いします。

それと、その施策目標の中で「遊んで学べる子育て応援」の達成率が低いと評価されていますが、重要度事業評価指数の「子育てしやすい環境だと感じる人の割合」と達成率が分かれば教えていただきたいと思います。

それと、想定される主な事業の子育て世帯の経済的支援充実についてどのような対策を取られたのか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

それでは、白谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとつづくり」の達成率につきましては、数値目標が合計特殊出生率で算出をしておりますので、目標値が1.49で、最終値が令和元年度の1.42でしたので、95.3%ということになっております。

また、「子育てしやすい環境だと感じる人の割合」につきましては、令和元年度の市民アンケートにおきまして、40.6%が子育てしやすい環境だというふうに答えてもらっております。そのため、この数値目標といたしまして、子育てしやすい環境だと感じる市民の割合を60%と定めておりましたので、目標達成率が67.7%という形になっております。

以上です。

子育て支援課長（竜 晴美君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

子育て世帯の経済的負担軽減の対策といたしましては、まず、保育料について申し上げますと、国が生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や少子化対策の観点などから、3歳児以上の保育料の無償化を令和元年10月から実施をいたしております。このことは子育て世代の大きな経済的支援となっているところでございます。

市の事業といたしましては、第3子以降の3歳までの児童を家庭で養育している保護者を対象とした第3子優遇事業につきまして、月額5千円の補助を令和元年度から月額7千円に増額をいたし、家庭における育児に係る経済的負担の軽減を図っております。また、ファミリーサポートセンター事業の利用料につきましても、令和元年度から市が1時間当たり400

円の助成を実施しております。これによりまして平日の朝7時から夕方19時までの利用料が1時間600円から200円に減額、また、日曜祝日等の利用料につきましても1時間当たり800円から400円に減額となりまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているところです。

その他の対策といたしましては、令和元年度、不妊治療の助成金の限度額を50千円から70千円に増額し、不妊治療を受けている御夫婦の経済的、また、精神的負担の軽減を図っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

次に、しごとづくりについてお尋ねをしたいと思います。

しごとづくりの達成度が低いと評価されていますが、その内容を教えていただきたいと思っています。

また、想定される主な事業の企業立地適地選定と企業誘致の推進についてどのような取組をされたのかを教えてください。

企画課長（池末勇人君）

まず、企画課のほうからしごとづくりの中の施策で「柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンス拡大支援」が低かったといえますのは、重要業績評価指標の企業誘致件数が3件の目標に対しまして最終値が1件でしたので、33.3%というふうになっております。

次に、雇用創出者数の目標に対しまして、目標値が100人に対しまして、最終が令和元年度で51人ということでしたので、51%ということで、これが低かった原因というふうに考えております。

以上です。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

企業誘致を推進するためには用地の確保が重要な要素でございますけれども、市内のまとまった土地といえば、ほとんどが農振地域という課題がございます。現状のままでは企業誘致のための用地がないという状況を受けまして、平成27年度において企業立地用地適地選定調査を実施いたしました。この調査では、農業振興地域も含めて企業誘致の可能性のある土地を13か所選定するとともに、選定した土地の整備、活用に関する問題や課題を整理したところでございます。

具体的な適地箇所といたしましては、高速道路みやま柳川インターチェンジの利用しやすい国道443号バイパス沿い、高速道路東脊振インターチェンジを利用しやすい国道385号沿い、佐賀空港や三池港を利用しやすい有明海沿岸道路インター沿い、また、ピアス跡地など、企業の多様なニーズに応えられるような企業誘致のための適地13か所を選定いたしております。

これまで市に対して、市外、市内の10社の企業のほうから問合せがあったところまでございまして、問合せがあった際には13か所の適地を紹介しながら、活用しながら企業誘致を進めてきたところまでございます。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

さっき適地13か所と言われましたが、選定された箇所については市のホームページ等で公開はされているのか。問合せがあったということですので、何か公開がされているのだろうかと思います。

それと、適地箇所として選定された国道443号沿い、有明海沿岸道路インター沿いの場所を今答弁いただきましたけど、この443号と有明海沿岸道路インターの場所を簡単に教えていただけますか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

まず、周知の方法ということで、ホームページに公開しているかということでございますけれども、これは企業誘致の可能性のある土地ということで、地権者とか、そういったことに全く諮っておりませんので、これは基礎資料としておりますので、ホームページには掲載をいたしておりません。したがって、担当課のほうに問合せがあったときに、先ほど申しましたように、適地を紹介しながら交渉してきたと、そういうところまでございます。

それと、443号バイパス沿いとか有明海沿岸道路という話がございましたけれども、基本的には有明海沿岸道路徳益インターの443号とか、そういったところがちょうど交差した付近に4か所程度やっていると、選定しているということまでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

443号沿いのどこかに点々とあるわけじゃないんですか。今説明によれば、443号と沿岸道路の交差する徳益インターのところに4か所と言われましたけど、そこにここで場所を言っても分からないですね。なかなか時間も限られていますけど、そのインターのところの4か所をどれくらいの広さをされているのか。

それと、いいですか、先ほど10件ぐらい問合せがあったと言われましたよね。ところが、問合せが企業からあったときは紹介しているということですけどね、そしたら、企業から問合せがあればそこを紹介しているということですので、ホームページ等で公開して、多くの人に見ていただいて、柳川市に進出をしてもらうという観点からすれば、私はホームページ等で公開したほうが効率がいいんじゃないかと思うんですけど、併せて2つお聞かせください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

まず、選定した用地の広さでございますけれども、大体6ヘクタールぐらいを選定いたし

ておりまして、基本的にはどこだというピンポイントではなくて、エリアといった形で設定を今のところしていると。それはなぜかという、先ほども申しましたように、まだ地権者がどうのこうのとか、そういう話は全くいたしておりませんので、エリアということにしております。

したがって、先ほどの10件のところも、この調査をいたしましたときに私どもが整理をいたしましたのは、あくまで企業立地促進の取組のための基礎資料とするんだと、そういうことでこの調査をしてきたというところでございます。これが企業立地可能用地から企業立地の土地になっていくときは市のホームページに公表していくということもあろうかと、そういうふうに思います。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

ちょっとよく分からないんですけどね、適地を選定して、問合せがあったところには紹介をされているんでしょう。ところが、所有者の同意を得ているわけでもないと言われましたよね。そうすると、紹介をしても、ただ紹介するだけで、もし業者の方からぜひこちら辺に進出したいけどという話があれば、あとは市のほうで除外申請なり、そういったことをされるつもりなんですか。ちょっとここまで具体的には通告していなかったんですけど、話を聞けば、結果的にそういう問題が生じてくるわけですけど、それについてはどうですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

今の段階では、やはり私どもは企業と話をしていく場合は、こちら側の先ほど申しました13か所の適地を紹介いたします。一方では、私たちは企業のニーズ、柳川市に進出する意図があるのかとか、そういう可能性を柳川市に見いだせますかとか、そういった企業のニーズといったものをしっかり把握していく必要があるんだろうと、そのように考えております。

したがって、企業のニーズというものをしっかり把握することが企業誘致を一步前に進めていくと、そういうことになろうと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

適地を選定して、問合せのあった方には紹介をされると言われましたよね。それは今の課長の答弁からいえば、単に企業のニーズ把握のための手段なんですか。別にそれを企業誘致に結びつけようという意味じゃない。あくまでニーズの把握のためにそういった適地選定をして企業に紹介をされている、そういうふうにとれるんですけどね、それが結果的にはニーズの把握ということで、企業誘致には結びつかないんでしょうね。まだ用途変更、農振除外とか、そういった手続は全く考えていないようですから。そうすると、それは全く企業誘致には結びつかなくて、ただ単にニーズの把握をしたいと。例えば、沿岸道路と443号の交わっ

たところに適地をして、こういった場所は企業が来るんだとか、人気があるとか、あるいはこういう場所は人気がないとか、ただそういうニーズの把握のためにされているということのように聞こえるんですが。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

それでは、今後の話をさせていただきますけれども、今、みやま市では農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業団地の整備と、そういったものを行っております。なかなかみやま市においては苦戦をしているようでございますけれども、本市においては企業誘致の進め方の参考にしたいと、このように考えております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

あくまで進め方の参考ということで、実益はまだ先の話なんでしょうけど、先ほどみやま市の話がされましたけど、企業誘致のところ、これは第2期総合戦略の中の企業推進の具体的な取組で、「用途地域や農業振興地域の見直しなど計画的な適地の検討を行い、企業が立地しやすい条件の整備を図ります」という記載というか、計画がありますよね。これとの関係はどうなるんですかね。見直しを計画的にして適地の検討を行うという計画がありますよね。それはそういった、さっき企業のニーズを図るためということで、ニーズがあるなと思ったら、これは用途区域や農業振興地域の見直しなどを計画的に進めますよと、ここに結びつくんですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをします。

ここに企業が立地しやすい条件の整備ということで書いてございます。しっかり私どもも企業立地が進めるように、まず13か所の土地を選定いたしました。その後、しっかりここを踏まえて、企業誘致が前に進むように、みやま市でありますとか、そういったものを参考にしながら前に進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時23分 休憩

午後 3 時32分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。公明党の4番今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、連日報道されておりますロシアのウクライナ侵攻、戦闘によって脅かされるという悲惨な事態が続き、これにより多くの貴い命が奪われております。幼い子供たちの泣き叫ぶ声の映像に胸が締めつけられる思いです。地球上に住む同じ人間として、一日も早い事態の収束と人々の安全と平和が回復することを心より祈念いたします。

それでは、通告しておりましたひきこもり支援について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の世界が、私たちを取り巻く環境を一変いたしました。ステイホームを呼びかけられ、多くの方がひきこもりの体験をせざるを得ないということになりました。ひきこもりは、もはや他人事ではない、誰にでも起こり得るものとなっております。

以前、ひきこもりといわれるのは無気力と並ぶ問題行動として位置づけられ、不登校の延長にある一部の若者の問題とされておりました。しかし、2019年の内閣府の調査では、ひきこもりは全国で約115万人に上り、そのうち40歳から64歳は推計で61万3,000人で、若者の問題ではなくなっています。今では80代の親が50代のひきこもりの子を支える8050問題が顕在化し、ひきこもりは高齢化しています。

ひきこもりの理由は様々あるかもしれませんが、しかし、これは個人の問題ではなく、声を上げたくても上げられない社会の問題であるのです。生きづらさ、そして、孤独を感じられているひきこもりの方とその御家族に寄り添い、不安を受け止め、どのような支援をすれば柳川市で安心して暮らしていただけるかを本日は議論させていただきたいと思っております。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

それでは初めに、ひきこもりの実態についてお尋ねをいたします。

本市は平成29年9月、ひきこもり等に関する調査を行っていただいておりますが、それ以降、新たな調査がなされてあれば、それについてお伺いいたします。

まず、ひきこもり該当者の人数を性別、年代別で教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

議員お尋ねの平成29年以降のひきこもり等調査につきましては、令和3年7月に福岡県から調査依頼がございまして、同年8月時点で実施したものがおります。

福岡県内のひきこもり等の概数やニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とすることを目的として、民生委員・児童委員を対象にアンケート調査が行われたものです。

市内の民生委員・児童委員の各担当地区に、おおむね15歳から64歳の方で、6か月以上連続して、ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のみだけ外出する、ふだんは家にい

るが近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ないなどに該当する方について調査した結果、市内のひきこもり該当者は63人となっています。

該当者の性別としては、男性が50人と多く、約8割を占めています。年代別では50代が22人と最も多く、全体の35%を占め、次いで40代の19人、30代及び60代がそれぞれ10人となっています。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。初めに、この調査に当たり御協力いただきました民生委員・児童委員の皆様本当に心より感謝申し上げます。

今、福祉課長のほうから御答弁をいただきました本市のひきこもりの該当者は63人で、そのうちの8割が男性ということで、そして、年代別では50代が22人、40代が19人、30代が10人、60代が10人ということは、本市においても、ひきこもりがやっぱり高齢化しているということがこの数字から分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、ひきこもりの期間をどれぐらいされてあるかを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

ひきこもりの期間につきましては、10年以上が25人と最も多く、全体の39.7%、約4割を占めており、次いで不明が24人で38.1%、5年未満は6人と全体の9.5%となっており、ひきこもり期間の長期化が見られております。

さらに、年代で見ますと、30代以降の年代でひきこもりの期間10年以上の数が多くなっており、若いうちからひきこもり状態であると考えられます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。本市でひきこもり期間が5年未満の方が6人、何年くらい分からない方が24人で、そして、10年以上が25人ということで、この長期化の現状を知って、本当に驚いております。

当事者と御家族の気持ちを考えると、本当につらくて苦しいだろうと思います。相談をしたくても、どこに相談をすればいいのか分からないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

本市のひきこもり支援に関する窓口はどこでしょうか。そしてまた、その情報発信、周知はどのようにされているかを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

本市のひきこもり支援に関する窓口は、福祉課及び生活支援課でございます。



ひきこもり支援の情報発信につきましては、市のホームページに主要な相談機関を掲載しております。ほかには、福祉課窓口に福岡県ひきこもり地域支援センターのチラシの配架やポスターの掲示をしております。

以上です。

4番（今村智子君）

全国のひきこもりの方、そしてその御家族、また、支援者の方からの要望の一つに、相談窓口の明確化ということがございます。本市では、相談窓口は福祉課と生活支援課ということですが、1か所ではなくて、どちらに行かれてもいいということですね。

ただ、庁舎内に入ったときにどこにあるのかということとか、ポスターなどありませんので、本当に分かりづらいところもあるかと思っておりますので、庁舎内に入られて、また、支援者の方とかがいろんなお話をされた中で、相談者が迷うことなく、すぐに窓口へ行くことができるような工夫をお願いしたいと思っております。

それでは、これまでに本市において、ひきこもりなどに関する御相談を受けられた数を、過去5年間で結構ですので、御本人からとか、あと家族、それぞれで何件ほどあるかを教えていただけますでしょうか。

福祉課長（内田 猛君）

福祉課で受けた相談件数につきましては、平成29年度から今年度までの5年間で11件でございます。

平成29年度は1件、これは家族からの相談でございます。平成30年度はゼロ件、令和元年度は5件で、5件のうち家族からは1件、匿名で1件、地域包括支援センターなどの支援者から3件ございました。令和2年度では3件の相談がありましたが、3件とも地域包括支援センターなどの支援者からございました。今年度、令和3年度では現在までに2件の相談がっており、家族及び支援者からそれぞれ1件となっております。また、過去5年間で当事者本人からの相談はありませんでした。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

今御答弁いただきましたように、過去5年間では当事者御本人からの相談はゼロということ、そして、御家族や支援者から数件あったということですが、本当に実際に相談をするとすると勇気が要りますし、緊張すると思っております。特に、若い方は自ら相談機関に出向くということは難しいのではないかと考えております。

相談窓口へ行くことが困難な方に対して、自宅にいながら誰とも会わずに、そして、安心して相談ができるオンライン相談は必要であると思っておりますが、御意見をお聞かせください。

福祉課長（内田 猛君）

オンライン相談の必要性でございますが、ひきこもり当事者から相談するツールの一つとして有効だと考えます。福岡県ひきこもり地域支援センターでは、電話や来所による相談を行っておりますが、継続相談の場合にはオンラインによる相談も実施しているようです。

また、国は心に悩みを抱える方々の電話相談やSNS相談を実施しておりますので、チラシなどで広く周知していきたいと思っております。

以上でございます。

4番（今村智子君）

ぜひとも周知徹底のほどをよろしくお願いいたします。

次に、本市において現在実施されておりますひきこもり支援事業などがありましたら、その概要と実績などについて教えていただけますでしょうか。

生活支援課長（梅崎誠司君）

今村議員の御質問にお答えします。

生活支援課では、令和2年度より就労準備支援事業及びアウトリーチ支援事業の相談窓口を生活支援課内に設置しております。

就労準備支援事業は、社会就労への第一歩として、社会との関わりに不安がある、コミュニケーションがうまく取れない、ひきこもり期間が長く、すぐ働く自信がないなど、直ちに就労が困難な方に、6か月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労準備支援員が就労に向けた支援や就労機会の提供を行うものです。

また、アウトリーチ支援事業のアウトリーチとは、直訳しますと外に手を伸ばすことを意味しますが、ここでは相談者の日常生活の場、例えば、自宅などに出向く訪問支援のことを言います。この事業は、ひきこもりの方や中高年の方など、一般就労に向けた準備が必要で、かつ社会的孤立の課題を抱えた方の相談に対し、アウトリーチ支援員が自宅訪問支援等による継続的な個別指導を行い、対象者がなじみやすい就労体験先の開拓、マッチングなどの支援を行うものです。

また、この2つの事業は令和2年度から福岡県や柳川市、古賀市、宮若市、みやま市、八女市との共同実施事業として、社会福祉法人グリーンコープと委託契約し、久留米市内にある福岡県自立相談支援事務所を拠点として実施しており、委託先から派遣される支援員が対象者の下へ出向いて支援を行っております。

なお、本年度2月現在までの生活支援課におけるひきこもりに関する相談件数は10件で、このうち5名の方と自宅訪問により本人と面談できており、現在支援中です。あと5名の方とは直接お会いできておりません。

令和2年度におきましては、相談件数は14件で、このうち7名の方と自宅訪問により本人と面談ができましたが、あとの7名の方とは直接お会いすることができませんでした。また、面談ができた7名のうち3名の方が就労され、このうち1名の方は通信販売業務の事務職に、

あとの2名の方は市内の就労継続支援B型事業所に就労されています。

この就労継続支援B型事業所とは、障がいの程度や体調、年齢などにより、雇用契約を結んで仕事をするのが困難な人でも自分のペースで働くことができ、製品の梱包・発送作業や菓子の製造、販売、清掃作業などの軽作業を行い、工賃が支給される職業訓練施設で、柳川市内には矢ヶ部校区に3か所、蒲池校区、昭一校区、柳河校区、東宮永校区、二ツ河校区、藤吉校区に各1か所、合計9か所があります。

以上です。

4番（今村智子君）

詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。ひきこもり支援事業として、就労準備支援事業とアウトリーチ支援事業があり、内容的には就労支援ということですが、担当者の方、ひきこもりの方とお会いするというのは本当に大変な中で、このように就労を希望される方に寄り添った支援をさせていただいているということを実際に感謝申し上げます。

ただ、相談したい方の中には、就労支援とまではいなくても、とにかくまずは苦しい状況を聞いてほしいと思ってある方もいらっしゃいます。相談窓口で心のケアの専門家がいらっしゃると、安心してお話ができると思うのですが、本市において心のケアの専門家の方は何人いらっしゃるかを教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

福祉課において、心のケアの専門員をはじめ、専門家はおりません。しかし、窓口や訪問での相談は傾聴に心がけ、本人や御家族に寄り添った対応に努めております。

以上です。

4番（今村智子君）

本市での心のケアの専門員はいらっしゃらないということで、そして、現在、職員の方で対応をさせていただいているということですね。

ちなみに、近隣の八女市では心のケアの専門家である精神対話士による無料相談を実施されています。精神対話士とは、精神科医や臨床心理士が行う治療とは違い、聞き手のスペシャリストとして真心の対話を通じて悩みや苦しみに寄り添い、精神的なケアを行う者です。

八女市の担当者にこの精神対話士による御相談状況を伺ってまいりましたので、御紹介をさせていただきます。

御相談に来られる方は、初めは重たい感じで来られるのですが、精神対話士にお話を聞いてもらえると、相談者は気持ちになりましたと言われ、笑顔で元気になって帰られます。ある方は、1回目の相談は御家族だけでお見えになり、2回目はそのひきこもり当事者と御家族の2人で来られ、そして、3回目になると当事者1人で相談に来られたそうです。その後は、相談を聞いて楽しただけではなく、これからもう一歩という一歩を踏み出すためにも、精神対話士のほうから各支援につなげていかれるケースもあるということでございま

した。

本当に悩んでいる方に寄り添い、心の不安を少しずつ取り除いて、相談者が失っていた元気と笑顔を取り戻すお手伝いをされる精神対話士の導入をぜひとも本市において御検討していただきたいと思っております。

令和2年12月の定例会で、私は自殺に関する相談についての質問で、相談しやすい環境づくりについてSNSの活用を申し上げました。その後の答弁では、幅広い相談を受ける側のスキルと専門性の確保など、対応できる相談体制の整備の課題があり、市独自では困難ではないかと思うとのことでございました。

実は柳川市在住の方が本市で御相談されたんですけれども、御希望される支援がなかったということから、八女市のほうにまで御相談に行かれて、現在、支援を受けられているようでございます。私はそのお話を伺い、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。このような事例は一部かもしれませんが、現在、コロナ禍で悩みを抱えている方は増え続けています。全国ではひきこもりから自殺へと進むケースもあっておりますので、本当に身近な場所で相談ができたらと思っております。

本市における心のケアの専門家の導入をはじめとして、福祉の相談体制の整備を急いでいただきたいと願っておりますが、市長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

市長（金子健次君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

八女市のことを御紹介いただきまして、ありがとうございました。

ひきこもりの状態にある方やその御家族は、それぞれの異なる経緯や事情を抱えております。当事者の方は生きづらさと孤立の中で、日々葛藤していらっしゃるかと思います。行政はそのことに思いを寄せながら、時間をかけても寄り添っていく支援が必要だと私も思います。そのためには、ひきこもりの状態にある方を含む生きづらさを抱えている方々をしっかりと受け止める相談支援体制が必要だと考えます。現在のところ担当課の職員で対応しておりますが、今後、ひきこもりや生きづらさに関する相談が増えていくようであれば、専門員の配置等について検討していかなければならないと考えます。

現時点では、相談や支援窓口の情報などを広く発信して、ひきこもりに悩む本人やその御家族の苦しみを少しでも和らげることが有効であると考えます。

全ての方々が孤立することなく、共に暮らせる社会の実現に向けて、今後ともひきこもり対策などを含めた福祉の充実、強化に努めてまいりたいと考えます。今、八女のほうの御紹介がありましたので、早速調査をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

4番（今村智子君）

市長からの御答弁ありがとうございます。今後はひきこもりなどに関する相談が増えていくようであれば、専門員の配置等について検討していただけるという御答弁をいただきまし

た。本当に相談件数にかかわらず、一件でもあれば御検討していただければと思っております。

さらに、相談や支援窓口の情報を広く発信していくことが有効であるとお考えを伺っておりますので、市民の皆様一人一人に行き届くくらいの情報発信、本当に周知というのが大切なものであると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

ひきこもりについて、様々な立場の人を交えてセミナーや対話交流会などを開催して、ひきこもりへの偏見を減らし、理解へとつながるような取組をお願いしたいと思っております。本市において、これまでひきこもりに関する講座やセミナーなどを実施されたことはありますでしょうか。

福祉課長（内田 猛君）

本市では、これまでひきこもりに関するセミナーなどは開催したことはありません。当事者やその家族にとっては地元でのひきこもりセミナーには参加も難しく、少ないかもしれません。しかし、周囲の方々に対し、ひきこもりへの理解を広げ、当事者やその家族に少しでも寄り添うことができる環境づくりに努めなければならないと考えます。

本市の民生委員・児童委員で構成する民生委員・児童委員協議会でも、ひきこもり支援をテーマとする研修を計画されてあります。市でもこの研修を支援するとともに、市としてもひきこもりに対する理解と支援が広がるような講座等の開催についても検討していきたいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

講座等の開催については検討していきたいとの御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。また、今回、アンケートにも御協力いただきました民生委員・児童委員の方々がひきこもり支援に向けての研修をされるということで、本当にうれしく思います。

ひきこもりは他人事ではなく、私たちのこととして一緒に悩み、共に進んでいこうとお気持ちを感じることができました。これは何よりもの希望となりますので、本当に支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、ひきこもりの方にとって、安心できる居場所というのがとても必要だと思います。それは同じような経験や境遇を持つ人とつながることで、少しでも気持ちが楽になり、自分のペースで自己肯定感を高めていける機会を得ることができると思っております。

そういった意味で、本市の適応指導教室ありあけは不登校の児童・生徒にとって安心できる居場所であると思っております。ありあけは、学校をはじめ、各関係機関と連携を取られ、多くの方が見守ってくださっているおかげで、安心して過ごすことができる場所だと思います。

ただ、不登校のまま義務教育を卒業した生徒は、その後の支援はどのようになるのでしょうか。卒業後、高校進学、就労の予定もない15歳を過ぎた子供たちは誰ともつながらなくなっていくのでしょうか。中学まで不登校だった子供たちが、これから先、元気で生きていくためにも、例えば、子供食堂など一人一人が気軽に参加しやすく、社会参加ができる居場所の設置が必要であると思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

福祉課長（内田 猛君）

ケースによって様々な事案があり、その方の進路状況によってもその支援対応が変わってきます。当事者本人及び家族への支援に必要な情報につきましても、関係機関と共有し、連携しながら支援に努めております。

ひきこもりの相談があった場合、福岡県ひきこもり地域支援センターが主催する家族サロンやフリースペースなど、語り合いができる場所の情報提供も行っています。

本市での居場所づくりの設置についてでございますが、福祉の窓口への相談件数の実態や住民のニーズなどを見極めながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。ぜひとも一人の声に耳を傾けていただき、誰一人置き去りにしない御支援をお願いしたいと思っております。そして、誰もが貴い一人の人間として、幸せを感じ、柳川に住んでよかったと思っていただけるよう皆様の御支援をお願いし、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして今村議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後4時1分 延会

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和4年3月8日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
12番	荒木憲	13番	高田千壽輝
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

### 2.欠席議員

11番	河村好浩	14番	諸藤哲男
-----	------	-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	高	田	啓	介
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	江	口	英	範
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
健	康	田	島	雅	彦
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	中	村	正	光
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
都	市	目	野	隆	広
商	工	古	賀	和	明
農	業	乗	富	和	也
廃	棄	野	口	貴	光

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	議	事	係	書	記
						徳	永	喜	美
						原	田	麻	由
								香	香



5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 矢ヶ部校区における排水能力向上に対する要望書はいかに 2. 三橋町柳河に戸建専用住宅建設と排水対策は 3. 柳川能成功に向けて 4. 市民文化会館に東口、西口の表示を 5. 学校での長時間労働の常態が生んだ犯罪行為
2	2番 橋 本 憲 之	1. R3年度をふり返り (1) 市民への情報発信は (2) 市営住宅建設計画について (3) 一部過疎地域指定の今後 (4) ゴミ減量の行方は 2. 持続可能な柳川市を運営していくために (1) 行財政改革について (2) 小中学校の再編について
3	8番 立 花 純	1. 持続可能な柳川市について (1) 新文化会館一周年をむかえて 運用状況等 課題 (2) 旧柳川市地域の一部過疎地域追加指定について 過疎地域指定を受けての課題
4	13番 高 田 千壽輝	1. 柳川地区の過疎指定での影響は (1) 過疎債の使い方 ソフトハード両面での施策は (2) インターチェンジから半径500メートルの用途変更は 2. 樋門管理人の安全対策は

追加日程(2) 議案第40号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(藤丸正勝君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

皆さんおはようございます。15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

柳川市内には19校の小学校があります。コロナで学級閉鎖になったのが15校、学級閉鎖にならなかったのが僅か4校、つまりほとんどの学校で学級閉鎖があったということでありませう。そんな中で、今日は公立高校の入学試験があつております。受験生をお持ちの御家族の皆様方は大変な御苦労をされたと思ひます。心からお察し申し上げます。

私は土曜日、日曜日の5日と6日の2日連続で、七ツ家の梅の木街道公園に行きました。幾らか盛りを過ぎておりましたが、まだまだ見事な花が咲いておりました。約1キロにわたる200本の梅並木が続きます。おかげさまで、よい心の洗濯となりました。コロナでなかつたら、地元の女性たち手作りの梅の漬物やお茶の接待を受けたでしょうが、残念ながら昨年引き続き今年も中止となりました。七ツ家老人クラブ連合会の皆様の日頃のお世話に対して、この場を借りましてお礼と感謝を申し上げます。

さて、私は5項目にわたつて通告をしております。最初に、矢ヶ部校区における排水能力向上に対する要望書はいかに、2つ目に、三橋町柳河に一戸建て専用住宅が建設予定と聞かすが、果たして排水対策は万全か、3つ目に、柳川能成功に向けて、4つ目に、市民文化会館に東口、西口の表示をしてほしい、最後に、学校での長時間労働の常態が生んだ犯罪行為について質問をさせていただきます。

あとは自席にてやります。議長のお取り計らいをよろしく願ひいたします。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、矢ヶ部校区における排水能力向上に対する要望書はいかに、について質問をします。

昨今の気象状況は大きくさま変わりしまして、50年に一度、100年に一度の大雨が毎年のように降り、矢ヶ部校区では昨年までに4年連続で道路や農地が冠水しております。そこで、地元校区の乗富昇区長会長さんを筆頭に、有志の方々の連署をもちまして金子健次市長へ要望書が提出されております。

そこで、質問をいたします。

国や県に対して、現状の排水計画の見直しと小坪排水機場の能力向上の要望は現状ではどのようになつておるのか、伺ひます。

水路課長（松永 久君）

議員御承知のとおり、矢ヶ部校区における排水能力向上に対する要望書は令和2年12月16日に矢ヶ部校区区長会長の名前で提出されております。矢ヶ部校区の区長会長をはじめ、水路委員長、小坪排水機場の操作管理人、校区内の8行政区長、公民館長、公民館主事、柳川市消防団19分団分団長の連名となっております。

内容としましては、近年の大雨により3年連続で冠水被害を受けているため、国や県に対し、現状の排水計画の見直しと小坪排水機場の能力向上を求めるものであります。

この要望書を受けまして、市では令和3年1月に板橋県議、栲島県議と面談いたしまして要望書を提出しております。矢ヶ部校区の冠水状況を説明しております。そして、3月には福岡県庁で両県議立会いの下、農林水産部の鐘江部長以下幹部と面談しまして、矢ヶ部校区の冠水被害の実情も訴え、福岡県知事宛での要望書を提出しているところです。

同年6月には北部九州土地改良調査管理事務所の山村所長、徳田次長と面談し、冠水状況を説明して、九州農政局長宛での要望書を提出しております。そして、8月には豪雨被害の視察に来られた藤丸代議士に対しまして、9月には久留米市に豪雨被害の視察に来られた野上農林水産大臣に対しまして要望書を提出しているところです。

さらに、11月には上京いたしまして、藤丸代議士同行の下、農林水産省農村振興局の安部次長と面談し、要望書を提出しております。この面談には福岡県農村森林整備課の因課長も同席されており、矢ヶ部校区の冠水被害の実情について訴えとともに、近年、冠水被害が多発し、生産意欲が失われるといった営農者の声を届けました。そして、引き続き細井防災課長と山根災害対策室長とも面談し、要望書の提出と冠水状況の説明を行っております。また、その後、古賀誠先生や進藤金日子参議院議員に対しましても、面談を行い、要望書を提出しているところです。

この要望に対しましては、同じ課題を持っている福岡県、佐賀県の筑後川下流域の8市3町で組織する筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会においても、計画雨量等の見直しを含めた排水計画の再検討に係る調査の実施要望として、令和3年7月と11月に九州農政局長に要望書を提出しております。要望活動の中で冠水被害の実情を訴え、営農者の声を届けております。また、この同要望書は農林水産省にも提出しております。

これらの要望に対しまして、国は令和3年11月30日に九州農政局の長野地方参事官、吉武防災課長、鳥井防災減災対策官が柳川市を訪問し、小坪排水機場や若宮排水樋門のほか、市内の4排水機場の現地視察を行っております。また、県におきましても、小坪排水機場のストックマネジメント事業を1年前倒しで着工するなど、要望に対する対策を検討いただいているところです。

今後も矢ヶ部校区を含む流域において、現在の降雨量で排水解析や経済効果に関する調査業務を実施するよう協議を詰めていく予定でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。いろいろ御苦労願っていることに、まず感謝を申し上げます。

小坪排水機場の毎秒5トンの排水能力では、近年の雨の降り方では、水位は下がるどころか、逆に上昇している状況であります。そこで、もう一基増設をしてもらうことが一番と思いますが、財政的な問題もありましょうし、なかなかそう簡単にはいかないと思います。ならば、小坪樋管の出口の水位を下げるために、小坪樋管から若宮樋管までのしゅんせつ工事をやっていただきたいと要望します。

参考までに、小坪水門は沖端川の出の橋の1つ下の橋の大門橋から少し下のほうにあります。また、若宮樋管はそれからさらに下になります筑紫橋のほんの上にあります。

重ねて伺いますが、小坪樋管から若宮樋管までの定期的なしゅんせつ工事をよかったらひとつ要望していただきますようお願いしますが、どうでしょうか。

水路課長（松永 久君）

沖端川なしゅんせつにつきましては、福岡県のほうで順次しゅんせつを行っているところです。令和4年度からのしゅんせつにつきましては、建設課と協議しながら、引き続き要望をしていきたいと思っております。これにつきましては、建設課と協議事項になると考えておるところです。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

また、もうすぐ梅雨時になりますし、やっぱり今年も間違いなし冠水するだろうと地元の者は思っております。ところで、今言ったような要望をまずしていただきたい。同じ課題を持つ福岡県、佐賀県の筑後川下流域の8市3町で組織をいたします筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会もありまして、なかなか大変とは思いますが、何度も言いますように、現実に4年連続で道路や田んぼがつかっておるわけですから、重ねてよろしく願いいたします。

市長、よかったら何か一言御答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員の質問にお答えしたいと思います。

今、松永課長のほうからる説明をいたしました。その関係については、私自身も福岡県土地改良事業団体連合会の会長を5年させていただきました。そういう面では、九州農政局、本省とも人脈がありますし、また、土地改良事業の代表の参議院議員ともつながりがあって、極力お願いをしました。すぐはできないと思うんですけれども、いろんな形で、昨年8月の大雨で870ミリという柳川にとっては短い期間の中で最高に降りましたので、矢ヶ部だけでなく、両開、東宮永、大和町とか、あらゆるところからそういう問題が出てきました。そういうことで、当面できる分についてはなるべく自前でも一般財源もつぎ込んで排水ポンプを購入してやりたいなというふうに考えております。

今日は傍聴に来ておられますけれども、なるべく努めて早く、2回目、3回目という形で3年連続であっておりますので、考えていきたいと思えます。

いずれにしても、線状降水帯がちょうど島原からずっとこちらを通りまして、久留米、大牟田がやられておりますので、昨日も久留米のほうもニュースで調整池の着工式があつていましたけど、そういうことで極力努めて、松永課長と一緒に取組をしてまいりたいと思っております。頑張ります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変とは思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、次の項に入ります。

三橋町柳河の戸建て専用住宅の建設と排水対策はについてに入ります。

この場所は、辻町の信号交差点から北へ行きますと、出の橋があります。そして、三差路に突き当たります。その川を渡ったところの田んぼになりますが、広さが1万9,213.38平米、そこに62戸の戸建て専用住宅ができるとあります。地元住民が心配しているのは、今言いましたように、今でさえも大雨のときは排水がままならないのに、62戸もの住宅ができたらどうなるのかと不安は尽きません。

市はどのように対応されているのか、現状をお答えください。

都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

本市では、敷地面積が3,000平米以上となる開発行為につきましては、都市計画法第29条の規定に基づきまして、福岡県の許可を取る必要がございます。開発行為では、道路、公園、水道等の公共施設の整備や既存の公共施設の改修を行いますため、公共施設管理者の同意書等を添えて開発の申請をする必要があるほか、防火水利やごみの収集等に関する協議も完了する必要があります。

そこで、本件につきましては、令和4年1月13日に開発行為の申請者から関係する各課に対しまして事前説明会が開催されており、現在、関係する課との個別協議が進められている状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そこで、大雨のときの排水対策について何か手だてを考えておられれば教えてもらいたいと思えます。

水路課長（松永 久君）

戸建て専用の開発行為に関しましては、関係機関や行政区長等の意見を聴取し、事業が進められているものと理解しております。また、福岡県では、先ほど申しましたが、沖端川の

流量を確保するために年次的にしゅんせつ工事を実施されております。

本市におきましても、冠水対策として樋門の改修やしゅんせつ、水路の保水能力の向上や流水断面の確保を目的とした水路整備を緊急自然災害防止対策事業などの起債事業も活用しながら令和元年度から年次的に実施しているところです。今後も引き続き冠水対策をしっかりと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

家が建つことはありがたいことであります。何も家が建つことに対して反対しておるわけではありません。大雨対策がきちんと裏づけをされていれば、何も言うことはありません。家が建てば人口は増えますし、地域の活気も出ますし、元気も出ます。ですが、何回も言うように、毎年毎年、大雨で冠水している状況の土地に62戸もの住宅が建つわけですから、地元住民の納得がいく対応をやっぱり取っていただきたいと思います。

昨日の緒方議員の質問にもあったように、災害に強いまちづくりこそが大切であることを願うわけではありますが、そのことについてどうでございましょうか。

水路課長（松永 久君）

矢ヶ部地区全体の排水対策につきましては、今後も引き続き上流を含めた先行排水を行ってまいります。また、水路の保水能力や流水断面の確保を目的とした水路整備についても、引き続き国、県の補助事業を活用しながら実施していく予定でございます。

また、矢ヶ部校区に関する小坪排水機場の流域において、近年の降雨状況での排水解析や経済効果に関する調査業務を実施するよう、県と引き続き協議を行ってまいります。今後も引き続き冠水対策をしっかりと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。ひとつよろしく申し上げます。

これで2番目の項を終わります。

次に入ります。

柳川能成功に向けてであります。

柳川文化協会三橋謡曲部、水都やながわ能実行委員会による今年9月19日の開催に向けて柳川市長に御支援のお願いがあっているはずでございますが、まずそれについて伺います。

生涯学習課長（新開文隆君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

令和3年11月4日に市長を表敬訪問され、柳川能開催への御支援を要望されております。その際に、市内の子供を対象とした事業など、地域住民向けの普及育成活動の実施に関して意見交換をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

三橋町の南矢ヶ部地区は昔から謡や能が盛んな土地であります。子供や孫たちへ伝統芸能を知っていただくためにも、市を挙げての御支援をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

柳川市文化協会に所属されている謡曲部の皆様が実行委員として実施されるとお聞きしておりますので、市民文化会館の使用料の減免による支援を考えております。また、取組自体の後援を市へ依頼いただいております。市施設でのイベント周知をはじめとした御支援は可能であると考えておりますので、窓口であります生涯学習課や市民文化会館の担当者と御協議いただきますようお願いいたします。

なお、団体が自ら行われる事業に対して、金銭などの直接的な支援は団体の自主性や活動の継続性を損ねるおそれがあるため難しいと考えておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

市長、何かありましたらひとつお願いします。

市長（金子健次君）

直接代表の井上さんとお会いし、また、関係者の皆さんとお会いいたしました。井上さん自身は、やっぱり矢ヶ部地区の能が盛んであるし、それを子供たちに教えていきたいと、そういう気持ちもあられるようでございますので、そういう面については、できればそういうことでされるとするならば支援していきたいなというふうに思います。

それから、新しい市民文化会館は能舞台がありませんけど、その能舞台を今準備するようにはいたしております。家元のほうから先生がおいでになるということでございますので、大きな行事をされるということをお聞きをしておりますので、ぜひ成功に向けて柳川市としても応援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

いろいろ御迷惑をかけますが、よろしく願いいたします。

これで3番の項は終わります。

次に、4番の項でございますが、市民文化会館に東口、西口の表示をについて質問をいたします。

福岡市など、西鉄電車を利用して駅からハイヤーを使って市民文化会館へおいでいただくお客さんも増えました。市民文化会館から帰られるときにハイヤーを呼ばれます。そのときに運転手さんが車は東口につけますかどうしますかと尋ねられております。そこで、東口、

西口がないようでありますので、それは不親切と思います。よかったら東口、西口の表示をお願いしたいと思いますが、どうぞごめいしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

敷地内に設置しております施設内への誘導サインには東口、西口を表示しております。しかしながら、実際の入り口に表示はいたしておりません。遠方からお越しになられた方々にも分かりやすくなるよう、早急に対応させていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつよろしくお願いしまして、4番の項はこれで終わります。

最後になりますが、学校での長時間労働の常態が生んだ犯罪行為について伺います。

私はこの質問を通告する題名に「学校での長時間労働の常態が生んだ犯罪行為」としましたが、これに違和感はありませんでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私にとりましては、議員の御質問にありました犯罪行為というふうなことが今回の本市の学校の講師が逮捕された件であることはすぐに想像がついたところでございます。また、この件を教育民生委員会のほうで御報告させていただいた際に、早朝に機械警備を解除して校舎に入ることはあり得る話なので、警備会社に通報、報告なりの対応を求めるのは難しいというお話をさせていただきました。ですので、私自身は矢ヶ部議員のおっしゃりたいことは理解しているつもりでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私は日頃、学校をあちこち回りますが、学校での長時間労働は尋常ではないと。異常である、まともじゃなかと私は思います。まず、まともな労働時間に是正することが私は先決と思うですよ。なぜならば、おりげな孫は、おりげな娘は学校に採用された、よかったねち喜んでらすばってんがら、いざ学校が始まってしまったら、けんかごたんなら、俺は学校の先生になかさんがよかったと悔やみよらすところがほとんどですよ。昨日の新谷議員の質問にもありましたように、学校の先生がおらん、成り手がな、だから臨時でいった。しかし、俺は辞むごた。辞めるならば次の先生ば見つけてからおまえは辞めてくれち、そういう状況でしようが。

まず、言いましたように、労働時間をまともには正する、そのことについて答弁をお願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員のおっしゃいますとおり、教職員の長時間労働の問題、これについては、本市だけで



なく、県にとっても、そして、全国的な課題となっております。本市においても、早急に是正のために取り組まなければならない課題であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

私はそれがどうも本気やなかごたる。本気ならば、この問題は長く言われているんだから何かの是正があつてよかと思うですよ。しかし、実際全く改善されんでしょ。だから、先生たちは定年前にどんどん辞めていく。そして、先生がおらんけん、その辞めた人にもういっちょ来てくれんかんもち頼むような状況でしょう。そんな職場ですよ。そうなったら、子供がかわいそうやっかんも。喜んで子供を教えよう、育てようとする職場になつたらんもん。朝は早うから晩な遅うまで、土曜日も日曜日もなか。その結果、今度の犯罪を見てんですか。考えてみてくださいよ。新聞報道によりますと、犯罪が起きたのは昨年12月18日の土曜日ですよ。午前5時40分頃ばんも。ある小学校で。どうですか。12月18日といつたら、もう年末で、日は短いですよ。午前の朝の5時40分なら、まだ暗かですよ。そして、12月18日に仕掛けて、その5日後の12月22日水曜日に女の先生が気づいたとあるわけですよ。どう見てもまともやないですよ。しかも、勤めてある先生がそういうことをされたということですよ。こんなのが小学校の実態ですよ。もう少し本気で考えんとでけん。

5時40分頃、学校に電気がついとつた。近所の人、わあ、これは何かおかしかばい思いうのが当たり前。ところが、思わんということは、日頃そういうことが常態であつたことですよ。そこに一つもあなた方は反省の色がない。つまらん。そういったことで何で子供が育ちますか。どげん思つたっちゃまともやなか。全然知らん者が入つてきとつとやなかですよ。その人がいつもチャンスをうかがいよつたといふこつじゃ。そうでしょう。どげん思つたっちゃまともやなか、それが今の学校の実態。情けなか、私はそげん思つ。

教育委員会として本腰で、本腰で柳川市の子供たちを育てるために、こういうことが二度とあつてはいけない、再発防止にどう取り組まれるのか、本腰で答えてください。何も絵に描いた餅なら答弁の必要はない。実行はされんなら意味ないじゃないですか。将来を担う孫、子供が勉強する場ですよ。本気であなつたあんなたちは考えんとでけん。私はそげん思つ。どげんですか。

教育長（沖 毅君）

議員御指摘のように、今回の件は本当に残念な思いであります。

学校は地域と共に、地域の信頼の下に初めて充実した教育活動が展開できるというふうに思っております。今言われるように、本腰で、こんなことが二度とないように、勤務時間の適正化をしっかりと図り、充実した学校教育にしていきます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

何度も言いますがね、本腰というのも当たり前前の時間、朝早うから晩遅うまで12時間もおるような学校じゃいかん。それを本気で直さんなら、絶対学校の先生に誰がなるかということですよ。当たり前やん、それは。人間ですから、人間らしい生活ができるような職場に持ってこんと、一番かわいそうなのは子供たち、孫たちですよ。もう少しのも、ほんなこて学校の先生たちは自分の子供たちというような気を持ってしてもらわんならくさんも、何か校長先生にいろいろ文句を言うたり、教育委員会に文句を言うような人は出世させんとか、そんなような職場じゃ絶対でけんです。ほんなこてのも、心を入れ替えて、ああ、おりの孫が、子供が学校の先生になってよかったち、そういう喜ばれるような職場になったら子供たちも喜んで学校に行くですよ。そういう学校ばつくってくれんですか。本当にお願ひいたします。

学校は、今、教育長も言ったように、地域と密着してこそ全てがうまくいくわけですよ。その点を今回の事件を教訓とされまして、本当に本腰で努力されんことを心からこいねがひまして、終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

おはようございます。2番橋本憲之でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

冒頭に、去る2月24日にロシア軍がウクライナへ軍事侵攻を開始し、罪もない子供や一般市民を含む多くの貴い命が奪われる、このような悲惨な事態が発生している報道を目にするたびに大変胸を痛めております。一刻も早い平和的な解決を望むところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株感染拡大によるまん延防止等重点措置は昨日で解除されましたが、いまだにこの柳川においても、昨日の陽性反応者は21名と高止まりしたままで、県内の病床利用率も50%を超える中で、感染リスクと隣り合わせで仕事をしてありますエッセンシャルワーカーの方々に心より感謝を申し上げます。

さて、本日の質問は大きく分けて2問でございます。

1問目は、年度末の議会ということで、今年度、私が質問させていただきました事項の振り返りとして、その後の状況を、それから2問目は、これから先、持続可能な柳川市を運営

していくためにはどうしていくべきか、この2問でございます。

質問の詳細は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。  
壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

では、まず初めに、市民への情報発信はということで質問させていただきたいと思います。  
フェイスブックやツイッター、それからインスタグラム、このようなものに代表されるSNSなんですが、市報やホームページと並ぶ情報発信ツールだと思っておりますが、それぞれによい点、悪い点、これがあるようで、昨年6月議会では、広報紙による情報発信は多くの市民の皆さんへの情報発信としては有効だが、どうしてもタイムラグが発生してしまうと。一方、SNSによる情報発信は、その点、リアルタイムで発信ができ、緊急情報の発信には有効的だが、情報の発信量に制限があり、利用する世代に偏りがあるとの答弁をいただいております。

SNSによる情報発信については、利用者の世代の偏りは大きな課題とはいえ、有効的なツールですので、有効に活用していただき、情報難民が出ないようにしていただきたいのですが、情報発信をどの部署からも1つのアカウントに対してできる一元化、これは無理なのでしょうか。現在、柳川市におけるSNSでの情報発信についてはどのようになされているのか、再度お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

SNSによりまず情報発信につきましては、発信する目的に合わせて、担当部署ごとによりのSNSを使うかを決めて発信しております。

公式SNSの内訳でございますけれども、フェイスブック「広報柳川」を企画課が、防災情報を発信するツイッターについては総務課、観光情報を発信するフェイスブックは観光課、職員採用情報を発信するフェイスブックは人事秘書課が担当しており、生涯学習課では市民文化会館のイベント情報をツイッター、フェイスブック、LINE、インスタグラム、ユーチューブの5種類で発信をしているという内容となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

やっぱり目的別ということで、それぞれの担当部署でしか更新ができないと、こういうような形のようなのですが、それでは、総務課が管理してある防災情報を発信するツイッター、これについて市政情報等、これは具体的に新型コロナウイルス感染症関連も含んだりするんですが、これの発信の可能性はないのでしょうか。

総務課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

防災情報ツイッターは、風水害の災害時に避難所の開設などの緊急情報を総務課から発信

しております。緊急時の発信でありますので、混乱を招かないように他の市政情報の発信とは区別して、今後も風水害等の災害に特化したツイッターとして発信していきたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

柳川市の災害情報のツイッターのフォロワー、自分のツイートを读んでもらうためにフォローしてもらっておかなくちゃいけない数なんですけど、3月6日の時点で確認しましたところ、123名でした。近隣の公式ツイッターのフォロワー数は、大川市、筑後市が約1,100人から1,350人、大牟田市は約4,800人、人口が柳川市の約56%のみやま市においてでも680人のフォロワーがいらっしゃいます。しかし、いずれの市でも、1つのアカウントで災害情報やコロナ情報から、イベントや生活に関わるような市政情報まで発信されております。このコロナ禍という状況は災害に匹敵するものじゃないんでしょうか。3回目のワクチン接種の予約開始日の前倒し変更とか、県の方針転換による陽性反応者数の急増や、あるいは濃厚接触者の定義変更による小・中学校における対応の変更など、特に、市民の皆さんに早く正確に届けたほうがよかったであろう情報がSNSで公式には発信されておりました。こういうことこそ、お金をかけずにできる市民サービスの向上ではなからうかというふうに思います。

フォロワー数が123人ということは、災害時に情報を発信しても、その123人にしかプッシュ通知がなされないということになります。123人、これは市役所の人数を約500人として、職員数でいくと25%程度しかフォローしていないということで、もしこのフォロワーが全員市役所の職員だとしても、4人に1人しか登録をされていないということになります。もっと何かフォローしていただくようないろんな改善をしていくべきなんじゃないかなというふうに思うところでございます。

ここまではデジタルに関しての話でしたが、地元の高齢者の方々からは防災無線の音が全く聞こえない、なので、増設してもらえないかというような話をよく聞きます。これまでは大雨時の危険が大きい河川沿い、ここでの防災無線の増設がなされてきたようでございますが、今後、そのほかで増設等の計画がありましたら教えてください。

総務課長（武田真治君）

防災無線につきましては、平成24年度に37基設置をしております。その後、令和元年度から令和2年度にかけて、矢部川、沖端川、塩塚川沿いを中心に17基の増設をして、合計で54基設置をしております。また、音量が届く距離を改善するため、出力を上げる改修を2基行いました。

今後の計画といたしましては、三橋庁舎北側に聞こえづらい地域がありますので、その解

消のため、令和4年度に三橋庁舎の防災無線の出力を上げる改修を予定しているところです。

今後も災害等情報発信の充実に努めて、市民の皆様が安全に避難できるようにしたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

デジタルにしても、アナログにしても、市民の皆さんへ情報発信というのは防災において重要課題の一つだというふうにこれは皆さんの常識ですね 思います。ですので、整備のほうをどうぞよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は市営住宅建設計画についてでございます。

椿原町団地、それから、隅町南団地につきまして、9月議会以降、何かこれについて進展はございましたでしょうか。

建設部長（松永泰治君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

椿原町団地、隅町南団地につきましては、平成29年度に策定いたしました柳川市公営住宅等長寿命化計画におきまして、既存戸数88戸に対して、計画戸数70戸を令和9年度までに別の場所で建て替える計画をしているところです。しかしながら、令和2年度に策定しました柳川市公共建築物個別施設計画で市営住宅の管理戸数について再検討を行い、本計画に位置づけることにしております。

9月議会でもお答えしておりますように、椿原町団地、隅町南団地の建て替えにつきましては別の場所での建設を考えており、その中で、PPP、PFI事業など、民間活力の導入による建設や民間賃貸住宅を借り上げる方式などを検討しております。

今後も引き続き先進地事例の調査研究を進めながら、市営住宅の建設計画につきましては、直営方式での建て替え、PPP、PFI事業などの民間活力を活用した建て替え、民間賃貸住宅の借り上げ方式などの検討を行い、令和4年度中に見直します公営住宅等長寿命化計画作成時に方針を決定したいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。9月議会以降、目立った進展は今のところないということなんです。部長も今おっしゃっていましたが、民間活力の活用、これはやっぱり今後の行政運営、行財政改革ではキーワードとなってきますので、しっかりと検討のほうをよろしく願いいたします。

今後においても、進展につきましては質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、大きく方向転換し、大がかりなりフォームを行っていただきました筑紫団地につきまして、これも私はホームページで確認させていただきましたら、相当きれいになっておってびっくりしたところでございますが、そこで、入居者の申込状況はその後どうなったか、教えていただけますでしょうか。

建設課長（中村正光君）

今年2月に行いました市営筑紫団地入居者募集の申込状況についてお答えをいたします。

筑紫団地は、今年度、フローリングの張り替えやバリアフリー化に加え、台所や浴室などの設備を新しくするなど、大規模な改修工事を行いました。また、空き室を解消するため、入居区分を母子世帯向け住宅から一般世帯向け住宅へ広げ、申込期間中に希望される方には部屋を内覧していただきました。このような取組により、空き室9戸に対しまして、8件の申込みがありました。

今回の募集で満室にならなかったため、新年度の4月に別の団地と一緒に募集を行うようにしております。

今後も引き続き空き室の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

残念ながら1室埋まらなかったということで、これまで住んであった方、これは見違えるほどきれいになっていますので、かなり喜んであるのではないかなというふうに思うんですが、もちろん新しく借りるために探されている方、この方たちもやはり少しでもきれいなところを探されているんじゃないかなというふうに思います。民間の賃貸住宅でも、事情を聞きますと、新築はすぐ満室になると。なんです、築10年を超えてきたりすると、極端に入居率が下がっていくということでございます。新築アパートの建設が今結構あっていまして、少々供給過多の状況になっているのかなというふうに思います。このような状況では、やはり魅力の少ない物件というのは必然的に淘汰されていくのかなというふうに思うところでございます。

市営住宅に関しても、これは例外ではないのかなというふうに思うところでございますが、市営住宅においては頻繁に改修等もできないということでございましょうから、今回改修された筑紫団地も次の募集ではひよっとすれば埋まっちはいくでしょうが、10年ほどたてば、また空室が出だすんじゃないかなというふうに思うところでございます。そこで、これからの整備は、やはり直営での整備よりも民間賃貸住宅の借り上げ等をしっかりと検討いただきたいなというふうに重ねてお願いするところでございます。

さて、昨年12月議会において質問させていただいておりましたが、やはりという感じではございました。旧柳川市地域が一部過疎地域指定を受けるということになりました。旧大和

町地域と併せて、今後についての質問をさせていただきたいと思います。

旧大和町地区において持続的発展計画を策定されましたけれども、今後は過疎地域脱却のために事業に取り組んでいかれると思うんですが、何か新しい施策を計画されたかどうか、教えていただけますでしょうか。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

今、庁内でどういったことを検討しているかということですが、移住・定住に係る庁内の連携会議というのを行っております。部署をいいますと、商工・ブランド振興課、農政課、子育て支援課、建設課など、移住・定住に関係している部署、今のところ11課ありまして、分野では仕事、子育て、住まい、高齢者、そういった視点での議論をするということで過疎地域脱却の施策を検討しております。

今まででしたら各課がそれぞれでアイデアを出してございましたけれども、昨年4月は旧大和町、今度の4月からは旧柳川市も含めて過疎指定を受けるということになりましたので、やはり各課が共通の情報、認識、課題を持って、どうやって人口減少に歯止めをかけるかということについて、ほかの課の仕事に対してもやっぱり目を向けて、意見や疑問をお互いに投げかけて、縦割りじゃないやり方を新しく取り入れて議論をしていきたいというふうに思っています。

例えば、過疎の対策でこれ一つをすれば増えるという事業があれば本当にいいんですけど、昨日、緒方議員の質問にありましたけど、やはり災害に強いまちでなければならぬし、雇用の場の確保も必要であると。子育てにしても、保育所が充実しているだけではいけないし、教育とか、それから公園の整備とか、いろんなことをやっぱり市民の方は求めてあると思いますので、そういったことを総合的に検討する場にしていきたいと考えております。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

実際に具体的なものはできていなくて、まだ検討段階ということなんですが、おっしゃるとおり、縦割り行政では、施策の立案、それから実行しても、これまでの人口減少の状況打破とならないものと共感します。ぜひとも横断的に問題を共有して立案し、そして、実行していただきたいなというふうに思うところなんですが、さて、この問題の質問の冒頭にも話をさせていただきましたが、旧柳川市地域も一部過疎地域に指定されたことによりまして、旧大和町地域同様に持続的発展計画を策定せざるを得ないのかなというふうに思うんですが、新たに計画を立ち上げなくちゃいけないものなのか、それとも、旧大和町地域の分で策定していた計画を修正という形になるものなのかを含めて、策定までのスケジュール、これについて教えてください。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

計画は、昨年つくった旧大和町の計画に加えるという形です。ただ、小さな修正の場合は議会等に諮る必要はないということでございますけれども、やはり新たに1つの旧市が加わってきますので、全協で説明をしたとおり、今は計画案に旧柳川市で行う事業に漏れがないように各課に照会を行っています。過疎債の活用の場合にはこの計画に記載がないと対象になりませんので、そういったことに注意をして、今、各課に照会をしております。今後は3月中に計画案の照会、修正の回答を反映して、4月にパブコメ、それから、5月に県と協議をして、6月議会には上程できるように考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

以前の計画に追加で、6月までにはまとめたいということでございますが、この旧2地域を過疎地域から脱却させるキーワードと申しますか、肝となるもの、これは何なんでしょうか。企画課としての考えがございましたら、お聞かせください。

総務部長（平田敬介君）

企画課ということですが、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、もえもん家などで移住体験をしてもらったり、新婚生活の支援、Uターン、Iターンの方を呼び込む事業などをしております。ただ、似たような事業はどこの自治体もやっぱり取り組んでありまして、これをというのであれば、本当にそういったふうにやっていきたいと思っております。人口減の自然減、社会減、いろいろありますけれども、やはり出生数を増やす。そのためには出産につながる施策をする。そして、健康寿命を延ばす。それから、転入者を増やすということであれば、やはり柳川にいいということがいいという気持ちと申しますか、そういう柳川のまちにならなければならないかなというふうに思っています。

キーワードということですが、あえて言うならば、やはりほかの地域にない柳川の魅力というのをどうやって、どう発信して呼び込むかということだろうと思います。観光資源としてはいっぱい、川下り、うなぎめし、今は立花宗茂、田中吉政武将にまつわる歴史の魅力、安東省庵にしたり、北原白秋にしたり、文学の魅力もあります。そういった魅力的な魅力がありますけれども、まだ気づいていない魅力、それから、強く発信したい魅力、そういうのを加えていって、やはり住みたいまち柳川、魅力ある柳川というふうなものにしていかねば、柳川に人が集まってくれない、とどまってくれないというふうに思っていますので、そういったことをキーワードに過疎からの脱却に努めてまいりたいと思います。

以上です。

2番（橋本憲之君）



ありがとうございます。

そうですね、自然減よりも、やはり社会減による人口減少というのが一番の痛手ということで、そこが肝になってきて、そこを食い止めるためには、柳川の持っている魅力、これをアップしていきたいというふうに考えてあるとのことなんですが、柳川に引きつけられるソフト面、それからハード面、この両面の魅力をアップさせることは、市役所の皆さんの努力だけではなくて、やはり市民の皆さんの協力なくしては不可能じゃないかなというふうに思っています。

先日、市民協働プロジェクトの活動報告公開プレゼンテーション、これに参加させていただきましたけれども、市民の皆さんが様々な視点からまちづくりに参画して活動してある姿、これに非常に感銘を受けました。中でも、高校生の取組は、当日の都合で2組中1組の発表しかなかったんですが、近い未来の柳川を担う子供たち、高校生が自ら考えて活動している姿、これがとても印象的で、やっぱりこういう人材をもっと増やすことができれば、自らが住みたいと思える柳川の魅力、この醸成ができるのではないかなというふうに思うところでございます。ぜひとも子供たちのまちづくりへの参画、これができる施策の計画、それから実行をよろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次はごみ減量の今後はということについてでございます。

毎回恒例の質問となりますけれども、有明ひまわりセンターがオープンしました。この最新のごみ搬入量、共同で事業を行っているみやま市との比較も含めて、どのようになっているのか、教えてください。

廃棄物対策課長（野口貴光君）

橋本議員の御質問にお答えします。

直近の令和4年2月の1か月分のごみ搬入量について報告をします。

有明ひまわりセンターへのごみ搬入量は、柳川市が966トン、みやま市が350トンとなっております。割合にすると、柳川市が73.4%、みやま市が26.6%となります。1か月の搬入量で1,000トンを切ったのはここ10年で初めてとなり、市民皆様の御協力のたまものだと考えております。

続いて、削減目標の達成状況について答弁したいと思います。

柳川市では、ごみ減量大作戦と銘打ち、可燃ごみの10%削減を掲げて様々な事業を実施してきております。今年度は3月の搬入量がまだ確定していない状況でございますが、2月までの搬入量の累計は、昨年度が1万4,494トン、今年度が1万3,197トンとなっております。1,297トン、9%の削減というふうになっております。このまま推移すれば、目標の10%削減はほぼ達成できるというふうに考えております。

一方、みやま市の2月までの搬入量の累計としましては、昨年度が5,628トン、今年度が5,553トンとなっております。みやま市のほうは75トン、1%削減となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

当初の目標10%削減、これはほぼ達成できるであろうということで一安心なんです。先ほど課長のほうから答弁がありましたように、1%とはいえ、みやまのほうも削減してきております。先日、みやま市の一般質問のライブ中継を見ていましたところ、ごみ削減についての質問がされておりました。ここで柳川の取組だったり削減量、これも引き合いに出しながら、ごみ削減の必要性を訴えてありました。みやま市も本気で来ているぞと強く感じたところでございます。

柳川ももっと貪欲に減らしていかなければならないと思うんですが、今後、市民の皆さんへ向けての働きかけなど、どのように考えられてあるのか、教えてください。

市民部長（椋島謙治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

ごみ減量につきましては、先ほど課長の答弁にありましたように、目標としておりました10%削減はほぼ達成できる見込みとなりました。削減量にいたしますと、1,600トンぐらいになると思われます。ごみ減量大作戦を開始しました平成29年度以降の削減量は年間20トンから150トンぐらいでしたので、この数字は驚異的な数字でございます。市民の皆様がプラスチックをはじめ、資源物の分別をしっかりと実践していただいたおかげだというふうに感謝いたしております。

しかし一方で、先ほど議員からもありましたように、みやま市の皆様もしっかりごみ減量をなされており、柳川市民がこれだけの成果を上げたにもかかわらず、建設負担金の算定においては、現時点では両市はほぼ同じ位置からのスタートというふうになっております。

ごみ減量大作戦の第2段階としましては、ほぼ定着しました資源物の分別精度を上げていくことも必要であります。出前講座を活用するなど、地域に出かけて個別にお願いしていかなければならないというふうに思います。

また、全体的にはごみ減量の啓発や状況報告が大事でありますので、市内全域を網羅したクリーン連合会を中心として、ごみ減量市民総決起大会を開催し、市民一丸となった取組となるよう、さらなる機運を高めていかなければならないというふうに考えております。

私は3月で定年退職しますが、みやま市に大きく遅れていたごみ減量をみやま市と同じスタートラインまで持ってくることができました。これからの1年は後任の部長や課長にバトンを渡して、ぶっちぎりでゴールテープを切るように檄を飛ばしてまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

ここまで市民の皆さんには頑張っていたいただきましたけれども、ここからの削減の上乗せです、これが柳川弁でいうところのみどころになるんじゃないかなというふうに思います。職員の皆さんはとても大変でしょうが、あらゆる手段を使って啓発活動のほうをよろしく願いたいというふうに思います。

これは余談になるんですが、最近、資源ごみの回収日に路肩等にこづんである資源ごみの袋を見ますと、にんまりする自分があります。こんな市民が増えること、これが私の願いでございます。

また、答弁いただきました椛島部長におかれましては、長きにわたる行政での御尽力、本当にお疲れさまでした。これからも外部からの柳川市の行政運営への後押しのほどをよろしく願いたいと思います。

それでは次に、持続可能な柳川市を運営していくためにということで質問させていただきます。

この問題を語るときに避けては通れないのが未来を担う子供たち、この学びの環境の改善だと思うんですが、今、急がなければならないのは小・中学校の再編でございます。

先月末、本市における小・中学校再編案が発表されて、各方面より様々な意見をいただいております。本日はその内容ではなく、策定までの過程と今後についてお聞きいたします。

ということで、そもそもこの再編案策定、これはどこの部署で行われたのか、お聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

柳川市立小・中学校の適正規模・適正配置につきましては、令和2年2月20日に検討委員会を設置し、諮問を行い、昨年3月23日に答申をいただいたところでございます。この答申で、「学校教育の充実と児童生徒のより良い教育環境を整備する適正な学校規模・学校配置を実現するためには、学校再編を基本として進めていくことが望ましい」とされ、「まずは学校再編等の具体的な方策について、柳川市全体の事業計画を教育委員会において、今後1～2年以内を目処に作成する必要があります」、こういった意見が述べられたところでございます。

この答申を受けまして、学校再編につきましては、これは喫緊の課題でございますので、スピード感を持って、答申から1年間で、いただきました答申を基にいたしまして、柳川市教育委員会において柳川市立小中学校再編案を策定いたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。この案は教育委員会において独自に設定された案であるという回

答をありがとうございました。

それでは、今後、この再編計画案、これについて、案が外れて再編計画となるまでのスケジュールについて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在考えておりますスケジュール案でございます。

3月下旬に、まずは行政区長代表委員協議会の皆様、区長代表の皆様への御説明を行います。それから、新年度、4月から7月頃をめどでございますが、今の小学校区ごとに保護者、地域住民対象の説明会を開催していくようにいたしております。その後にパブリックコメントを実施いたしまして、市長と協議の上、議会の皆様への説明を行いまして、令和4年、今年9月には教育委員会においてこの再編計画を決定したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今月末より各方面で説明会がなされて、また、その後、パブリックコメントの後に、今年9月には再編計画として決定したいということでもありますけれども、非常に早いなど、本日に全部合意形成できるのかなというふうにいささかの疑問はあるわけですが、もちろん全ての案が計画として決定されるのではなくて、やっぱり早く再編に着手しなければならない地区から順次、重点的に決定されていくのではなからうかというふうに感じるところでございます。

現在、提示のこの再編案で、もちろん10年前に議論され、できずに頓挫したという過去がある課題でございますので、各場面において様々な議論がなされて、様々な意見が出てくると思います。そんなときに、この再編案の内容の再考の余地があるのかどうか、これについて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今回の案につきましては、答申で10年間でというふうなことで御意見がついておりましたので、10年間で達成するというスケジュールで案をつくらせていただいております。

この現在策定しております柳川市立小中学校再編案につきましては、この検討委員会からの答申を基に、教育委員会において総合的に検討をいたしまして、現在考えられる最善の案というふうな形で私どもが考えて策定したものでございます。子供たちによりよい教育環境をつくるのはもちろんのこと、昔からの地域のつながり、地域コミュニティとしての歴史や背景を考慮に入れて策定をいたしております。今後、この案を保護者や地域の方々へ丁寧に説明をいたしまして、できるだけこの再編案を御理解いただけるように努めていきたいとい

うふうに考えております。

特に、小・中学校の再編の組合せ、これにつきましては、ぜひこれで御理解をいただき、進めさせていただきたいというふうに私どもでは考えているところでございます。その上で、説明会において出された意見等につきましては十分検討をさせていただきまして、見直しの必要がある場合には、また見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

まだあくまでも内容について見直しの余地は少しはあるということで、できるならばこの案を理解していただきたいということですが、昨日の質問で、市長のこの小・中学校再編にかける思いについて少しかいま見ることができました。改めてこの再編にかける決意、これを市長の口からお聞かせいただけますでしょうか。

市長（金子健次君）

昨日も質問、答弁で、昨年4月に出馬の表明をしたときに、オスプレイの問題と学校再編の問題は私にとっては極めて重要課題というふうに思っていました。

学校再編への意気込みということを問われておりますけれども、まず、私が初めにしたことは、昨年3月23日に学校適正規模・適正配置化検討委員会からの答申を受けた際に、答申書には事業計画策定期間が1年から2年と示されておりました。これは2年やったら遅過ぎるという気持ちになりまして、教育委員会、沖教育長にぜひ1年以内でまとめてほしいと、策定をするようにと指示をしたところでございます。近隣自治体と比べても、10年も足踏み状態にあったというふうに私は思っております。ここからはスピード感を持って進めなければならぬと強く感じております。

そして、実際に教育委員会からは約1年をかけて、最善の案として、練りに練って計画案が上がってきました。最初、説明を受けたときには、一見、大胆な統合案というふうに感じましたけれども、再編をよく見てみますと、児童・生徒数の推移をしっかりと推計した上で、子供たちにとってよりよい環境をつくるために考えた案ではないかと、私はよくできているというふうに思いました。

これからはこの計画案につきまして、議会や市民の皆さんと十分に意見を交わしながら、いろんな意見が恐らく出てくると思います。合意形成に努めて、迅速に統合を進めることになるかというふうに思いますので、ぜひ短期間のうちにできればというふうに思っております。

また、統合が進みますと、学校の跡地や空き校舎が出てきます。それぞれの学校は地域の中心的な位置にありますので、跡地や空き校舎についてはそれぞれの地域の活性化に資する

用途、過疎対策に資する用途に活用していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。市長の決意、熱意が伝わってきました。

この再編課題なんです、教育委員会からの提案時にございましたように、非常にナーバスにならざるを得ない問題でございます。子供たちを取り巻く学びの環境改善のためにも、一刻も早く学校再編が進んでもらえればなというふうに思うところでございます。

それでは、最後になりますが、行財政改革について質問いたします。

行財政改革の話をするとき、度々出てくる機構改革というこの言葉、これについて、まずどういうことか、教えていただけますでしょうか。

人事秘書課長（江口英範君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法におきまして、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされており、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならないとされています。その上で、持続可能で健全な行政運営を継続していくためには、行政組織の簡素化や効率化を推進する改革が不可欠であります。またその一方で、多様な住民ニーズへの対応も求められており、時代の変化に柔軟に対応できる組織が求められております。

機構改革ということでございます。先ほど述べました地方自治法や本市総合計画及び本市行財政改革大綱の趣旨を踏まえ、その時々に応じて柔軟に組織を見直し、行政運営に当たることだと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

市民の皆さんが暮らしやすくするために、いかに効率的に行政運営ができるかというところで、市の組織を改変していくということだというふうに理解しましたが、さらに、答弁の中にもございましたけれども、その実施は柳川市の行財政改革大綱、これによりなされるとのこと。私も昨年度策定された第4次行財政改革大綱に目を通させていただきました。

そこで、その中にありました推進体制の中心に位置づけられている行財政改革推進本部、この中の各部会について、果たしてうまく機能しているのかどうか少し疑問を感じましたので、各部会の活動状況について教えてください。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

推進本部の中にある各部会の活動状況はという御質問でございますが、今の行財政改革大

綱は令和2年度に第4次の大綱としてスタートしております。第4次までもですけれども、これまで市役所内部の推進体制は副市長をトップとした全部長で構成する行財政改革推進本部というものでございました。ただ、令和2年度の第4次からは、もっと全庁的に動かすために、その下に4つの部会を置くということを仕組みとして取り入れたものです。9人の部長がおりますけれども、その部長が4つのどれかの部会に必ず関わると、自分の所管と違うところであっても関わるということで班分けをして、その部会員は3人ずつ、4つの部会で12人になりますが、私だけ全部の部会に所属をして、行革の進捗を図るということにしています。行革というと、いつも総務課、財政課、企画課、人事秘書課、そこでの課題が多いわけですけれども、そこはそれぞれ部会の事務局として残って回していくというやり方をしております。

その行革の取組をやっぴり外部から評価をしていただく必要がありますので、行財政改革推進委員会というところで毎年報告をして、いろんな御意見をいただいております。特に、今年度はコロナの影響もあり、あまり進んでいないこともありまして、そういう評価でございましたけれども、今どうやったらもっと行革を進められるかという見直しを行っていきまして、若手の職員を公募でも募集して、目標の設定というのをやって、全庁的にそれに向かっていこうというような仕組みを今取り入れていこうというふうに試みているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

やはりという感じだったんですが、コロナ禍の影響もあって、あんまりうまく進んでいないということだったんですが、行財政改革推進委員会からの評価、決して現在の市政を批判するものではないんですが、よりよい市政運営のためには、従来どおりの体制に近い組織編成、いわゆるトップダウンでの行革を行うよりも、どちらかといえば、ボトムアップの環境、新しいものが全ていいというわけではございませんけれども、やはり答弁にもありましたように、違った視点から行政を見直す若手のアイデア、これによる行革、さらには、そういう新しいアイデアを自ら提案して考えて動くことのできる職員の人材育成、こういうのも今後の柳川を持続的に発展させるためには必要なマスト条件ではないかなというふうに思うところでございます。

それでは、どのように機構改革が行われているかということでございますが、組織機構改革を所管、それから指導している部署、これはどこでしょうか、教えてください。

人事秘書課長（江口英範君）

組織機構の見直しにつきましては、本市の場合、人事秘書課で担当して主導をしております。必要に応じて、担当部署の意見等を求めることもございます。

最新の見直しでいきますと、来年度から一部事務組合として新設されたごみ焼却施設、有明ひまわりセンターの稼働に伴いまして、廃棄物対策課を生活環境課に統合することや水道課と下水道課を統合して上下水道課とすることなどを予定しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

組織機構改革は人事秘書課において見直しをされているということなんですが、何か組織の統合、縮小のみを強調されてある感じがしてならないんですが、市民のサービス向上、それから、本市のさらなる発展のためには、新設の部署を立ち上げることも必要ではないかなというふうに感じます。

行財政改革策定の趣旨に書いてありますように、市の総合計画、いわゆるマスタープラン、これを側面から支えるのが行財政改革というふうに記されております。

それでは、その側面から支えるべき総合計画を所管している部署、これはどこになりますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

総合計画の所管は企画課で所管をしておるところでございます。第2次柳川市総合計画につきましましては、2017年から2024年まで8年間といたしまして、現在はその後期の計画として取り組んでいるというところでございます。

総合計画におきましては、毎年、KPIを用いたPDCAサイクルにより事業の妥当性や有効性などを市民が参加する柳川市総合計画審議会で評価をし、改善をしているということでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

総合計画、マスタープランの所管は企画課ということで、事業の妥当性や有効性まで評価して改善されてあるということで、これはあくまでも提言にすぎないんですけども、一部過疎地域に指定されたことから、過疎地域脱却のために新規事業がこれからはなされていくのではないかなというふうに思うんですが、その実行にあっては、計画段階から部署を超えた横断的な取組が必要となってくると思います。その観点からいくと、市の事業をよく把握してある企画課が組織機構改革まで所管して、職員の能力をしっかりと把握している人事秘書課が職員の適性に依じて配置して人材育成に力を入れる役割を担ったほうがより効率的ではないのかなというふうに思うところでございます。

これはあくまでも私見ですので、答弁は不要でございますが、このような根本的な部分ももっと見直すべきではないのかなというふうに考えます。



結びになりますけれども、本日の質問は全て持続可能な柳川市を形成していく上で大切な問題ばかりでございます。このような問題は、未来を担う子供たちに決して残さず、解決していかななくてはならないと思うところでございます。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして橋本議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

午後1時 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

皆さんお疲れさまでございます。8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

質問に入る前に、私たちはこの1年間で平和の祭典と言われます東京オリンピック・パラリンピック、冬季北京オリンピック・パラリンピックの開催を楽しみました。オリンピック憲章の中で「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。」と明記をされています。1年前の今頃、誰が現在の世界情勢を予想していたのでしょうか。今、戦争で多くの人間の尊厳が脅かされております。一日も早い平和な日々が取り戻されることを願うばかりです。

さて、今回の一般質問では、大きく2つの項につきまして質問させていただきます。

1つ目は、本市のシンボリックな施設となりました新市民文化会館についてであります。老朽化した市民会館の代替施設として、基本構想から7年の月日を経て、令和2年12月20日にグランドオープンをしました。オープンから今日までの状況報告や課題等につきましてお尋ねをいたします。

2つ目の項は、令和4年度より柳川市一部過疎地域にこの旧柳川地域が追加となりました。指定を受けての展望等につきましてお尋ねをします。

詳細質問は一問一答方式で自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願い申し上げます。

8番（立花 純君）続

それでは、第1項です。市民文化会館1周年を迎えての質問に入らせていただきます。

市民文化会館は一昨年12月20日に開館して、はや1周年を迎えました。コロナ禍の中、施

設管理を担当されます生涯学習課の皆さんや市民文化会館の企画や運営に携わるボランティアサポーターの皆様には、初めてのことばかりで御苦労もたくさんあったのではないかと思います。改めまして関係者皆様の御尽力に心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

開館よりこの1年間での施設利用の詳細をお尋ねしたいのですが、時間の関係上、大ホール、イベントホールにつきまして、公的事業、収益事業に分けてそれぞれお教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

まず、白秋ホールでの有料公演は17件でございました。そのうち館主催の有料公演として、音楽イベントを7件、内訳はクラシック4件、ジャズ2件、邦楽1件、演劇1件、古典芸能3件、内訳は落語2件、歌舞伎1件、お笑いは1件、トークイベント1件の合計13件を実施いたしました。また、民間の有料公演として、音楽イベント3件、内訳はクラシック2件、邦楽1件、ダンスイベント1件、合計4件を実施いただいております。

チケット販売がない催物は60件でございます。

利用の内訳ですが、行政関係が18件、民間の事業者や団体の利用が25件、幼稚園、保育園や学校関係の利用が17件となっております。

これら有料、無料の公演を合わせて、白秋ホールに2万2,500人の方にお越しいただきました。

続いて、イベントホールでの有料公演は7件でございます。全て民間の団体の主催で、音楽イベント5件、朗読イベント1件、落語1件となっております。

チケット販売がない催物は76件でございます。

利用の内訳ですが、行政関係が32件、民間事業者や団体の利用が38件、幼稚園、保育園や学校関係の利用が6件となっております。

これら有料、無料の公演を合わせて、イベントホールに5,274人の方にお越しいただきました。

なお、開館からこれまでコロナ禍の影響で、白秋ホール30件、イベントホール48件の利用キャンセルがあつていることを申し添えます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。この数字聞きますと、予想以上にたくさんの方が御利用いただいたということです。やはり期待というか、この文化ホールの醍醐味というか、使い勝手が期待された以上によろしかったのかな。そしてまた、今後も予約が増えていくのかなと予想したところでございます。

実は、ある自治体が運営する市民会館のランニングコストについて公表されておりましたの

で、確認をしました。施設自体は本市の市民文化会館より一回り小さい規模になります。年間のランニングコストが85,770千円、内訳は施設管理運営委託料45,600千円、減価償却費21,420千円、その他18,750千円、年間収入は1,750千円です。その内訳は、施設使用に関わる光熱水費の徴収になります。ここの年間収入は市の収入となり、自主事業に乗る収入などは管理をしている団体の収入となるため計上できないとなっています。年間収入の1,750千円を差し引きますと、84,000千円ものランニングコストが毎年かかっていることが分かりました。また、コロナ禍の現在は、施設使用に制限等も重なり、行政側、指定管理者側もほぼ収入はゼロに近いと予想できますので、現在は年間のランニングコストがそのまま決算として計上されるものと考えているところです。実態としては、非常に厳しい運営が続いているものと予想します。

それでは、柳川市市民文化会館に係るランニングコスト並びに耐用年数、更新時期をお教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

今回の施設は、場所によって鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨造りと分かれており、それぞれに耐用年数が異なりますが、おおむね50年程度の耐用年数になるかと考えております。

また、設備や機械の更新はまちまちですが、10年程度経過した後、段階的に発生していくものと思われます。耐用年数経過後も使用可能な設備につきましては、極力長く使用してまいります。

なお、1年間のランニングコストですが、市職員の人件費を含まず、おおむね1億円程度と見込んでおります。

また、市職員の人件費ですが、他業務を兼務している職員を含め、現在5名の職員が従事しており、令和2年度の実績で参照いたしますと、退職手当組合負担金を含み40,000千円程度となっております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。ランニングコストには基本的に人件費が含まれます。1億円プラス40,000千円ですね。140,000千円ほどが年間の維持費と理解できました。本当にすごい金額だと思った次第です。

開館から1年経過したばかりで、かつコロナ禍での施設運営コストについては、全てを推しはかることが厳しいことは理解できます。こういう時代だからこそ、未来志向で議会や市民にも共通認識を持ってもらうための運営や情報発信を積極的にお願したいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今年1月、新ごみ焼却施設、有明ひまわりセンターが本格稼働をしました。ともに大規模

な施設であることから、将来の大規模改修や更新の問題は避けられない大きな問題と考えます。市民の中には、その費用についてとても関心を持たれる方もいらっしゃいます。

それでは、市民文化会館における将来コストについてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

施設を長くよい状態で使用するために、大規模改修や必要な設備の改修は欠かせません。近隣の類似施設であります。サザンクス筑後においては、建設後20年で建物の大規模改修が行われております。市民文化会館においても、同様の時期に大規模改修をすることになるかと思っております。

また、施設内の設備で大きな割合を占めるのは空調とホールの舞台設備になります。使用状況により劣化状況も変わりますので、一概に何年とは言えませんが、状況を見ながら必要な設備を更新していくこととなります。

なお、市の公共施設マネジメントは、令和2年6月に策定した柳川市公共建築物個別施設計画を基に実施することにしております。所有する施設ごとに改修時期等を定めており、全ての公共施設の改修費用等を明らかにした上で財源確保につなげているところです。

市民文化会館は計画策定中の建設であったため、現在、総合管理計画にも個別施設計画にも計上しておりません。そのため、両計画に計上し、将来にわたる改修費用等のコストを計画に反映させ、その上で財源確保を計画的に進める必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

将来コストですね、20年後ぐらいに、ほぼどこの施設も大型施設も改修という大きな問題が発生するというふうに思います。今策定中ということでございますので、具体的にきちっと将来コストについて試算ができましたら、議会のほうにも御報告をお願いしたいと思います。

次に、開館から1年が経過しましたが、見えてきた課題等があれば、具体例をお聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほどの答弁と重複いたしますが、長引くコロナ禍の影響等により開館記念事業を十分に実施できておらず、新しい施設にまだお越しになられていない市民も多くいらっしゃるのではないかというふうに思っております。

先日、プレスリリースいたしました。のど自慢の開催が7月3日で決定いたしました。全国に柳川市民文化会館、水都やながわを知っていただくよい機会と考えております。

また、先日、第34回福岡県美しいまちづくり建築賞の大賞受賞の連絡が県からあり、5月

に表彰いただく予定でございます。

開館からこれまでクラシックを中心に様々な音楽事業を実施しておりますが、白秋ホール、イベントホールともに演奏者の方から音がよいとお褒めの言葉を頂戴しております。テレビ放送や受賞式などの機会を逃さず、施設のPRに努め、また、音響性能や地域景観との調和を含めたハード面の魅力を様々な機会を捉えて発信していくとともに、新型コロナウイルスの収束を見据えながら、文化芸術を中心に様々な事業を展開し、市民文化会館の知名度を高め、多くの方々に来館していただくことで多様な交流を創出できるよう、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

いろいろこれからイベント等もあるようですが、先ほどの利用状況については、市民の1割ぐらいの方が大体御利用いただいたと。ただ、複数回利用されている方もいますから、まだまだ全ての市民の方がこの柳川市民文化会館に訪れたということにはほど遠いかと思いますので、ぜひその辺の啓発もお願いしたいと思います。

これまでいただきました市民からの御意見や私なりに感じた施設の運営等につきまして列記をしましたので、少し長くなりますが、述べさせていただきます。

1番目、福岡県南地域の顔となるようなたたずまいと立地は好印象である。全体的にモダンで洗練されたデザインはよいとの意見がありました。

2番目、場所柄、掘割側にカフェが併設されていれば、すてきだとの意見をいただきました。

3番目、大ホールはゆっくりとした席幅で、リラックスしての鑑賞ができてよかった。

4番目、学生さんがロビーで勉強をされている姿をよく見かけるが、諸室の開放などをぜひ検討したらいかがかという提案がありました。

5番目です。コロナが収束したら、様々なジャンルのコンサートや観劇を体験したいという意見がたくさんありました。具体的にいえば、10代ではダンスミュージックやアイドルグループを希望されます。20代から50代の男性はポップス音楽の誘致を希望される方が非常に多いです。女性の中にはミュージカルなどの観劇にも期待する意見もいただきました。高齢者については、演歌、歌謡曲、観劇などが代表的な御意見でありました。

ポップスのコンサートを希望される方の意見として、全国ツアーを組むようなアーティストは収容人員の問題で当施設での実現は厳しいだろうという意見を聞きました。実際にいろいろ調べてみますと、1,500名以上収容するホールを使つての開催がほとんどで、福岡市内や都市部の大型施設に行かないと見れないのが現状でありました。また、移動時間や往復の交通費の捻出もばかにならないので、柳川での開催が実現となれば、チケット代が多少割高であってもよいとの意見をいただきました。

そこで、考えてみますと、収容人員が多ければ有名アーティストの興行開催は格段に上がると思いますが、課題も考えなければいけません。例えば、一度に多くの方々が集まりますので、交通アクセスや駐車場の確保などが考えられます。また、収容人員が増えると著作権料の支払いが大きく跳ね上がります。このことが自主事業運営のネックになると聞きました。

私は本市の人口規模や環境を考えますと、市民文化会館の施設は本当によいサイズ感で建造されたと改めて感じたところです。先ほど言いました市民の方からのニーズを捉えるのであれば、市民文化会館施設の優位性や最新の音響施設を全面に押し出しての営業を展開していけば、必ずや実現する可能性は広がると思うところです。

では、ホールを持つ公共施設についての運営方法としては3つあると聞きます。施設管理運営委託方式、行政による直営運営方式、民間によるPFI方式、本市の市民文化会館の運営は柳川市直営で行われると思いますが、運営の中身を確認してみますと、管理運営や事業の立案だと思えます。これが全国的な公共ホール運営の状況であると考えます。実際、行政における直営運営の施設におかれましては、コスト削減をしている施設ホールもあると聞きます。私はホールをどれだけ使えるか、使ってもらえるかであり、運営スタッフの力量に大きく関係すると考えます。それを担う人材育成こそが市民文化会館運営上の鍵になるのではないのでしょうか。ぜひともソフト面の強化と人材確保のための経費をさらなるお願いをしたいところです。

そこで、アートマネジメントを取得した人材確保を推奨したいと思えます。聞き慣れない名称ですが、具体的な仕事内容は、展示会、イベント、プロジェクトの企画、運営、営業、広報、進行管理、資金調達、普及活動、人材育成など、非常に多岐にわたります。恐らく本市にはそのような人材は極めて少ないと思えます。実は全国にアートマネジメントの学科を設けて人材育成をしている大学が多数存在します。その卒業生は全国の文化施設等で活躍をされています。知識を得た学生を即戦力で投入しても、実務経験が少ないので、難しいことが予測できます。所管の文化庁の資料には、文化施設等におけるインターンシップは短期間のものが多く、実習効果を高めることが課題であると報告をされているとともに、それらに従事する学生の長期間のインターンシップを行うことが望ましいと明記されています。例えば、夏休み等の長期休暇期間を利用していただき、本市でインターンシップの経験を積まれることも人材育成の観点でもよい例になると思えます。また、公共団体で文化行政を担う担当者に文化振興やアートマネジメントに関する専門的な知識や理解ある人材を配置することが必要でないかとも付記されております。

少々長い意見を述べましたが、実際に素晴らしい成果を出されている自治体があります。兵庫県の豊岡市になります。地域おこし協力隊の活躍が柱となり、文化芸術で地方創生を目指す戦略拠点化に成功され、素晴らしい成果を出されています。その成果を調べてみますと、専門的な民間での経験やアートマネジメントのスキルをその文化施設運営や事業に活かされ

た例になります。本市に例えますと、市民文化会館施設のアートマネジメントを担う方を地域おこし協力隊の公募を通して発掘し、本市においていただき、3年間の任期中のミッションでは、専門的な経験や見地から、施設運営の中心となる人材として様々な成果を出す仕組みを繰り広げていただくこと、施設運営スタッフにアートマネジメントスキルを教えていただくなどの人材育成に尽力いただくことなどが挙げられます。ぜひこの取組につきまして御検討いただきたいと思いますところでは。

次に、市民文化会館と水の郷の関連についてお尋ねをしたいと思います。

水の郷の役割と目的は、市民の福祉向上の拠点とされています。400人規模の多目的ホール、図書館の分室、運動ができるスペースなどが代表であります。また、水の郷ホールを拠点とする文化サークル等の活動拠点として活用されていると認識をしています。市民文化会館オープン後において、水の郷における各種イベントや施設利用者の利用状況について教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市民文化会館が開館した後の水の郷における各種イベントや施設の利用状況の変化についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響による感染拡大を防止するため、令和2年度以降、水の郷でも施設の利用制限や臨時休館を行いました。令和2年度は約1か月休館しましたが、水の郷ホールを含めた諸室の利用件数は1,826件、一月当たりの利用件数は166件でした。令和3年度は約3か月休館し、水の郷ホールを含めた諸室の先月末、2月末までの利用件数は1,402件、一月当たりの利用件数は175件となっており、月当たりの利用件数で比較すると、増えているような状況です。増加した要因としては、ケアトランポリンなどの介護予防事業が始まったことにより利用件数が増えたことによるものと考えております。

一方、水の郷ホールに限れば、これまでカラオケ大会や事業所の研修会等に利用されていた方が市民文化会館を利用されるようになったケースもあるようでございます。しかし、ホールの利用件数に変動はなく、ダンスサークルや吹奏楽の練習など、新たに利用される方が現れているような状況でもございます。

以上です。

8番（立花 純君）

具体的にありがとうございました。コロナのいろいろ影響があったけど、その分、違った利用の頻度が上がったという御報告です。ありがとうございました。

改めて私が思う水の郷の利活用策の一つとして、若者や子育て世代が気軽に集える拠点化としての再構築を御提案させていただきます。4月には新たに子育て支援拠点施設の「このゆびとまれ」が隣接する物産公園内にオープンします。少子化の折、水の郷の施設を最大限に利活用する方策を再検討していただきたいと思いますところでは。

若者世代や子育て世代が安心して訪れることのできる場所であり、子育てに関する行政窓口や子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点と「このゆびとまれ」を複合的に設置することで、多様化する子育てのニーズに対応できるワンストップサービスの拠点に生まれ変わると思います。また、施設の周りは風光明媚で、訪れる人々を癒やす地域でもあります。このような場所での拠点化は必ずや若者世代、子育て世代の定住化促進にもつながるのではないのでしょうか。

また、市民文化会館には200名収容規模のイベントホールと800名を収容する音響に特化した大ホール、水の郷では400名を収容する多目的ホールが存在します。それぞれの施設を所管する担当課の皆様は知恵や協力を出し合いながら、柳川の地の利を生かし、未来志向で拠点化の運営実践を切にお願いいたします。

それぞれの担当課より御所見をお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

先ほど議員言われましたように、総合保健福祉センターは、誰もがくつろぎ、学び、集える触れ合いのある保健福祉の拠点施設ということで運営をしております。水の郷は多くの市民の皆さんに利用していただいておりますけれども、中でも水の郷は420名を収容できるホールを持っております。このホールでございますけれども、ステージと客席がすごく近いので臨場感があります。それで、コンサートや演劇の観覧者、見る人はもちろんのこと、演者にも大変好評で、この館でまたぜひコンサートとかしたいと、そういった方もいらっしゃいます。市民文化会館のほうは200席、800席でございますけれども、水の郷ホールは420席となっておりますことから、利用者が利用形態や利用人数に応じて3つのホールを選ぶことができ、選択の幅が広がるものと考えております。

また、御存じのとおり、座席は可動収納式であるため、座席を収納した状態での利用も可能で、広いスペースを使って新型コロナウイルスワクチンの集団接種やダンス会場として利用したり、逆に間仕切りを設置して個別相談会に利用することもできます。

このような状況であるため、当面は現在の利用を保ちつつ、柳川市地域子育て支援拠点施設つどいの広場「このゆびとまれ」と連携を図り、利用者のニーズなどを把握しながら、「このゆびとまれ」の補完的な活用ができるよう、子育て世代のホール利用等についても検討し、利用の促進を図っていきたいと考えております。

生涯学習課長（新開文隆君）

議員御質問のとおり、3つのホールが近接しております。しかしながら、それぞれのホールの性質は異なっていると思っております。まず、ホールの規模ですが、白秋ホール、水の郷ホール、イベントホール、それぞれ約800人、400人、200人となっており、今後は市の大ホール、中ホール、小ホールとしての役割を果たしていくものと思っております。



さらに、音響性能が高く、音楽イベントを中心に様々なプロ公演などにも対応する白秋ホール、芝居小屋風の造りで市民劇団の発表の場として、また、健康や福祉に関する講演の場などの役割を果たす水の郷ホール、日頃の文化活動の成果発表の場として、さらに、大型作品の展示会場や小規模なレセプションなど様々な用途で活用できるイベントホールと、それぞれのホールの特性を生かした事業の展開を図っていくことを考えております。

このように特性が異なる3つのホールですが、それぞれにスクリーンを設置できるなどの類似点もございます。互いに徒歩で行き来できる距離であることも生かしながら、今後、柳川らしい事業を展開していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

柳川市らしい事業、それだけです。よろしく願いいたします。

それでは、ここで市民文化会館の施設を利用した提案を2点させていただきたいと思いません。

コンサートや催事を生かしたふるさと納税事業の提案になります。先日の報告では、本年度のふるさと納税が絶好調と財政課長からお聞きしました。新型コロナの感染拡大で、自宅飯の需要や、いろんな意味で内需の需要があったと聞き、特に今回ふるさと納税が増えた理由として、地元名産のウナギがテレビやマスコミに取り上げられるなど、大きく貢献したと考えられます。非常にうれしい限りです。

一般的なふるさと納税では、納税額の30%を上限とする返礼品で対応するよう定められておりますが、昨今はその返礼品自体の高還元率ばかりが話題になっている現状です。本市の返礼品は地元特産品がほとんどではないかと思いますが、今後はさらにほかの自治体との返礼品競争にならないか、気になるところであります。

そこで、安定したふるさと納税の財源確保やさらなるふるさと納税を増やす方策を考えなければならぬわけです。私は本市ならではの返礼品構成が重要と考え、市民文化会館の活用策を考えた次第です。市民文化会館大ホールの特徴は、プロの公演に対応する高い音響効果や広い舞台面積を誇るなど、九州内の音響にこだわった施設やホールと比べても遜色のない最新の施設であると言えます。現段階では決してほかの自治体がまねができない、その優位性を全面に押し出して、ふるさと納税専門サイトを介して、人気アーティストやグループのコンサート、観劇などを企画し、ふるさと納税の返礼品として入場チケットを提供する仕組みになります。コンサートや催事だけではなく、本市の観光、グルメ、アクティビティー、宿泊などを盛り込んだ多岐にわたる返礼品構成も自動的に本市の経済圏にリターンを得ることが予想できます。また、一度に多くの方々が本市においでになります。目的はコンサートかもしれません。また、再び本市においでいただく機会の創出にもなります。まさに1度に3度おいしい効果を予想できるのではないのでしょうか。

2点目の提案ですが、若者の交流拠点事業になります。具体的に申し上げますと、本市独自の助成制度を創設して、県内外の学校で活動する吹奏楽部の合宿などの誘致を行い、観光や文化体験を通して、将来、再び柳川の地を訪れていただく思い出づくりの場所となると考えております。また、福岡県中学校文化連盟、通称中文連です。その中心拠点として、地元生徒との交流事業など、若者による活性化、新たなまちづくりの人材育成にもつながると考えます。

提案をした2点ですが、さきに申し上げましたアートマネジメントのスキルを持つ運営スタッフ等の人材がいれば実現可能な取組と考えます。市長並びに教育長の御所見をお聞かせください。

市長（金子健次君）

立花議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の市民文化会館の自慢の一つであります白秋ホールの音響性能の高さを活用して、ふるさと納税と連携したらどうだという御提言をいただきました。

自ら応援するアーティストや演目について、高額なチケットにもかかわらず、何度も、また、全国どこへでも足を運ぶ熱心なファンがいらっしゃるとのお話を私も聞いたことがございます。これらの方々をターゲットに全国から白秋ホールへ誘客ができれば、新たな柳川ファンの獲得につながっていくというふうに思います。

一方で、全国的に知られたアーティストをはじめとした人気公演の実施には多額の費用が必要となります。そのため、今回の提案内容につきましては、採算性や実現性などの観点から調査研究をしてみたいというふうに思います。

先ほど生涯学習課長が答弁いたしましたでしたが、美しいまちづくり建築賞大賞についても、5月に開催されます福岡県景観大会の中で表彰いただく予定でございます。また、7月3日には市民待望のNHKのど自慢が開催されます。柳川市民文化会館には、琴奨菊にお願いして、優勝額も飾ることができました。また、北原悌二郎先生、綿貫先生、そしてまた、光行さんという柳川が輩出した画家の常設展示を市民文化会館にはいたしました。そういう中において、落成記念のときにNHK福岡放送局の支局長を呼んでお話をしたときに、いい音がホールから出ますねということで、恐らくこのど自慢の開催にこぎ着けたというふうに思っております。

いろんな形で、今、立花議員からお褒めの言葉をいただきましたけど、ホールについてはいろんなアーティストからもお褒めをいただいておりますので、十分これから活用していきたいと思っております。今の御提言については参考にさせていただきます。

以上です。

教育長（沖 毅君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

2点目の若者の交流拠点事業についてお答えをしたいと思います。

市外から多くの若者が柳川を訪れ、また、宿泊、滞在し、市内の若者と交流を図られるということは理想的な取組というふうに思います。

今、議員から貴重な提案をいただきました。学校の部活動等の合宿等となれば、宿泊先の確保、また、支援制度に対する財政面などの解決すべき課題も出てくると思いますので、担当のほうで検討をさせていきたいというふうに思います。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。まだ稼働して1年余りの施設ですから、先ほども言ったとおり、全てを推しはかることはできませんけど、せっかくすばらしい皆様の税金でできた施設でありますので、市長、未来志向の取組をぜひよろしくお願ひしたいとしたいと思います。

それでは第2項目、旧柳川市地域の一部過疎地域追加指定について質問させていただきます。

時間の関係上、ちょっと端折ってやらさせていただきます。また、緒方議員、橋本議員のほうからも同じ趣旨の質問がありましたので、私のほうから聞きたいことを端的にお聞きしたいとしたいと思います。

柳川市では一部過疎地域として大和町の地域が指定を受け、議会でも昨年議論されたわけですが、今年、令和4年度より旧柳川市地域も追加されることとなりましたが、なぜ旧柳川市地域が1年遅れで過疎地域に追加されたのでしょうか。その経過をお尋ねしたい。そして、今後どのような影響がこの旧柳川市地域にあるのか、端的にお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

それでは、企画課のほうからお答えしたいと思います。

経過につきましては、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法の中で、令和2年国勢調査の結果が公表された場合、最新の指標に基づいて改めて算定された過疎地域の要件を満たす地域を過疎地域として追加するというようになっておりました。その後、本年1月に令和2年の国勢調査の結果が公表されました。

その結果を受けまして、過疎地域に指定される要件であります人口要件と財政力要件が示されております。過疎地域に指定されるためには、この2つの要件を満たす必要がございます。まず、人口要件ですけれども、平成7年から令和2年までの25年間で人口が23%以上減少した団体が対象となり、旧柳川地域において人口減少率が対象となるぎりぎりの23%ということで満たしておるということです。

もう一つの要件であります財政力要件につきましては、こちらも平成30年度から令和2年度までの3年間における柳川市全体の財政力指数の平均が一部過疎では0.64以下の場合となり

ますけれども、柳川市の場合、財政力指数が0.46となりまして、過疎地域となる要件を満たしているということで、令和4年4月1日から旧柳川地域が追加指定されるというものでございます。

今回の指定の見込みを受けまして、令和3年度から過疎地域となっている旧大和町と同様に、国、県からの財政上の優遇措置を活用いたしまして、過疎法の趣旨である持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。分かりました。

昨年4月に旧大和町地域が過疎地域として指定を受けたわけですが、昨年9月に過疎地域持続的発展5か年計画を柳川市は策定されました。先ほど来、質問もあっておりましたが、中身を拝見してみますと、令和7年度までに大和町の目標人口については1万3,400人として、柳川市の人口ビジョンの推計によると、1万2,793人より607人増という目標が掲げられています。

それでは、今回、追加指定を受けました旧柳川地域での人口ビジョンによる推計値並びに増加目標をお聞かせください。また、その人口目標を達成するための施策を具体的にお聞かせください。

企画課長（池末 勇人君）

それでは、お答えいたします。

平成31年3月に作成いたしました柳川市人口ビジョン第2期におきまして、旧柳川地域の将来人口の推計は、柳川市過疎地域持続的発展計画の最終年であります2025年では3万2,118人と推計をしております。また、2025年の目標人口は約3万2,600人としておりまして、推計値から約500人増加というふうにしております。

この人口目標を達成するために、まず、旧大和地域を対象としております柳川市過疎地域持続的発展計画につきまして、旧柳川地域を含めた計画に変更することで、財政優遇措置を受けべく準備を今整えておるところでございます。具体的な施策につきましては、旧大和地域と同様に、まずはこれまで総合計画や分野ごとに策定してきました事業計画を着実に進めていくことを基本とした上で、例えば、子育て世代が望む公園の整備や雇用確保のための企業誘致につながるような環境整備など、人口減少により歯止めが利くような事業に力を入れていかなければいけないというふうに考えております。その際、何がそこに住む人にとって必要な事業なのかを市民の皆さんの声を聞いて一緒に考え、実施していきたいというふうに思っております。また、適正な規模になるよう、学校の統廃合等についても、公共施設等総合管理計画から大きく逸脱しない範囲で十分に検討し、実施をしていきたいという

ふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

公園、あと、企業誘致というお言葉をいただきましたが、私はこういう過疎に指定されたからこそ求めたいのは、地元の中小零細企業の支援だと思います。企業誘致もいいんですが、やっぱり地元にもともと根づいた企業があるわけですね。そういうところのきちとした実情、実態を理解した上で、この支援策というか、ビジョンを持って、10年後、20年後の過疎債を使った使い方というのもぜひひとつ検討していただきたいと思います。

本市では、令和2年6月に策定された柳川市公共建築物個別施設計画に示されています146棟の概要を見ますと、全体の3割が10年後の2032年に法定耐用年数を迎え、それに小・中学校の施設並びに公営住宅を含むと、5割以上の公共施設が耐用年数を迎えることとなります。現実的に莫大な将来コストが必要になります。また、市債では調達できない修繕費、これが非常に私は気になるところです。原則、一般財源で賄うことになると考えますが、同時に全施設の修繕コストは試算されていますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後、多くの施設が耐用年数を迎えることでもありますので、公共建築物個別施設計画におきまして、長寿命化のための大規模な改修費や解体費等をシミュレーションし、必要な経費を算出した上で、計画的な財源の確保につなげることとしています。

一方、お尋ねの一般財源での対応となる比較的小規模な修繕費や突発的に発生する修繕費等につきましては個別施設計画には計上しておりません。その対応といたしましては、財政計画を立てる上で、毎年の収支見通しにおいて、施設ごとではなく、市全体の過去の実績に応じた一定水準の維持補修費を見込むことによりまして収支の均衡を図ることといたしております。

今後、維持補修費の増加が見込まれることを考えますと、施設ごとに将来の修繕費を見込み、個別施設計画などに計上して財源確保につなげることが理想だとは思いますが、残念ながら、修繕はいつでもどれだけ必要になるか不確定な要素が大部分を占めますので、現実的には積算はかなり難しいのではないかと考えているところです。

以上です。

8番（立花 純君）

維持補修、一定水準と言われましたけど、一定水準というのが果たしてどういう水準なのかちょっと見えませんが、これから計画策定されるということなので、また議会のほうに分かったら教えてください。

最後の質問です。過疎債は将来的に発展的な事業に使用されると思いますが、私個人としては、市民文化会館の底地となり、消滅してしまった旧市民グラウンドの適地選定と整備事業を実現していただきたいと思っております。健康志向の市民や子供たちが一堂に会することのできる競技場の整備は、健康寿命の増進やスポーツで交流人口を増やす施策にも必ずつながると思います。先ほど総務部長からも健康寿命を延ばす、出生率を伸ばすという答弁もありました。この件について、市長の御所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

最後の質問ということでございますけれども、立花議員の質問にお答えしたいと思います。

柳川市民文化会館の用地ですね、市民グラウンドでございました。その用地については、いろんな形で、後をどうするのかということで立花議員やほかの議員からも質問があったところでございます。そのことでいろんな形で検討をしております。

議員御提案の過疎債を活用した市民グラウンドや競技場の整備というのは、柳川市公共建築物個別施設計画に準じまして、統廃合を含めまして、今後、十分検討してまいりたいと考えます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。

具体的に今の段階では、学校の再編計画等もあるし、市長の言葉からなかなか実効性のあることは言いづらい部分もあるかと思いますが、やはり必要なもの、必要な施設、そういうこともぜひ考えてください。この市民グラウンド、底地で楽しまれた方、また、いつできるのかと思うような方もたくさん、待っていらっしゃいますので、ぜひ御検討のほどをよろしくをお願いします。

終わります。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして立花議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時48分 休憩

午後 1 時59分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番高田です。今議会最後の質問者であります。皆さんお疲れと思えますけど、もう少しお付き合いをお願いいたします。

昨今の世界情勢で、何といてもロシアによるウクライナ軍事侵攻、侵略であります。ロシア、イコールプーチンはウクライナの主権を認めず、武力で自分の言いなりの国家に変えようとしております。これは暴挙としか言えません。まるで餓鬼大将が暴力で弱い者を支配するようなもので、断固許されるものではありません。ウクライナの皆さん、ぜひロシア、プーチンに屈せず頑張ってもらいたい。

また一方、北朝鮮では、韓国の大統領選挙をにらんでか、世界がウクライナに注目しているための嫉妬であるか、弾道ミサイルを発射しております。

今、世界でトラブルを起こしているのは、いわゆる俗に言う独裁国家であります。この国家では自由な言動、特に、国家を非難すると、たちまち処罰されます。私はこの日本に生まれ、自由に発言できることに感謝いたします。

話は変わりますが、今期のノリ養殖は3月1日の入札金額で120億円以上の水揚げがっております。この金額は昨年と比較して15億円増えております。コロナウイルス感染で疲弊した本市にとっては喜ばしいことだと思います。

それでは、さきに述べた自由に感謝して、質問いたします。

今回の質問は、過疎指定の影響と樋門管理人の安全対策について質問いたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

では、壇上では発言を終わります。

13番（高田千壽輝君）続

昨年度は大和町、また、4年度に柳川が過疎指定されるようになりました。

そこで、今この過疎指定を受けての影響を、具体的にその影響と考えられることをお答えください。

議長（藤丸正勝君）

高田議員、質問内容ばもう一回。

13番（高田千壽輝君）続

過疎指定を受けた影響ですよ。

財政課長（田中勝裕君）

過疎指定を受けたということであれば、人口が減少した結果といったこととなります。人口減少が地方交付税に与える影響といったところで、1人当たりの額をお答えしたいと思います。

なお、人口1人当たりの交付税の金額につきましては、交付額をベースとしてお答えをさせていただきます。昨日の緒方議員の質問に関しましては、基準財政需要額をベースにお答えしておりますので、金額が異なりますことをあらかじめ申し添えます。

令和3年度の普通交付税の交付額は、当初算定で7,629,850千円となっております。今年度は特別に国の補正予算により追加された事業の地方負担に係る額等が加算されることとなり、

最終的には8,047,710千円となりますが、ここでは特殊要因を含まない当初算定額の7,629,850千円を基にお答えします。

令和2年国勢調査人口は6万4,475人でございますので、1人当たりの交付額118,338円となります。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

まず、本市の自主財源比率は何%あるんですか。

財政課長（田中勝裕君）

本市の自主財源比率についてお答えをいたします。

直近の令和2年度決算における自主財源比率は25.3%となっています。

なお、令和2年度においては、依存財源である国庫補助金を財源とするコロナ対策の給付金等によって決算規模が前年度に比べ大幅に大きくなったために、相対的に自主財源比率が低くなっているという特殊事情がございます。そこで、参考までに申し上げますと、令和元年度の自主財源比率は30.9%、平成30年度は29.4%となっており、通常の場合の本市の自主財源比率はおおむね30%程度であると言えます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

俗に言われる三割自治体というのが本市の実態であります。これは主産業が第1次産業の自治体の特徴と思われるんですよ。だから、近隣市町村も大して変わらない自主財源比率だと思いますけど、ということは、自分で稼ぐ、生活するためには3割のお金しかないんですよ。残り7割を国に依存しなければ、この柳川は運営できないということです。

そこで、お聞きしますけど、この交付税の算定基準ですね、何が基になって算定されるかをお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

普通交付税の算定基準ということでお答えをしたいと思います。

普通交付税は全国一律の基準により算定された道路に係る経費、社会保障に係る経費、教育に係る経費など、地方公共団体における標準的な経費であります基準財政需要額、それと、市税、地方譲与税、地方消費税交付金などの標準的な収入である基準財政収入額といいます。この基準財政需要額と基準財政収入額との差額、いわゆる財源不足額を基準として算定されるものでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今いろいろ基準を言われましたけど、やっぱり基準となるもので、道路や面積などはほとんど変化はないんですよ。ここで私たちが考えるのは人口ですよ。昨日、緒方議員の質



問でも1人当たりの金額が約120千円、今、柳川市が年間600人ぐらいの人口の減少があっているということは、1年間で70,000千円弱の交付税が下がっていくという単純計算になりますよね。ということで、いかに人口を減らさないか。これ以上、人口が減ったら、それこそ自主財源が増えればいいですけど、国に依存する以上は、その人口が減るのは駄目だと思います。

この過疎によって過疎債というメリットはありますけど、この過疎債を利用してどのような施策、ハード、ソフト面を考えてあるのか、お聞かせください。

総務部長（平田敬介君）

高田議員の御質問にお答えします。

過疎債でソフト事業、ハード事業、こういったものを考えているかということでございますが、今いろんな知恵を移住・定住促進連携会議でも出し合っておりますし、もちろんそれぞれの課でも考えております。

今、考えの中でいろいろ検討している全国の成功事例などを御紹介いたしますと、地方創生、地域再生、人口減少対策などでいきますと、サテライトオフィスとか、旧学校校舎の活用、それから、古民家の再活用、ベンチャー企業を育成していくとか、それから、ふるさと納税を上げる、道の駅をつくって、道の駅を核にした農産物直売所などで農産物の出口をつくる、商店街の再生などなど、いろいろありますし、もちろん定住促進団地の整備、統合小学校の建設、防災公園を整備する、ソフト的にいきますと、地域公共交通をもっと充実させる、公営の塾を運営してあるようなところもあります。

そういった様々な施策は、それぞれの自治体、地域に合ったものをそのタイミングでやってあるというのは承知しております。それを柳川市がどのタイミングでどの地域にどんなふうにしていくかというのをここで言えるところまでは固まっておりませんので、今そういう検討段階にあるということをお答えしておきます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

もう1年近くなるんですよ、大和町が指定を受けて。悠長ですね、1年間で。本当に危機感はあるんですか。平成30年に人口ビジョンを策定してありますよね。今現在、その策定よりも人口は減っているんですよ。このまましていたら、いずれ柳川市が消滅都市になっても仕方ないですよ。そういう危機感を少しは持たないといけないんじゃないですか。

12月も質問したとおり、とにかく過疎になるということは、人口が減っていくことが一番ですよ。人口が減らないと過疎にはならないんですからね。だから、私も人口を増やす施策は何かありますかとか再三聞いていますけど、そんなら、再度お聞きしますけど、何か考えてありますか。

総務部長（平田敬介君）

今、現に人口を増やすための施策というのは、今の現行の施策の中にも、過疎の指定を受ける前の段階から、これは全国ほとんどの自治体が人口減少に苦しんでおりますので、やっぱり出生率を上げるために子育ての施策を充実させる、また、不妊治療に対して助成をして、一人でも多くの子供を産んでいただきたい、いろんなそういう人口増の施策というのは考えてありますので、そういったものの充実というのもあります。ソフト事業については、上限額がありますので、それは柳川市が一部過疎に加わっても、大和町の一部過疎の状態のときよりも、あまり額としては上限額が増えないわけです。大体交付税として過疎債に対して返ってくるものとして三千五、六百万円ということになっております。ですから、そういう枠の中でどれに力を入れていくかということはあると思います。

それから、ハードの整備でいうと、やはり地域を指定したエリアの事業に対して対象になってきますので、柳川、大和の地域でのハード整備、公共交通をもっとスムーズにするための道路整備とか、そういったものは過疎債の対象になってきますので、そういったものの活用で今の事業を促進していくというのがあります。

ただ、高田議員が何か目玉的な事業を早く打ち上げろということは分かっております。今、連携会議の中で始めたばかりですけれども、11の課で住まいとか仕事、高齢者、子育て、そういう分野別のことについて分野ごとに連携が取れないか考えております。昨日、佐々木議員が示唆されましたけれども、ソフト事業の中では、例えば、大和地域の中のコミセンにWi-Fiを整備して、そして、そこでスマホとかそういう教室をして、IT環境にも慣れていただこうと。そして、これから定年延長が始まっていきます。私たちは60歳になれば、定年は延長するけど役職は降りるわけですから、そういう経験ある者をどこにしていこうと。これまでは再任用でありましたけれども、定年延長の中では役職を降りるわけですから、そういった人をコミセンの中で地域とのつなぎ役にできないかと。まさに佐々木議員がおっしゃられたようなことも内々検討していったところでもあります。

それをどの段階でどうやっていくかというのはなかなか非常に微妙な問題もありますので、そういう考え方は示させてもらいますけれども、具体的に今こういう新しい事業をこの時期に打ちますというのはまだ外に出せるようなところでは整っておりませんので、こういう御回答にさせていただきたいと思います。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

先ほどの質問でも、部長は自然減、社会減の2種類があって、それをどうにか引き止めるために、よそからの移住策とか、出生率を上げるとかおっしゃいましたよね。そこで、出生数を増やす、子供を産んでください、産んでくださいといっても、子供を育てるにもお金がかかるんです。だから、皆さん基本的にそんなに子供をつくらないんですよ。私も最近、地元の小学生の父兄と話して、びっくりしましたよ。小学生の一月の校納金、幾ら払っている

か御存じですか、市長。ざっと調べたら、義務教育ですよ。給食費を合わせて毎月10千円払っているんですよ。それが10千円で、児童手当は5千円しか来ないですよ。児童手当よりも足りないんですよ。

市長は常々子育てするなら柳川たん、柳川の宝ですちよく言われますけど、この考えは今でも変わっていないのでしょうか。どうですか。

市長（金子健次君）

変わっておりません。

13番（高田千壽輝君）

安心しました。なら、もう少しですね、市長は一回、どこかに1つだけ特化して予算をかけたら、ほかの事業にも影響が出る、平均的にするのがベストだとかおっしゃいましたけど、もうそういう時代じゃなくて、どこか1つにでも集中的に、近隣市町村にここだけは負けんぞというような施策をする必要があるんじゃないですか。柳川らしい施策を。子育てなら子育てに少し集中的に予算を組むとか、よそに負けられないような施策をする必要があると思うんですよ。

私はここで提案しますが、やっぱり子供のために、予算はかかりますよ。思い切って給食費をただにしたらどうですか。私はそれぐらいでもいいと思うんですよ。それはいろいろ考えはありますけど、市長、この提案に対して率直にどうですか。

市長（金子健次君）

給食費を無料化する考えはございません。

13番（高田千壽輝君）

そう言われると、大体年間の給食費が250,000千円ですよ、現在、柳川市が。思い切ってそれぐらいでもいいんじゃないですか。私はそう思いますよ。検討もしないんですね。再度お聞きします。

市長（金子健次君）

250,000千円をどうやって入手するんですか。高田議員が市長になれば、そういう考え方で立候補されると思いますけど、それは無理ですよ。

13番（高田千壽輝君）

あまり言いたくないですけど、250,000千円、市長、今まで建物に幾ら使ってきたですか。市民文化会館、最初、市長は40億円と言われていたですよ。蓋を開けたら60億円、1.5倍ですよ。そういうハード事業にはどんどんお金を使って、子供のためにはお金を使わないということなんですか。それは全額無償とは言わないけど、少くとも給食費を削減することを考えてもいいんじゃないですか。再度お願いします。

市長（金子健次君）

先ほどの考え方と同じです。

13番（高田千壽輝君）

なら、市長の考えは分かりました。でも、やっぱり柳川で子育てををするというなら、よそと同じようなことをしたって、全然移住者とか増えないですよ。それを私は言いたいです。早急にどこかで手を打たないと、このままずっと人口が減少していくことになります。

私もこの人口減少について、12月議会で企業誘致の重要性を訴えまして、土地を確保していただかないんじゃないかということを経験しましたら、部長は農振地域でいろいろ柳川は難しいような発言をされておりますけど、私も調べたら、インターチェンジから半径500メートルは転用がしやすいというような情報があり、私はこのインターチェンジは高速道路だけかなと思っていたら、ちょっと聞いたら、高規格道路、有明海沿岸道路にもそれは適用できるというような話を聞きましたけど、それはどうですかね、適用できるんですか。

農業委員会事務局長（乗富和也君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

まず、農地法に基づく農地の転用でございますが、農業振興地域の農用地区域内から除外された農地、いわゆる農振除外地でなければなりません。

福岡県が示します農地転用の許可基準によりますと、有明海沿岸道路のインターチェンジも、議員おっしゃるとおり、高速道路と同じように取り扱われております。また、許可基準では、転用予定地からおおむね300メートル以内にインターチェンジ、もしくは鉄道の駅、市の庁舎、いずれかが存在する場合、または半径500メートル以内に教育施設や医療施設、公共施設、公益的施設のうち2つ以上の施設が存在し、かつ上水道や下水道、ガス管のうち2種類以上が埋設された4メートル以上の道路の沿道であれば第3種農地と位置づけられまして、転用については原則許可とされております。大きくはインターチェンジの部分の300メートルと500メートルに条件が分かれた、大きく2つの条件がございます。

また一方、転用手順の前に必要となります農業振興地域の農振除外のほうですけれども、インターチェンジから半径300メートルや500メートルといった距離に応じたの特例的な緩和措置はございません。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

そういう情報を私も後で知って、12月議会のときに知っていたら再度質問するつもりでしたが、最近知ったんですけど、執行部におかれましてはこの情報は12月議会のときは知っていたんですか、知らなかったんですか、その辺をお聞きします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

企業誘致を推進するためには、用地の確保が重要な要素であります。市内においてまとまった土地といえば、ほとんどが農業振興地域という課題があります。現状のままで企業誘

致のための用地がないという状況を受けて、農業振興地域の農用地区域内も含めて企業立地の可能性のある13か所の選定をいたしております。

そのため、開発には農振地域の除外のハードル、こういった高いものがあると、そういうことを認識して12月議会には答弁をしているところでございます。今後もしっかり企業誘致の推進については頑張っていきたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

単純に知っていたか知っていないかを聞いているんですよ。知らなかったら知らなかった、知っていたら知っていたでいいじゃないですか。どっちですか。

産業経済部長（松藤満也君）

正直申し上げまして、知っていました。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そういういい情報を我々議員に隠すとはおかしいんじゃないですか。それを知ったら議員がどんどん早うせろち尻をたたくから言わなかったんですか。そう取られても仕方ないですよ。できません、できませんばかり答弁して。だから、そういう情報を皆さんで共有しなければいけないでしょう。そういう姿勢がないと、いつまでたっても企業を誘致できませんよ。若者はどんどん流出していくばかりじゃないですか。原因は働く場所がないからでしょうが。もう少し本当に真剣に、若者たちが出ていかないで柳川で仕事ができるような環境をつくらうという姿勢を見せていただきたいんですけどね。もうやあやあ言うても、その答弁ちはなかなか難しいと思うんですけどね、もう少しそういう情報を利用して取り組んでいただきたいと思えますけど、その辺はどうですか。

産業経済部長（松藤満也君）

先ほど農業委員会事務局長が答えましたとおり、転用が原則許可ということで、転用はオーケーだということです。ただ、農業振興地域の農用地から除外することは、500メートル以内であろうとも関係ないということでございまして、ハードルが高いということでございます。現実、インターチェンジから300メートル以内の用地はほとんどが農業振興地域の農用地でございまして、除外済みの土地はほとんどございませぬので、検討に当たらないというようなレベルでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

昨日の質問で、課長は13か所の用地を一応考えています。そのため、沿岸道路の近くとか、その13か所は農振じゃないんですか。除外地ですか、策定したと言われた13か所は。

産業経済部長（松藤満也君）

13か所はほとんどが農業振興地域です。除外するには相当ハードルが高いというふうに思っています。除外地はほとんどございません。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

転用が難しいところを策定しましたて、よう言えるですね。企業がいろいろ電話も連絡もありましたし、なら、こういう土地がありますよち市が紹介しますね、13か所策定しているところを。企業がもし乗り気になって説明に来たら、これは農業振興地域だからちょっとハードルが高いですよち言えますか。それこそ、そんな策定した土地は、ほんなごて絵に描いた餅ではないんですか。

産業経済部長（松藤満也君）

前回もお答えしたと思いますが、みやま市で取り組んでありますインターの北側ですね、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいて産業団地の整備を進められております。うまくいっていないような話も聞きますけれども、そういうところを参考にしながら、実際、柳川のほうに企業進出したいという話があれば、先ほど商工・ブランド振興課長も答えましたが、努力はしていきたいと。担当部長としても努力はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私、ちょっと福岡県に聞いたら、福岡県には東京あたりからどんどん企業が来ていると。今、仕事内容によっては、インターネットの環境があれば田舎でもできるような仕事内容がいっぱいあると。待っているだけじゃ駄目なんですよ。そういう情報を県からどんどんもらって、自分たちからセールスに行くような姿勢がないと、待ち身じゃ企業は来ないですよ、正直言って。もう少し営業努力をしてください。これは要望ですから答弁は要りません。

この質問はこれで終わりますて、次の質問に移ります。

次は樋門管理人さんの安全対策についてお聞きしますけど、樋門管理人の役割は年々増加しております。その原因は昨今の気象状況であります。年々降水量は記録を更新しており、100年に一度の大雨や50年に一回の大雨とか、そういうことを言える状況ではありません。

本市は先行排水を行い、冠水問題等に取り組んでいます。この先行排水は樋門管理人の協力がなくては行うことができないのです。

質問ですが、樋門管理人の委嘱はどこの組織が行っているんですか。

水路課長（松永 久君）

高田議員の御質問にお答えします。

柳川市内には約1,100の樋門や樋管があります。それぞれ国や県、市、土木組合で管理を行っています。そのうち、柳川市が約540の樋門を管理しております。

議員言われるとおり、市で行っている先行排水については、地域を冠水から守るため、樋門管理人の方々に協力していただき成り立っていると認識しております。

市で管理している樋門につきましては、委嘱状などはございませんが、市から地元の方にお願いしているものでございます。管理人の選出は地域の行政区や水路委員にお願いしているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

委嘱もなく、ただ行政区長にお願いするといって選出していただいているということですね。なら、この樋門管理人さんの身分的な補償とか、そういうのはどうなっていますか。

水路課長（松永 久君）

まず、樋門管理人の身分はということでございますけれども、市から地元をお願いし、地元から選出されたボランティアという取扱いになっております。

これの補償ということでございますけれども、市で管理している樋門につきましては、管理人個別に保険は加入していないところです。現在、やすらぎ保険で対応しております。補償内容といたしましては、通院で1日当たり2千円、入院で1日当たり3千円、死亡で3,000千円の補償でございます。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

先行排水は常時いつでもできるんじゃないんですよね。時間帯は海水の満ち引き、潮の満ち引きで決まって、干潮時に行くことができるんですよ。この干潮時とは1日2回ありますけど、昼夜関係ないんですよね。昼間は明るいからいいですけど、夜、先行排水しなきゃいけないというたら、足場の不安定なところに上って樋門を操作したりなんたりしなきゃいけません。樋門管理人さんのその辺の安全対策はどうしてあるんですか。

水路課長（松永 久君）

現在、国や県で造成した幹線水路の樋門につきましては、電動化への改良を要望しているところです。また、樋門や樋管を操作するに当たり、ステップなどで上に上りにくい場合などは階段等の設置も検討しております。また、夜間の安全対策として、地元行政区から要望があれば、階段の設置やヘルメットやヘッドライトの貸出し等を行っております。

議員おっしゃるとおり、先行排水は有明海の干満に合わせて行う必要がございます。干潮は1日に2回ありますけれども、どちらかが夜間や早朝となり、暗い時間の先行排水となります。水路課としましても、安全を確保するためには明るいうちに先行排水を行う必要があるため、天気予報に合わせて2日前から実施するようにしているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

昼間だけしかしないとされたばってん、やっぱり緊急的に深夜でもする必要が出てくるでしょう。そのときの対策をもう少ししないと、ボランティアとしてあるんですよね、今聞いたら。けがしたら、やすらぎ保険で適用されるということで、通院で1日2千円、入院で3千円、死亡時で3,000千円。今のところ大きなけがをしていないからいいですけど、これで本当に十分かなと思うんですよね。こういうことをしたら、次の樋門管理人さんの受け手がなくなるんじゃないですか。もう少し、いや、市は補償関係もちゃんとしますよ、だから樋門管理人を受けてくださいというような、そういう補償を担保してほしいしないと、誰も成り手がなくなりますよ。ここの樋門の数だけだっちゃん五百何十か所もあって、職員だけで到底できることじゃないですからね、こういう協力があってできるんですよ。

だから、事故があったら補償等に関して、市長、ただこのやすらぎ保険だけでいいですか、どうですか。

市長（金子健次君）

給食費の件についてはできませんと言いましたけど、この件については早急に、国から操作管理の委託を受けている樋門管理の補償内容を聞いていますので、それに合わせるような形で金額を引き上げての保険内容についてを取り組まなければならないというふうに感じておりますので、高田議員が言われるような形で、柳川市が先行排水とか、干潮の2回のことについては、やっぱりどうしても夜の操作もしなければなりませんので、そういうことについては補償するような形を取り組みたいと思います。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この管理人さんの備品関係で要望があったら支給する、貸し出しますということでありますけど、やっぱり電動化のところはいいですよ、ボタン1個でいいから。電動化じゃないところ、手動のところ、高いところに上って、両手でハンドルを回さやん、そういうところでは懐中電灯なんか使えないですよ。せめてヘッドライト。深夜ですから、やっぱり安全対策、落っこちてけがしたときのためにヘルメット。私も建設現場で仕事したときも、労基で、1.5メートル以上の高所で作業するときは必ず安全帯をつけないと、もし安全帯をつけていなくて転落事故があったときは労災認定ができないと言われて、そこの労働管理人さんから、ちょっと面倒くさいから安全帯をつけなくて上に上ったら本当にやかまし言われたことがありますけどね、その辺で、やっぱり高いところの樋門に上がる人たちも安全対策として安全帯も用意していただきたいと思うんですけど、課長、どうですか。

水路課長（松永 久君）

安全帯とヘッドライトでございますけど、過去にヘルメットにつけるヘッドライトを貸し出したこともありますので、地元の行政区長さんなり水路委員さん等々でこういうのが欲しいということであれば、貸与という形で対応していきたいと思っております。



以上です。

13番（高田千壽輝君）

あと何か月かしたら本当に樋門管理人さんの仕事が増える時期になりますので、その前に、やっぱり最悪のケースを考えて早急に対策をしていただきたいと思います。と思っています。

今も貸し出してありますということで、課長以下、頑張ってもらえると思いますけど、ただ1点だけ気になることが、ある行政区長さんから私のほうに苦情の電話が来まして、これを水路課に相談しに行ったと。ヘッドライト、ヘルメット、安全帯を用意してくれないか行政区長が相談しに行かれたら、うちでなくて課長か誰か知りませんよ。私は片方の意見しか聞いていませんけど、安心安全課に行ってください、そこで言われた。それで、その区長さんが安心安全課に行ったら、安心安全課で、何でうちに来たんですかと言われた。そういうことで私に苦情が来たんですけど、そういう事実があったかどうか、お聞きします。

水路課長（松永 久君）

私もその件は実際記憶しております。その件もありまして、うちのほうでそういうふうな対応をしていくような形で、安心安全課と協議して、樋門に関する分についてはうちのほうで対応するというところで協議をして、貸出しをしているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そういう対応をしているから、区長さんたちは樋門管理人とか出たくないとか言われるんですよ。やっぱり相談に来られたら親身になって、自分のところでしたくないからよその課に回すとか、おかしいですよ。自分のところでちゃんと対応してくださいよ。できないならできないでも仕方ないじゃなかですか。よその課に行ってくださいとか、そういう無責任な発言をしないでください。課長にばかり言いますが、市長、そういう事実があるというものについてどう思いますか。

市長（金子健次君）

そういう事実を披瀝されましたけど、私のほうから謝りたいと思います。そういうことがないような形で職員に対しては指導を徹底すると同時に、今日、御提言いただいた分については、市民の安全・安心の確保を担保していきたいと思います。保険についても、いろんな角度で鋭意検討してまいります。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私に謝るより、その区長さんに謝ってください。私は関係ありませんからですね、正直言うて。だから、そういう対応がないようにですね。今日は水路課のことを言いましたが、やっぱり全部ですよ。市民の皆さんがそうやって相談に来られたら、親身になって相談に乗ることが一番大切で、市の責任だと思うんですよ。だから、それは責任持って対応をしてい

ただきたい。自分のところでできないなら、ちゃんとその件に対してはこの課に行ってくださいとか親切に教えて、特に、区長さんに成りたての人は、どこに要望を持って行ってよいかというのが分からないと言われるんですよね。私たちもやっと分かりましたけど、水路護岸についてもそうですよね。水路護岸の要望に行くと、みんな水路やっけん水路課くさちいうたら、違うんですよね。道路が隣接していた場合は、その担当は建設課になるんですよね。そういうことを区長さんは知らないんですよね。そういうことももう少し本当に、要望が一本化で上げれば一番いいんですけど、その辺に対してはどう思いますか。

市長（金子健次君）

再度職員に徹底をしていきたいと。そういうことでこういう場の中で質問がないような形を私は責任持って取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

13番（高田千壽輝君）

最後ですけど、これは市長に要望ですけど、市長、福岡市の竹下にあるアサヒビールが移転することに決まっているんですよね。県は移転するんだったら県内にしてくれち。市長、思い切って営業に行ってくださいか。どうですか。

市長（金子健次君）

アサヒビールのことについては新聞で知りました。願わくばそういうことで来ていただきたいんですけども、正面切っても恐らく無理だと思ってしまうんですけども、そういうルートがあれば、ぜひ高田議員の力もいただければと思いますけど、非常に難しいような問題だと考えております。

13番（高田千壽輝君）

ルートじゃなく、当たって砕けるというのがありますからね。行かないと先に進みませんので、ぜひその辺は思い切って行動に移していただきたい。来たら、本当に柳川市のためにはプラス材料が増えると思いますよ。観光客も増えるからですね。

では、これで終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして高田千壽輝議員の一般質問を終了いたします。

一般質問はこれで本日終了いたしましたけど、議員提出議案がありますので、引き続きやりたいと思います。

議案を配付しますので、ちょっと休憩します。

午後 2 時44分 休憩

午後 2 時45分 再開

議長（藤丸正勝君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日、議案第40号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議につ

いてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程2とし、直ちに議題にしたいと思  
います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、議案第40号を日程に追加し、追加日程2として議題とすることに決定  
いたしました。

追加日程第2 議案第40号

議長（藤丸正勝君）

追加日程2・議案第40号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題と  
いたします。

市議会会議規則第35条の規定により議案を朗読させます。

議会事務局長（白谷通孝君）

〔朗読省略〕

議長（藤丸正勝君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番（伊藤法博君）（登壇）

議案第40号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について提案理由の説明を申し  
上げます。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、世界の安全保障と国際秩序を脅かす暴挙であります。

本決議は、ロシア政府に対し、ウクライナへの主権侵害に抗議するとともに、武力行使の  
即時停止と平和的な対応を強く求めるものです。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上  
げ、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため  
暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後2時50分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議については、  
委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

ここでお諮りいたします。一般質問は、明日、9日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日、9日は休会としたいと思います。

御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日、9日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時51分 散会

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和4年3月22日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

### 2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	中村智弘
教	育	長 沖 毅
総	務	部 長 平 田 敬 介
会	計	管 理 者 高 田 啓 介
市	民	部 長 椛 島 謙 治
保	健	福 祉 部 長 島 添 守 男
建	設	部 長 松 永 泰 治
産	業	経 済 部 長 兼 大 和 庁 舎 長 松 藤 満 也
教	育	部 長 兼 三 橋 庁 舎 長 袖 崎 朋 洋
消	防	長 松 藤 敏 彦
財	政	課 長 田 中 勝 裕
福	祉	課 長 内 田 猛

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第11号)について

議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について

議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済常任委員長報告について

議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について

議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算について

議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 市道路線の認定について

議案第31号 権利の放棄について

教育民生常任委員長報告について

議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)について

議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について

議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について

議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について

議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について

予算審査特別委員長報告について

議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について

日程(3) 議案の上程について

議案第41号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第12号)について

議案第42号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 沖縄戦戦没者の遺骨収集を徹底するよう国に求める意見書について

日程(4) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、2月28日に行われた議案第20号の提案理由の説明において、市長より発言訂正の申出がっておりますので、市長の発言を許します。

市長(金子健次君)

おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

今定例会の初日に私が行いました提案理由説明の中で発言内容に一部誤りがありましたので、訂正方をお願いいたします。

訂正箇所は、議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明におきまして、「期末手当、または勤勉手当の引下げ」としておりましたが、正しくは「期末手当の引下げ」だけでしたので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。訂正方をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長(藤丸正勝君)

ただいまの市長の発言訂正の申出は、会議規則第64条の規定により、議長において許可することにいたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)



日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和 4 年第 3 回柳川市議会定例会最終日の日程について、3 月 18 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程 3 が議案の上程についてで、執行部提出の議案第 41 号、議員提出の議案第 42 号及び議案第 43 号の合わせて 3 議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3 議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論、採決とし、3 議案とも即決といたしております。

日程 4 が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

#### 日程第 2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程 2 . 各委員長報告について。

まず初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

3 月 3 日の本会議において当委員会に付託を受けた議案 9 件について、その審査を終了しましたので、会議規則第 105 条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1) 議案第 4 号 原案可決

本案は、令和 3 年度柳川市一般会計補正予算（第 11 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「4 億 6,091 万 6 千円」を追加し、補正後の予算総額を「388 億 6,242 万 2 千円」としようとするものであります。

審査の過程で、ふるさと寄付金の状況と返礼品、住宅新築資金貸付金の今後の対応等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第11号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置されたもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の過程で、当該特別会計の廃止と再設置等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、独立行政法人等の定義が個人情報の保護に関する法律に定義されるため、条例の整備を行おうとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第18号 原案可決

本案は、柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員において、4月1日から非常勤職員の育児休業の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が実施されるため、同様の措置を講ずるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第19号 原案可決

本案は、柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市史編集委員会編集顧問及び市史編集委員会研究員について、地方公務員法第3条第3項第2号の当該任用要件に該当しないため、別表1から削除しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第20号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に準じる、議員、市長、副市長、教育長及び職員の期末手当の引き下げと、時間外勤務等の給与額の算定方法について、現在の国家公務員法準拠から地方公務員は労働基準法適用となるため、同法準拠に改めようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

給与額等の算定方法について、現在の国家公務員法準拠から地方公務員は労働基準法適用となるため、同法準拠に改めようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第28号 原案可決

本案は、柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防庁において策定された、消防団員の報酬等の基準に準じ条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)議案第29号 原案可決

本案は、柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正、施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

## 4 結果

(1)議案第12号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「14億7,385万2千円」、事業費用が「13億9,903万2千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「7億5,538万8千円」、支出を「10億6,498万5千円」計上し、不足する「3億959万7千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第13号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、下水道事業収益が「7億6,817万1千円」、下水道事業費用が「7億5,231万2千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「4億4,148万4千円」、支出を「6億3,667万円」計上し、不足する「1億9,518万6千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第27号 原案可決

本案は、柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成24年3月に策定した柳川市景観計画の計画改定に伴い、条例の一部を変更するものです。

審査の過程において、208号線沿いの工事に対する指導についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第30号 原案可決

本案は、市道路線の認定についてであります。

市町村道整備事業による1路線を新規認定するものです。

審査の過程において、道幅についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第31号 原案可決

本案は、権利の放棄についてであります。

放棄する債権は、柳川市営住宅使用料及び駐車場使用料11名に対する「268万2千400円」で、内訳は住宅使用料が「248万400円」、駐車場使用料が「20万2千円」です。

放棄の理由は、債権に係る消滅時効の期間が満了し、かつ、死亡又は所在不明となった滞納退去者や連帯保証人に、当該債権を履行させることが著しく困難で、回収が見込まれないと判断したためです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

2月28日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに3月3日本会議において当委員会に付託を受けた議案13件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

## 5 結果

### (1)議案第5号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

決算見込による予算の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ「1億2,798万5千円」を増額し、補正後の予算総額を「88億9,314万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (2)議案第6号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、歳入歳出それぞれ「1,366万1千円」を減額し、補正後の予算総額を「11億1,433万9千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (3)議案第7号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）についてであります。

貸付金の貸付原資であります起債の償還が令和3年度末で終了し、令和4年度以降は一般会計で貸付金の回収に関する業務を行うこととするため、特別会計で管理する金銭を一般会計へ繰り出すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (4)議案第9号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「86億3,013万6千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第10号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「11億6,900万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第14号 原案可決

本案は、柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定についてであります。

昭和49年に建築し、平成7年に改修した柳川市ふれあい自然の家を、施設老朽化のため3月31日をもって廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定についてであります。

3月をもって柳川市坂本町の柳城児童館を閉館するため、当該施設の設置条例を廃止するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定についてであります。

4月に有明地域観光物産公園敷地内にオープンする「柳川市地域子育て支援拠点施設」の設置条例を制定するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)議案第22号 原案可決

本案は、柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の規定に基づき、住宅新築資金等特別会計を設置し、貸付金回収業務と市債償還業務を実施していましたが、起債の償還業務が令和3年度末をもって終了し、令和4年度以降は、一般会計で貸付金の回収に関する業務を行うため、柳川市住宅新築資金等特別会計を廃止するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(10)議案第23号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児の被保険者がいる場合において、未就学児につき算定した被保険者均等割額を減額するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(11)議案第24号 原案可決

本案は、柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

施設管理の一元化の観点から、管理者を教育委員会から柳川市へ移管するものであります。  
審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(12)議案第25号 原案可決

本案は、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和3年度で柳川市クリーンセンターの稼働が終了し、令和4年度から市組織機構を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(13)議案第26号 原案可決

本案は、柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。  
施設利用者の利便性を向上するために使用料区分の見直しを行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(14)請願第12号 一部採択

本件は、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択についてであります。

請願要旨2項目のうち1の、国は「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」にもとづき、沖縄本島における遺骨収集を徹底することについては、採決の結果、賛成全員でありましたが、要旨2の、国は戦没者の遺骨が眠る沖縄本島の土砂を採取させないことについては、可否同数であったため、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決により採択とせず、結果、本請願は一部採択とすることに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

(1)議案第8号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに308億3,600万円で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして22億8,500万円、率にして6.9パーセントの減額となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、固定資産税の増額の理由及び償却資産への課税の状況、個人市民税及び固定資産税の滞納の状況及び今後の取組み、障がい児通所給付費の増額の理由、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費の内容、給食費の滞納の状況等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費で、会計年度任用職員の配置の状況、割愛指導主事の配置の状況、総務費で、住宅取得奨励金の実績、高齢者運転免許証自主返納者タクシー助成の実績、防犯カメラ設置補助金の仕組み、民生費では、緊急通報サービス事業委託料の実績及び今後の活用方針、虐待対応相談員の相談実績、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設のコロナ対策予算、認知症初期集中支援員及び認知症地域支援推進員の役割、衛生費では、特定不妊治療助成金の実績及び今後の方針、ごみ収集委託料の増額理由及び業者の選定方法、がん検診推進事業と生活習慣病重症化予防事業の対象者及び受診率、農林水産業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金の内容及び目標、農地集積・集約化対策事業費補助金の実績、はたき海苔処理検討協議会の検討内容、中島漁業団地事業評価業務委託料の内容、商工費では、消費生活センターの相談件数及び相談内容、プレミアム商品券事業の補助率の考え方、むつごろうランド公園遊具整備工事の内容及びスケジュール、土木費では、中島谷垣開線道路整備事業費の物件補償費の内容、老朽危険家屋等除却促進事業補助金の実績、市営住宅江曲団地改修工事の内容、消防費では、消防団出動報酬の支給状況、消防団格納庫整備に係る地元との交渉状況、防災マップ作成業務の内容、教育費では、三橋共同調理場器具購入費の内容、ふれあい自然の家廃止に伴う有明総合グラウンドの今後の活用、小中学校の大規模改造工事と学校再編との関係、通学路整備工事の場所等について質疑がありました。

総括では、各種基金の減少についての今後の考え、公共建築物個別施設計画の今後の方針、予算総額に占めるコロナ関係予算の割合、市民グラウンドの代替地に対する見解、市民からの要望に応えられる効率的な予算の執行等について質疑や意見がありました。

また、人口減少への対策として、安心して子育てができるようなまちづくりを実現するための予算計上を重点的に行ってもらいたいという賛成討論が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）



以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時39分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第4号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第11号 令和4年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について討論を行います。討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第17号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第18号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第19号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第20号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論  
を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第21号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第28号 柳川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第29号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第12号 令和4年度柳川市水道事業会計予算について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第13号 令和4年度柳川市下水道事業会計予算について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第27号 柳川市景観条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第30号 市道路線の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第31号 権利の放棄について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第5号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第10号 令和4年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第14号 柳川市ふれあい自然の家条例を廃止する条例の制定について討論を行います。

討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第15号 柳川市立児童館条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号 柳川市地域子育て支援拠点施設条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第22号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第23号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号 柳川市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第25号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第26号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について討論を行います。討論をされる方ありませんか。

初めに、反対討論される方。

17番（白谷義隆君）（登壇）

私は請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択についての一部採択について反対の立場で討論をいたします。

この請願の趣旨は2項目あり、1つは、国は戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、沖縄本島における遺骨収集を徹底すること、2つ目は、国は戦没者の遺骨が眠る沖縄本島の土砂を採取させないことで、委員会では1項目めは採択、2項目めは不採択でありました。私は2項目とも採択されることを求め、一部採択に反対するものであります。

そもそもこの請願書が提出された背景は、沖縄戦で犠牲になられた多くの人々の遺骨を含んだ土砂が米軍施設の建設に使われるおそれが出てきたことによるものです。政府は一昨年、米軍普天間飛行場の辺野古移設に関し、埋立土砂の調達先を沖縄県外から沖縄県内に切り替え、沖縄戦で犠牲になられた多くの人々の遺骨が眠る沖縄本島の南部などを採取の予定地に加えました。当時の菅首相は国会で南部で採取する場合は遺骨に十分配慮するよう業者に求めると語っていますが、埋もれた遺骨は石灰岩などと色が似ており、見た目では判断するのは難しいと言われており、まして重機を使った作業で十分な配慮ができるとは思えません。そもそもこうした発想自体が戦没者の尊厳を損ない、遺族の心を傷つけるものだと言わざるを得ません。

沖縄戦では、本市出身者の多くの方も犠牲となられ、今なおこの地に眠っておられます。戦後76年たった今でも多くの戦没者の遺骨が残されており、遺骨を含む土砂を埋立てに使うことは、人道上、許されるものではありません。

沖縄戦で亡くなられた本市出身の遺族の方をはじめ、多くの沖縄戦の遺族の方、そして、関係者の皆様の思いに寄り添う議会でありたいと願っております。また、このことは辺野古新基地建設に当たっての議論とは混同してならないと考えております。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

議長（藤丸正勝君）

次に、賛成討論される方はありませんか。

2番（橋本憲之君）（登壇）

私はこの請願第12号一部採択について賛成いたします。

この請願は、請願者の意思があくまでも遺骨収集を早くやってもらうというところでありまして、その背後にインフラ整備を止めさせるなどの意図がないことを委員会において紹介議員に確認することができました。

ほかの自治体への同様の請願では、辺野古基地の工事中止を求める文言も請願に書かれている自治体も存在するため、今回の土砂採取の制限もそれを想像させるところがございます。こうなれば請願者の純粋な思いをゆがめることになりかねず、請願者の本意によらず、偏見にさらされることになりかねないと思います。また、土砂採取は県の許可事項であり、国は直接関与しないことはさきの国会の首相答弁により明らかです。さらに、土砂採取を制限すれば沖縄全土におけるインフラ整備ができないようになりかねず、県民の皆様への悪影響は計り知れない。よって、委員長報告に賛成いたします。

以上でございます。

議長（藤丸正勝君）

次に、反対討論の方。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。請願第12号、委員長報告は一部採択であります。私はそれに対し、反対討論をさせていただきます。

沖縄戦をはじめ、貴い命を奪われた方々の御冥福をまず祈ります。

戦後80年にもなろうとしているのに、いまだ御遺骨が家族のもとに帰っていない現実、そんな方が私が住んでいる近くの蒲池におられたと知り、世間の狭さに驚いております。私もおじさんを戦争で亡くした一人であります。

時あたかもロシアがウクライナに戦争を仕掛け、多くの人を殺害しております。遺骨収集には理屈もへったくれもありません。一日も早く御遺族のもとに帰すことが日本人としての責務であります。ところが、どうですか。遺骨が眠る土砂を採取してしまったとなれば、永遠に遺骨は収集されなくなります。御遺族の一縷の望みを完全に絶たれる行為は絶対にしてはいけません。だから、私は一部採択に反対します。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

次に、賛成討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

続きまして、反対討論される方はありませんか。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

5番新谷信次郎です。教育民生常任委員長の報告、請願第12号についての一部採択について反対討論を行います。

今年は沖縄が日本に復帰して50周年です。77年前の沖縄戦で亡くなられた御霊に謹んで哀悼の意を表します。

しかし、沖縄戦で命を落とされた兵士や沖縄県民の遺骨がいまだに収集されず、沖縄の土に眠ったままです。戦死された日本兵士のうち、沖縄県以外の出身兵士7万7,458人、そのうち福岡県出身兵士4,300人、そして、旧大和町、旧三橋町を含む郷土柳川の出身兵士63人の方が沖縄戦で亡くなられ、福岡県戦没者名簿に記載されています。今回、請願人のお一人の方は沖縄県南部の糸満市摩文仁で戦死されましたが、骨つぼに入っていたのはサンゴのかけらと石ころだけでした。ほかにも遺骨が帰らない遺族の方が多くおられるでしょう。

その沖縄本島摩文仁で遺骨が眠る土砂を採取する計画があります。この問題は、沖縄で40年以上にわたって遺骨を収集されてこられた具志堅隆松さんがハンガーストライキという身を挺した行動によって全国に知られることとなりました。具志堅さんは、遺骨を含む土砂は戦死者への冒瀆であり、人道上の問題だと訴えられています。

遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書は、今年2月8日時点で207の自治体で可決されました。意見書が可決された全国の自治体では、基地建設への是非に関係なく、遺骨を含む土砂を採取することはあってはならないという1点において賛同の声が広がり、可決に至っています。新基地建設には賛成している自民党議員も、遺骨をないがしろにする行いは人道的に許せないとして意見書を可決させています。沖縄戦を含むさきの対戦で亡くなられた多くの戦没者遺族、とりわけ遺骨がまだ帰らぬ遺族にとっても同じ思いだと察します。だからこそ、遺骨を含む土砂を採取しようとする計画があるならば、国に遺骨を含む沖縄本島の土砂を採取させないことは今回の請願の趣旨として当然のことであり、削除できるわけがありません。

遺骨を含む土砂が採取されようとしている沖縄本島南部で命を落とされた方々の無念、いまだに遺骨が帰らぬ遺族の悲しみに少しでも思いを重ね、国は戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、沖縄本島における遺骨収集を徹底することであるからこそ、国は戦没者の遺骨が眠る沖縄本島の土砂を採取させないことを請願趣旨一体として国に意見書を提出するよう求め、反対討論を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

賛成討論をされる方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

それでは、これにて討論を終結いたします。

それでは、請願第12号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択について採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は一部採択であります。したがって、本請願は委員長報告どおり請願要旨の一部を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成多数であります。よって、本請願は一部採択とすることに決定をいたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第8号 令和4年度柳川市一般会計予算について討論を行います。討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3 議案の上程について。

議案第41号から議案第43号までの3議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第41号について提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、議案第41号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に7,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38,870,152千円としようとするものであります。

歳出では、民生費で7,730千円を増額補正しております。

内容としましては、令和3年度の国の補正予算を活用した施設整備補助の追加募集分について補助金交付決定の内示があり、認知症高齢者グループホームが実施する大規模修繕に対して補助を行うものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金7,730千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では、地域介護・福祉空間整備等補助金につきまして翌年度への予算繰越しを御提案いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第42号について提案理由の説明を求めます。

17番（白谷義隆君）（登壇）

議案第42号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案については、令和4年4月1日から水道課と下水道課を統合し、上下水道課とする機構改革が行われるため、委員会条例の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第43号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第43号 沖縄戦戦没者の遺骨収集を徹底するよう国に求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われた沖縄戦では、多くの貴い命が失われました。戦後77年が経過しようとする今でも戦没者の遺骨収集は続いています。

戦没者の遺骨を一日でも早く遺族のもとに帰すことは国の責務であります。国は戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進し、沖

縄本島における遺骨収集を徹底するよう政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第41号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第12号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第42号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号 沖縄戦戦没者の遺骨収集を徹底するよう国に求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本案について討論を行います。討論をされる方はありませんでしょうか。

まず初めに、反対討論される方はありませんか。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

5番新谷信次郎、議案第43号 沖縄戦戦没者の遺骨収集を徹底するよう国に求める意見書についての反対討論を行います。

これまで5つの団体を含む49名もの請願者によって、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める請願書が提出されました。それは当初の請願が昨年6月議会においてですから、今日まで実に9か月の時間が経過しました。請願第12号における請願の趣旨は、沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠り、流された血がしみ込んだ土砂を採取することは許されないという基地建設以前の人道上の問題として提出されたものです。

沖縄戦で多くの方が亡くなられた遺骨が眠る沖縄本島南部、亡くなられた方々の名を刻む平和の礎そばの土砂を削り取ろうとする計画が持ち上がっているからこそ、遺骨を含む土砂採取は、人道上、許されないという声が上がったのです。

沖縄戦で亡くなられた遺族に当たる議員が……（「おい、違うよ」「違う違う、趣旨が」と呼ぶ者あり）身内に遺骨が帰ってきていないとしたら、その土砂を削ることが認められるかという呼びかけがあったそうです。

最後に、名前が刻まれた歯ブラシが奇跡的に見つかった遺族の方は、沖縄で歯ブラシを受け取られるとき、兄に呼ばれた、一緒に帰ろうとおっしゃられました。（「違うやろうが」と呼ぶ者あり）最後まで静かに聞いてください。（発言する者あり）

その遺族の方々の悲しみと、いまだに沖縄の土に眠る遺骨の尊厳を守るために、国に遺骨を含む沖縄本島の土砂を採取させないことを削除した国への意見書には反対であることを申し上げて、討論を終わります。（「何ば言いよっとかい。違うやっか、趣旨が。議会ばなめとっとかい」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

静粛にお願いしておきます。

次に、賛成討論される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

次に、反対討論される方。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議案第43号に対して反対討論をさせていただきます。

請願第12号でも反対討論をさせていただきました。だから、かぶる部分もあるのは当然であります。

意見書では戦没者の遺骨を一日でも早く遺族のもとに帰すことは国の責務であるとあります。ところが、今、政府がやっていることは全く真逆なことをやっています。遺骨収集どころか、遺骨が眠る土砂を採取しています。これでは何をか言わんやです。だから、私は反対です。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

賛成討論される方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（藤丸正勝君）

日程4．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事項調査を令和4年10月20日まで付託されたいとの申出がっております。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり所管事項調査を令和4年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本件は申出のとおり所管事項調査を令和4年10月20日まで各常任委員



会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤 丸 正 勝

柳川市議会議員 佐々木 創 主

柳川市議会議員 樽 見 哲 也